

23-265□



1200501238535

23  
265



始





史代時本日

卷四第十第

明

治史

文學博士 吉田東伍 著

早稻田大學出版部藏版





### 水師營の會見

包圍せられたる要塞の運命は知るべきのみ。然るに旅順包圍軍の司令官乃木大將が惡戰苦闘を重ね、絶大の犠牲を拂つて之を陥れたるものは何ぞ。時にバルチック艦隊は將に東航の途上に在りて、其旅順到着も遠きに非ざるべしと思はれたり。バルチック艦隊をして旅順に據らしめんか、我軍の一大脅威たるや論なし。これ其來着に先ちて之を奪取るの已むを得ざりし所以なり。乃木大將は明治三十七年八月以降、前後四回の總攻撃を敢行して十一月卅日遂に二百三高地を奪取し、城中港内を瞰制して續々船艦を撃沈し、今や一躍して要塞を蹂躙せんとするに至りたるを以て、要塞司令官スラッセル中將は事の終に爲すべからざるを見て降を請ふに至れり。時に十二月二十二日なり。是に於て乃木大將は三十八年一月二日、スラッセルを水師營に延見して其開城を許可せり。此寫眞は一月五日、彼我兩司令官の會見後に於て撮影せしものにて、其中列は、向つて右より伊地知參謀長、スラッセル中將、乃木大將、レイス參謀長なり。

### 編纂者しるす





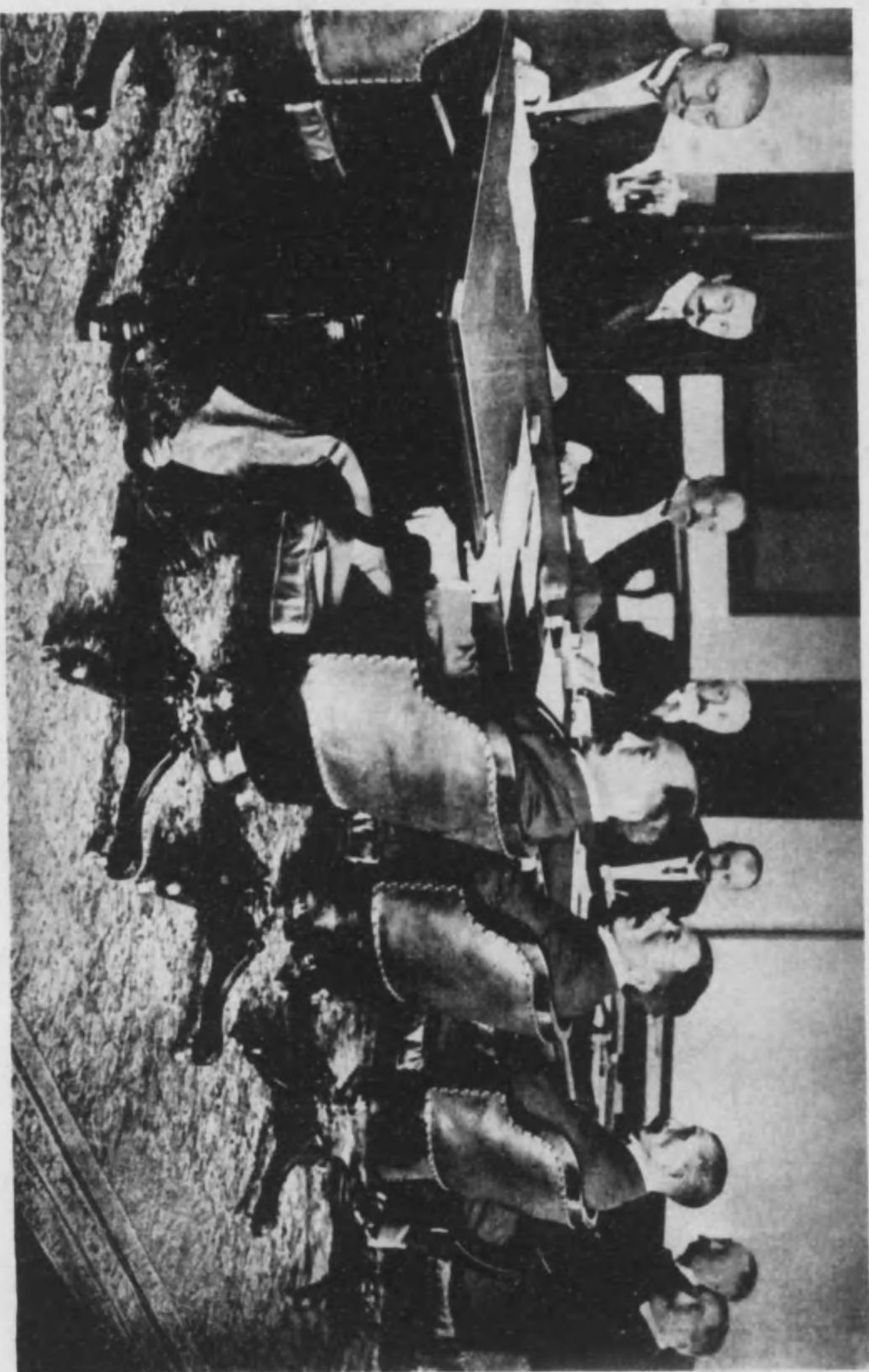


### 日露講和談判

奉天、日本海の二大海が我軍の大勝に歸したるを以て勝敗の大勢は既に決したるものと思はれたり。是に於て、明治三十八年六月九日の米國大統領の勅告により、日露兩國政府は全權委員を任命して講和條件を交渉せしむるに至れり。我全權委員は外務大臣小村壽太郎、駐米公使高平小五郎の二人、露國の全權委員は元大藏大臣ウヅラ、駐米公使ローゼンの二人にして幾多の隨員之に従ひ、八月九日米國ボーツスに於て豫備會議を開きしより數回の會見を重ね、九月五日講和條約の調印を経たり。此寫眞は其交渉の實景を撮影せるものにして、向つて右列は左より、安達峰一郎、落合謙太郎、小村壽太郎、高平小五郎、外一人にして、左列は左よりブランチン、ナバコフ、ウヅラ、ローゼン、ニコストガエツの五人なり。

編纂者しるす





歸義者たるを

て、ウ、モ、ロ、マン、モ、ロ、ズ、イ、ウ、メンの正人なり。  
 於一人に於て、高橋公武よりヤモシモン、ヤ、ハ、モ、  
 岩倉和一派、若合軍大頭、小林新太郎、高平小正頭、  
 の實量と鐵腰とあるものにして、向て了高橋公武より、  
 武且正日韓謀略の圖明を願ふ也。此謀略は其交際  
 之に於て軍計會議を開きしより高橋の會長を軍計、  
 にして鐵腰の副員之に爲り、八日武日米國英一ツヤ  
 委員お天大頭大頭也、ヤ、邦米公助ウ、マンの二人  
 小林新太郎、邦米公助高平小正頭の二人、高橋の參謀  
 將を交際せしむるに至り也。其參謀委員お天大頭  
 にして、日米兩國委員お參謀委員を拜命して編譯者  
 となす、即ち三十八年六月五日の米國大總統の德告  
 之通牒の大體お知に於てあるものと思はれり也。其  
 奉天、日本軍の二大將は其軍の大體に於てある事

日露韓條約



## 倒叙と云ふことに就いて

予は幼少より史類を嗜む、而も講讀に師無し、其帝國の通史を獨習する毎に、先開卷第一の上古が、茫漠明滅として幻夢の如きに會ひ、頭腦徒に苦み、得る所少きを憾みたり。又、史家の筆力は、編末に至れば多く衰殺し、吾人の現在・未來に對して、接近の關係ある重要時代は、却りて簡略に流るゝを憾めり。此に於いて、予は、近きより遠きに至り、低きより高きに登るの法則法啓を移して、讀史の一則と爲し、今代・近世を先とし、中世・古代を後にせば、前の憾或は除く可からむと思惟したり。既に、之を以て自己の家法と爲すに止まらず、此啓發法に合へる史書を編まむと欲す、則、時代自然の區別に觀相して、其一時期・一時代を以て各一編と爲し、最近時より



倒叙して古代に溯上し、以て史書の一變體に供へむと欲したり。予の此腹案は、實に二十年前に在り、而も其草稿を終へずして他の著作に従事し、志を果さざるや久し。然りと雖、其間に、學校生徒に臨むの機會を得、近代を前課とし古代を後業とし、謂はゆる「易きより難きに入り、既知の現在に發り未知の過去に移る」の益あるを實驗したり。

明治四十一年、再たび倒叙史の改稿に着手し、今代の第一冊を國勢發展編と爲し、次に憲法制定編、次に大政維新編、それより近世(江戸衰亡編、江戸季世編、中世編、初世編、織豊氏編<sup>五合</sup>)、<sup>編三</sup>中世(室町幕府編、南北朝編、鎌倉幕府編、院政編<sup>二合四編</sup>)に溯り、古代(平安朝編、寧樂朝編、上古編<sup>二合三編</sup>)に終る。時代を分つこと十有五、即、十五編<sup>冊十</sup>の時代史を作り、四十四年の秋に至

り大略成るを見たり。<sup>編四十五年七月第一</sup>此十五編は、每編の叙述、其一時代の首尾を備ふるを以て、上古より中世、近代と順次に讀下するに、固より錯亂の患無し。<sup>の順次に同一也。</sup>而も、予の倒叙編は、已に「明るき時代より暗き時代に及ばむと云ふ主義」と、近き世に詳にして遠きに省くと云ふ作略<sup>並びに</sup>「各時代の色彩<sup>當時の景観</sup>と脉絡<sup>前後の貫通</sup>を、每編に呈示せむと務めし事」に於いて、多少の經營慘憺ありて、窃に倒叙の名稱に合はむと期したり。但、予の不敏なる、かゝる新儀の體裁を選みしは、好みて異を立つる嫌無きに非ず、或は不測の疑惑あらむ。然れども、讀者にして、今代史を先とし古代史を後とするも、亦讀書の便法、人心啓發の理に契合することを了知したまはゞ、必、予の心にも異なること無きを覺りたまはむ。



此倒叙史は、其一・二・三といふ編冊の次序を翻倒すれば、全く  
順列の通史と異なる無し。  
予は年來、國史の上なる大題・小題、幾多の事項につき、種々の  
感想・考證及び主張無きに非ず、而も、各編紙幅に限りあり、  
特論々盡を容さず、自然之に及ばし、所あれど、必しも究め  
ず、多く綱要に止まる。此に十五編、十冊の植字皆成り、發行  
して世に問ふに方り、聊編首に題して、倒叙の解を作る。

大正二年癸丑 西曆一九一三年一月

吉田 東伍

## 明治史下卷目錄

### 總序

國史講讀の須要 光輝ある成跡 世局の推運 今を視て往  
けるを憶ふ 時代景觀 近きより遠きに及ぼす 倒叙の一  
變體 世代篇冊の大要 紀年

### 今代紀總說

年數 時代概觀……………九

開國進取 日本人の歐化程度 舊國性と新文明 國民性の  
醇化 道德と學術 近代文明の要求 社會の特色 社會の  
維持 日本人の情性の缺陷

分篇……………一六  
目次



# 今代紀第三

## 國勢發展編 總說……………一七

國勢の由來……………一九

王政維新後の大勢 内治専務漸次進歩 丁丑の亂 政黨の

豫備憲法の制定

國勢發展……………二一

三發展 作史の難易

## 第一章 國會創開……………二三

國會初集の政府……………二三

山縣の帝室内閣 議會に對する超然態度 政黨内閣論 國

會の性質 政治の責任 政黨内閣と薩長の勢力維持 前の

黒田内閣と政黨の關係 官吏に對する民間の宿意

## 政黨分合の事情……………二七

自由黨と改進黨 大同團結 選舉形勢 大成會と云ふ官吏

黨 在野黨派の合同 在野の二黨相容れず

## 第一乃至第三議會……………三一

民力休養を唱ふる連合民黨 民黨に對する吏黨 第一議會

衆議院の黨派形勢 歳計豫算の大概 國會開設後の歳計

松方内閣の人妖天災 國防及鐵道國有の案 露國皇太子大

津の凶變 第二議會の解散 板垣大隈の會見 中江篤介

樺山の薩長功勳演説 國防計畫 品川子の選舉不法干涉

第三議會 重要議案の再三否決 民黨征伐の無効 閣僚元

老の善後忠告 陸奥宗光 副島河野の起用 松方内閣の崩

壞 官僚の内訌 國民協會

## 官民對峙第四議會乃至第六……………四八



伊藤内閣と第四議會 下院の上奏 製艦費の特詔支出 豫  
 算の大削減 民黨の意氣 誰か破壊する者 第五議會 諸  
 政黨の離合 元老大臣の離合 星議長を除名し、後藤大臣を  
 彈劾す 外國條約の勵行を建議して、解散せらる 上院議員  
 と伊藤總理の論争 第六議會 對外强硬政略の上奏により  
 て、解散せらる 官民對峙の情形 衆議院上奏の論旨 議會  
 解散の論旨 條約改正の會商、その中途に在り 解散凡二回、  
 輿論と抗戦して談判を遂ぐ 官民の軋轢、及び其調和

第二章 援韓、討清……………六二

朝鮮の危機……………六二

清人、日本を藐視す 朝鮮の宗屬問題 清人の觀察 日清競  
 争 北洋水師の威力 金玉均の死 東學黨の亂 東學とは  
 何ぞ 朝鮮政府、清兵の代勦を乞ふ 李、袁の秘計 大院君と

閔妃の陰謀相殺 日兵亦朝鮮へ入る 國交斷絶 諸政黨の  
 觀察 政府の對清方略 行文知照 日本の韓國に於ける形  
 情、不利なり 朝鮮弊政改革の提議 朝鮮に於ける日本の自  
 衛の道 清人は竊に露に結ぶ

獨力、韓を扶く……………七八

露英の關係 露人の居中周旋 露國政府の心底、及び傍觀  
 英人の觀察、及び調停 再次の決絶 英國政府の意向 大鳥  
 公使の詰問 政府の戦志 大院君入闕 高手政略の可否  
 陸海に清兵を撃破す……………八八  
 豊島の海戦 牙山、成歡の接仗 清人戦機を覺らす 李鴻章  
 の布置、平壤を扼守せしむ 外交と軍機の合否 運送船砲撃  
 入韓の清兵及清艦

日、清の宣戦、及び日、韓の攻守同盟……………九五



援韓の宣戰書 東洋の平和 廣島議會、軍事費の可決 清帝  
 宣戰書 廣島大本營 井上公使の輔導 援韓革弊の意義  
 朝鮮政府の形情 韓政府竊に清將に款を通す 井上公使朝  
 鮮の王妃に困む

二十七八年の戰役大略……………一〇三

日本軍の大方略 第一に制海權を爭ふ 海戰豫期し難し  
 平壤を攻陥す 水陸二日の勝利 黄海海戰 清國の軍制兵  
 力 清軍の方略 鴨綠江破れて遼東瓦解す 我軍旅順口よ  
 り遼河口を掃蕩す 威海衛 北洋水師全滅 我軍制及び兵  
 力討清役前後の軍隊概略

第三章 遼東還附、臺灣領收……………一二六

清國和を乞ふ(馬關條約)……………一二六  
 兩度の乞和使者 李全權馬關に至る 李鴻章の奇禍 日本

勝利は歐洲の意外とする所 陸奥の講和案 歐米代表者の  
 猜疑 我朝野の要望 李爺の談笑 馬關條約成案 割地案  
 の空文批准 李爺と露國の密謀 王之春歐洲に遊説す カ  
 シニ一の謀略 獨逸も露佛に結ぶ プラント 清國政府は  
 一に俄國に依頼す 英國人の態度

三國連盟干涉して東洋を壓伏す……………一三二

征清大總督府 海陸策戰、一時に停止す 露獨佛三國の忠告  
 大本營の内議 陸奥の對策 局勢轉すべからず 陸奥の述  
 懷 露國の姿勢、太勇決なり

直に遼東の割地を還附す……………一三八

批准交換 遼東還附の詔書 中道の沮滯に止む 還附地の  
 保全を約せず 蹇々録の自疏 之に對する批評 對手以外  
 の第三國の打算を誤る



臺灣領收……………一四六

島人抵抗 北白川宮の南征 兵勇紳民の自立共和國 漢蕃  
及び土匪の別 征臺役の大略 臺灣の新政 南島の産物

第四章 日清役後の東洋變局……………一五二

清廷列國に要挾せらる……………一五二

露佛先清國に要求す 遼東代索の義に酬ゆ ウキッテの俄清

密約 カシニー密約 滿洲鐵道をシベリア線に連接して代

辨す 膠州旅順等を貸與す 獨國膠州灣を横奪す 露國旅

順口に據る 支那分割の説 北京の變法自強

英露米の角逐……………一六一

英國威海衛を占む 日本福建省に要する所あり 利權索取

門戸開放

韓國は露人に信頼す……………一六四

閔妃の凶變 韓王露國公館に潜居す 大院君と閔妃 日露  
共同の保護を約す 露の對韓策に張弛あり 日露の對韓方  
策 朝鮮王の皇帝號

第五章 政府、政黨の遷轉……………一七一

征清戦後の經營……………一七一

政黨事情一變す 第八議會 改正對等條約の質問 遼東還

附の失態を責むる聲 政府初めて自由黨と提携すと言ふ

第九議會 還遼棄韓の問責案成らず 第十議會の軍備の倍

加 松方内閣の戦後經營 進歩黨 征清前後の財政 政府

財計の累年増大 清國債金の使途 金貨本位制の確立 第

十一議會 松隈内閣の崩壊

憲政黨の隈板内閣……………一八二

第十二議會 政黨内閣の始現 憲政黨の勃興に對する藩閥



の策應 伊藤の奉表辭職還爵 隈板内閣の陸海軍大臣は特選に出づ 憲政黨内閣は議會に臨まずして解く 自由派と改進黨の不調和 尾崎文部の語を捉る 閣中の破綻遂に土崩 黨内の寇攘太狼藉 憲政黨分裂 大隈に御信任無し 政黨事情の變遷

山縣と星の機略運用政治……………一九三

第十三十四議會 超然主義に對する附和的の提携 地租増收案 文官任用の制限 帝國黨 山縣内閣に對する非難 條約改正の實施

第六章 政府、政黨の遷轉<sup>其</sup>……………二〇二

北清事變……………二〇二

拳匪義團 北京朝廷 康有爲 古今の奇局 仇敵滅洋 清兵も匪徒に與同す 清廷公然開戦 西太后義和拳に依頼す

光緒帝の悲痛 列國兵の行進救援 北京王室蒙塵 露人東三省に占踞す 庚子の變 媾和の會議遷延す 拳匪亂の結果 露人の隱謀 日本の位地 南清の動搖 韓王の苦心

政友會の起立……………二一五

伊藤の模範政黨論 伊藤の懷抱 第十五議會 政友内閣と貴族院の衝突 近衛公爵の國民同盟會 星大臣の嫌疑 貴族院の停會 上院豫算否決の先例 伊藤第四次内閣又有終せず 渡邊大藏の心機一轉 星亨の死 伊隈の兩黨首 我邦政黨の特色 政黨の効益

第七章 日英同盟、露人を排却す……………二三〇

日英同盟……………二三〇

桂内閣の特色 第十六議會の無事 極東韓清を保持する同盟 日英同盟の由來 露人の詭計 日本の意向 同盟成立



の事情 伊藤の日露協和案 日英同盟の憾 露國の滿洲撤兵條約

桂内閣と政友會……………二四〇

第十七議會の海運擴張 單記無名選舉法 伊藤と桂の妥協

第十八議會 憲政本黨翻弄を免れず 片岡健吉 伊藤、樞府

に入りて政黨と絶つ 伊藤の有終 桂の對露方針 日本

元老政治 黒幕内の勇姑 長閑の全盛 薩長軍人の消長

川上山本と兒玉寺内の對照

日露の爭端……………二四八

露人滿洲より朝鮮に迫り來る 對露主戰論 日露の爭戰準備

アレキセーフ 帝國主義 第十九議會の解散 河野議長

の奉答文 日本政府の露國に求めし協商 日本の韓國に

對する優越權利 露政府は滿洲の事を日本と約するを拒み

韓國に中立地帯を置かむとす 露人、水陸、韓國を壓し來る 露國の接仗方略 露將の日本兵力評

第八章 征露の大役……………二六一

日露の決絶及び海戰……………二六一

戰機愈迫る 日本艦隊籌進、旅順口を襲ふ 日本海軍の先制

制海權 仁川浦鹽の露艦 浦鹽艦隊津輕海峽を伴攻す

宣戰の詔書及び日韓攻守同盟……………二六六

韓國の存亡は帝國の安危 露帝の宣戰書 露艦の動靜

日軍遼東に入る……………二七一

鴨綠の渡河戰 得庵居士の戰策 港口閉塞の壯舉 海陸數

道の連戰 遼陽を陥る クロバトキンの豫定の退却 露軍

沙河の攻戰

旅順の海陸攻圍……………二七八



要塞の強襲、海上の封鎖 浦鹽艦隊、我運送船を轟沈す 旅順艦隊逸走を計りて成らず 浦鹽艦隊の横行、遂に我一撃を免れず 攻圍半歳 死守不屈 ステッセル遂に降を乞ふ

奉天の大捷……………二八四

黒溝臺 兩軍の陣勢 東西有史以來の大戦 鐵嶺、開原を收む 奉天敗後の露軍

沖島・鬱陵島の海戦、露艦全滅す……………二八八

後援バルチック艦隊 東郷大將日本海口を扼す 興廢を一戦に定む 近海の迎撃、恰圖に中る 廿七日沖島の戦 同夜戦 廿八日鬱陵島の敵艦降伏 樺太の占領を確實にす 北韓軍 休戦停仗 露人敗後の述懐 媾和の際の兵力

### 第九章 露國と媾和成り、東洋の事

定まる……………二九七

ポーツマスの媾和會議……………二九七

米國政府の勸告 小村の提議 ウキツテの應對 戦争の結果たる條件 日本はサガレンの一半を返すも、露西亞は之に厘毛を酬へず 小村は大統領と謀りて索取したるも、露帝に峻拒せらる 日本折衝に失敗あり 折衝の細説 ルーズヴキルトの縦横談論 露國全權の技倆 日本全權の地位 日本勝利、一等國に列す

和約に對する國民の感情、及び批准宣布……………三〇六

人心の激昂 日比谷公園の鬨諍 要求の放棄は宏量を示す 國民大會を凶徒嘯集に擬す 批准拒絶の論 媾和は稍長時間間の休戦のみ 和好克復の詔書 偃武の兵備、戦餘の治教 ポーツマス條約 南滿洲の租借權 樺太の一半

東亞及び印度に對する佛・英との條約……………三一五



日英同盟の局面擴張 印度地域の保障 韓國の地位變更  
佛人の東洋觀 日佛協約

太平洋に於ける對米國の關係……………三二〇

北米合衆國の日民排斥 日露の領土保全協約 人間の盛衰  
と列國の利害 露國の極東政策 太平洋政策 日米仲裁條  
約 日米協商 支那の疑懼

第十章 朝鮮の位置亦定まる……………三三五

統監府を韓國に置く……………三三五

宗主權 朝鮮一進會 伊藤大使の韓王進謁 韓政府の外交  
權を收む 朝鮮保護權の由來 壓伏に因れる條約 事情の  
急迫と身體の強制 保護の意義 獨立國の名實  
韓皇の背信及び其讓位……………三三〇  
韓帝竊に使者を萬國平和會議に遣す 平和會議 韓帝の讓

位 韓政府の内治大綱を收む 韓國軍隊を解散す 日韓一  
家の親 韓國合併の説……………三八一

半島の治平未し……………三三七

拓殖會社 白銅貨處分 李王家の財産處分 排日の禍機  
スチープンス ペッセル 新聞紙の禁令 興韓の風潮 頑迷  
論し難し 義軍火賊 大韓協會 四千年の舊國豈倭人の臣  
僕たらむや 今の勢は日韓の結合に在り、併合に非ず 隆熙  
帝巡國 宋秉峻免官 韓人の西教歸依 伊藤の畏るゝ所は、  
天下後世に在るのみ 伊藤の統監政策

第十一章 韓國併合……………三五四

西園寺内閣の戦後経緯……………三五五

財政の急務 桂内閣の巧妙 征露軍費は大半を外國公債に  
仰ぐ 第廿二議會 第廿三議會 軍事費の比例 憲政本黨



の銷沈 大隈の脱黨 第廿四議會 消費税を加へて歳入を補ふ 爲他人造其嫁衣 開會中の大臣辭職 貴族院の黨派團體 貴族院團體より大臣を薦補す 西園寺侯引退 踏襲内閣崩解の所以 佛蘭西學の系統、社會主義の嫌疑

第二次桂内閣の上……………三六七

首相大藏を兼攝す 第二十五議會 代議士收賄 伊藤哈爾賓驛の變 多才調節の人 外人の批評 大政治家 ビスマルクに比較す 自他人心に洞察せざる所あり 第二十六議會 官俸増加と地租輕減 關稅法案 保護と收入を謀る關稅率 外國人土地所有法 政黨の聚散消長 進歩黨の衰運 政友會の増大 新政黨遂に成らず 進歩黨變化して國民黨と爲る

韓人暴舉、其國運を短む……………三八一

曾福新統監 漢城の黨人消息 間島事件の由來 李氏發祥

地 我主張を枉げて清國に讓る 圖們江定界條約 圖們江鐵道の豫約 善隣の由來 國境の出入及び逮捕 韓人伊藤前統監を殺す 對韓政策の一變 李家五百年の命數 一進會の抗奏 同居異治 李家も日本皇室に倚らば、天壤無窮ならむ 韓國合併の形式如何 保護と合併の差異 合邦論の反對 曾福統監病む 列國默容 名實併取の權は一に日本に在り 黨人の離合 李完用

清國光緒帝・西太后の殂落……………三九六

清人猜疑の情 南清の革命運動 醇親王攝政 北京兩宮の事情 袁世凱の進退 宣統朝の諸懸案解決 北京小康 滿洲鐵道の中立問題 清官民終に對外葛藤を斷つ能はず

韓國李氏の退讓……………四〇四

寺内新統監 併合條約 李王家の待遇 韓國人民の恩榮惠



福 合併前後の漢城 李氏王國の終局 合邦後の効果及び  
 覺悟 併韓詔書 民衆綏撫 新臣民の推奨 好惡乖迕の弊  
 を戒む 信教自由傳道保護 赦免賑恤 興産開路 韓國の  
 各條約 朝鮮總督 中樞院 朝鮮貿易の計數 總督の新政  
 恩典榮爵 合邦當時の人心民意 隆熙四年の歳出入 日本  
 の韓政經費 鐵道開路築港の三事業

第二次桂内閣の下……………四二〇

第廿七議會 政友會の情意投合 朝鮮總督に關する討論  
 合邦當時の形勢 非立憲政治の弊 桂首相の陸爵退職 貴  
 族院の改選 華族界の黨爭 官僚派の全勝 板垣伯の一代  
 華族論

米露英の交際……………四二九

太平洋岸の移民頓挫 米國の排日法案 排斥の應報 米人

の清國援助策 太平洋戰策 露人の極東經營 世界の交通  
 路 日露協約の補成 大連と浦鹽の競争 歐洲の形勢 露  
 國の交際、再三變す 新協約は併韓の際に在り 日露親交の  
 情實 日米關係の今昔 清朝の借款問題 英國と關稅率を  
 協定す 條約改正及び關稅政策 英人に怒らる 第三次の  
 日英同盟 形勢の變化と新舊條約の比較 英露の背馳は依  
 然 總括的仲裁々判 日米善隣の交誼 北洋の獵獲禁止  
 米人の日本政策 英露に結び支那の保護者たらむとす

第十一章 明治季年の國勢……………四四九

第二次西園寺内閣……………四四九

外國の革命及び戰爭 山本藏相 制度整理 第二十八議會  
 近年の財政 戊申詔書に背く 緊縮の苦痛 代議士改選  
 政友會は時好に合ふ 官僚と民間、兩社會の消長 明治の二



大主義の反對 大陸と英國の兩主義 官治機關に順應する政黨 官治主義の日本帝國 桂公爵の西遊 露國と和好を表明すべき諸案件 蒙古に係る風説 朝鮮頑民陰謀の大獄

支那革命

四六〇

滿人の末路 憲法制定、國會招集を三年後に期す 列強の支那保全は、徒に其排外心を挑發す 武昌の漢兵 袁世凱の起用 資政院と諮議局の向背 中華民國 列國の意向 清朝滅亡 袁大總統 日本の動搖 共和政府は猶列強に承認せられず 支那の前途茫洋 六國借款未定

軍備擴大

四七一

陸軍 馬匹改良の政治 飛行器 無線電信及電話 海軍 大艦の建造 米國艦隊の計畫 大艦の戰術と利益 擴大の計畫 軍事費の増加 貧國強兵

社會問題

四八〇

政論時務の由來 新法と其の主義及び運用 産業組合 社會主義の抑制 個人主義、私有主義の資本制度 貧を救ふは王政維新の一要件 社會と産業の革命 社會改良論 工場法案 社會黨の宣言書一・二 金權の歴史觀 拜金宗 個人致富と國家經濟 同盟罷工 戊申詔書 危激なる論說、卑猥なる冊子 學校の取締 東西相倚れる時勢の變遷 新時代の新要求 無政府黨の獄 幸徳傳次郎の凶謀 不祥事激成の問責案 併せて南朝正統論を以て政府に迫る 歴史の成跡も後世の權勢に改作せらる 維新史料 濟生會 罷業の弊 貧弱の究境 課税に困む甚し 物價高く勞銀低し 西人の苦言 氣象漸く變化を呈す 近代主義 自然主義 開鎖の國運 三教歸一の會合 新宗教の建始 政教の前途

學制改革

五〇四



大學の制度 官學私學 經濟に關係す 中學の實科豫科  
修業年限 高等中學案 國語國字の前途

經濟事情……………五二一

戰後の市場 鐵道國有 國本を養ひ人心を振るはす 桂藏  
相の財政策 實業家の希望 明治時代の經濟大勢 貨幣の  
流通高 銀行の營業 貿易の趨勢 重要輸出品 重要輸入  
品 最近年の貿易逆潮 米價騰貴 財政整理の條件

産業の狀勢……………五二〇

農業 國富 生絲 米穀 工業 手細工 紡績 工業獎勵  
汽力及電力 鑛業 水力應用 諸株式會社 海陸の漕運業  
國富の合計通觀 人口の増加 海外移民 滿韓集中

明治天皇崩御(追記)……………五三二

# 明治史下卷

文學博士 吉田東伍 著

## 總序



國史講讀の  
須要

吾人の明治の昭代に會ひ、君國撫育の恩澤に浴するもの、  
必皆邦家體制の由りて來る所以を辨知し、固より之に報ゆ  
るあるを思はん。殊に、我今代の國勢發展は、世界列強の視  
聽を駭し、内外論者の日本未來の想望は、毎に過去歴史を回  
顧して已まず、國史講讀の須要此に在り。抑、古きを温ねて  
新きを知るとは、前賢の格言にして、事物變遷の狀に熟すれ  
ば、最一般の世務に資するに足る。況、此、光輝ある國史の成

【總序】



跡を看取するに於てをや、獨古今に通して知識を博くするに止まらず、又大に感發する所あらん。惟ふに我皇室と臣民は、二千餘年の草昧より、久しく此國土に根生し、上下和同、子孫相承け相傳へ、以て今日の盛大を致したり。されば、去ぬる二十二年、憲法發布の時の詔の中に、

光輝ある成跡

我が皇祖皇宗は、我が臣民祖先の協力輔翼に倚り、我が帝國を肇造し、以て此の光輝ある國史の成跡を貽したるなり。朕我が臣民は即、祖宗の忠良なる臣民の子孫たることを回想して、其の朕が意を奉體し、朕が事を獎順し、相與に和衷協同し、益、我が帝國の光榮を中外に宣揚し、祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同くし、此の不磨の大典の負擔を分つに堪ふることを疑はざるなり。

世局の推運

今を觀て往けるを憶ふ

是れ、憲章履行の分擔義務を臣民に垂示したまへる者にして、やがて立憲代議の政體を實にし、以て世局の推運に順應せしめられしが、爾來二十年、上下奮躍、討清征露の兩役を興し、帝國の光榮は果して宣揚する所あり、明鑑に臨むが如し。而も、是の國勢發展と憲法制定の前因を求むれば、畢竟、今上踐祚の初めに方り、王政維新の規模を定めたまへるに由るに非るなし。則、知るべし、國勢發展と憲法制定と王政維新とは、明治今代史の三大綱なるを。今且、吾人既に現下の事態に目覩する者、更に回顧して憲法制定の當時を考へ、又、王政維新の往日を憶ひ、逐次溯源、以て古史に讀み到らば、因果の理法、變化の流行、遂に如何の狀をか爲す。此の間の歴史現象に對する識見、豈別種の趣向なしとせんや。本書の倒



叙體に擇みし、必しも新奇を好むの情に驅られしには非ず、聊思を此に寓せるのみ。

凡歴史を通觀するに、國の治亂は常あるなし、文化の隆否、世に情狀を異にす。其亂るるや、磐石草木の猶もの言ひしことも曾ありけん。其陋なるや、窟居して巢栖せるものも曾ありけん、皆今の想ひ及ばざる所とす。而して如是の推遷沿革も、仔細に之れを探るに、略次第順序の在るありて、一期一時代、各其の景觀を異にしつゝ、猶且一條の經絡の貫通するを覺る可し。則彼れ事跡の或は茫昧に屬し、或は殘缺に附せられて、首尾の完好を得る能はざるは、古來史傳の毎に憾みとする所なりといふと雖、專一時代の大景觀を探知せんが爲に、舊書を翻倒して新に篇章を分ち、其の近きより

遠きに及ぼさば、吾人の心理的會得に於て、利する所あるや必せり。今、千古の悠遠を水流の長きに譬へんに、滾々たる江河、前波後浪、追逐して舍せず、或は懸りて瀑となり、或は激みて淵となり、川を聚め派を分ち、終に放てば汪洋の水と爲る。歴史の發跡は、猶江河の濫觴のごとき歟、吾人今日の境致は、猶水流の海に歸する邊に外ならず。起ちて海濤を望まば、前途浩渺極め難しと雖、斯の水流發跡の來路に至りては、泝源して尋ぬべきなり。之を舟に棹して泝航するに比す、江上幾處の景觀、各其境を分ちて論定すべし。航海の記事、豈順下の舟、獨之を爲さんや。但し此書の倒叙は、史編の一變體、固より正當を標榜するに非ず、而も亦備へて史の人類に居くを得んといふのみ。



世紀	代今			世近			世中	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
冊	國勢發展 討清征露兩役 第一	憲法制定 第二	大政維新 第三	江戸幕府衰亡 時代 第四	江戸季世 寛政天 第五	江戸中世 正徳安永間 第六	江戸初世 元和元 第七	織田豊臣氏 戰國時代下期 第八
編							室町幕府亂世 戰國時代上期 第九	南北朝及室町府治世 第十
數							鎌倉幕府 第十一	院政及源平盛衰 第十二
年	明年二十年より 四十年に至る 凡十八年	明治八年より 廿二年に至る 凡十五年	今上踐祚より明 治七年に至る 凡八年	孝明天皇 凡二十年	光格仁孝兩帝 凡六十七年	中御門天皇より 後桃園天皇 凡七十年	後水尾天皇より 東山天皇 凡九十八年	正親町後陽成 兩帝 凡五十四年
數							後花園天皇より 後奈良天皇 凡百廿九年	後醍醐天皇より 稱光天皇 凡百十年
							後鳥羽天皇より 花園天皇 凡百卅五年	後三條天皇より 安徳天皇 凡百十五年
							桓武天皇より 後冷泉天皇 凡百八十七年	孝徳天皇より 光仁天皇 凡百卅七年
							神代及び神武天皇より 皇極天皇に至る凡二 十四世卅五帝	

古	
9)	平安朝盛世及藤氏專權 第十三
10)	律令修撰及寧樂朝 第十四
	神代並びに上古編 第十五

按、神武より孝明まで凡百二十一代、父子繼紹の直系六十七世とす、而も其の中古、孝徳より近世孝明まで直系四十四世にして、一千二百二十二年を経たり、即一世平均二十七年強なり。上古の紀年は、日本書紀、神武より皇極まで直系二十四世にして、一千三百零四年と爲す、即一世平均五十四年強。過長、信を取るべからず、其論は上古編に詳にす。



## 今代紀

### 總說

**年數** 今代、明治歴史の時限は、(明治天皇)今上陛下の御宇即、是なり。されば、上は慶應三年丁卯(西歴一八六七)踐祚の初に起り、既に四十年を経たり。而も、國家向後の進運は、固より窮極なし。這般、歴史の叙述は、筆を最近の大節目に停めざるべからず、則、筆を滿洲戰役(三十七八年役)の終局と俱にするを要す。然りと雖、事の相關繋せる者にして、爾後の數年間に呈出せられし委曲は、亦當に追記を要すべし。本書は、大略、四十年丁未(西歴一九〇七)に筆を絶てり。

**時代概観** 明治時代の、其の帝國史に於ける特相は、之を前代の江戸幕政に對比し來らば、最著明に認識せらるべし。



政體は、諸侯封建の勢を變して、君主親臨と爲り、今の中央集權公民參政、權利平等等の諸現象は、江戸時代に於て其の比例を見ず。又、國家の時務は開國進取を標榜し、正に幕政の鎖國保守(新儀一切停止)に反す。従ひて、人民の智能を啓發して、富強の資、文明の徳を加へしこと、亦論なし。殊に、二大戦役に因り、帝國の威信と光榮を四表に發揚し、東洋に於ける地歩を牢固にし、利權を伸張したる如き、空前曠古と爲すべし。而も尙、外に世界の列強と相交り、内に億萬の同胞を長養するに於いて、足らざる所なき歟、反省して之を求めば、吾人の淬礪に須つ所亦多し。若、安きを固陋に偷み、怠りを半途に生さば、不測の變立ところに到らん、豈思はざるべけんや。

伊藤公爵文傳云、既往三十年(維新の後)の實驗に由れば、我邦人の特性は、大根據ありて伸縮力を有することを證せり。「日本は全然歐化したなり」など思ふは、大なる誤なり。日本は進歩しつつあるに相違なきも、是れ日本古代の文明を根據とするもの、即ち唯我歴史を愛護するの熱衷より發しける現象なり。之に加ふるに、我邦には一種の躍起黨、國粹論者あるが故に、歐洲文明の我が最近青年社會に及ばず影響は、案外僅少なり、寧ろ歐洲文明の感化を受けたるは、吾等の年輩者に多し。明治十年以前には、吾人餘りに進むに過ぎて、殆ど我日本をば東洋に於ける歐洲の一附屬國の如くならしめんとしたるも、今の人は則ち然らず。故に今より二十年後の日本人は、多少其の祖先の國性を回復し、而して物質的の事のみは年々進歩をなすべしと思惟せらる。又、新文明は、種々の點に於て、個人並に衆民をして、往々不満足ならしむるの傾向あり、其生活は以前の如く簡易ならずして、煩忙複雜となり、競争も激甚ならんとす。されど結局に於ては、國民的特性も之が爲に利益を受くるや必せり、則ち日本人は是より世界の各國民と同く競



## 【今代紀述】

争場裡に馳驅せんかな。民友社人物評傳」又云、古人が支那印度の哲學及歴史に據りて得たる種々の大理想は、其他各種の學藝の如く、孰れも日本化せられ、武士道又、大和魂なる概括的名稱の下に、因習の久しき、幾百年を経て益發達し、愈醇化し、遂に吾人に道徳の偉大なる標準を供し、教育ある社會の日常生活に於ても、嚴に履行せられたり。而して、其結果は、舊日本を知る者の何人も首肯する如く、スバルタの剛毅質樸なる氣風、及び犠牲的精神と、アゼンス流の優美なる文化、及び洗鍊したる智能とを兼備せんことを務めたる、一種の教育となるに至りたり。是に由りて之を觀れば、維新前に於て我が國民に缺くる所のものは、精神上、若くは道徳上の要素にあらずして、寧ろ近代文明の科學的、技術的及び物質的方面にありしことを知るべし。故に、維新前後に於ける我國の事業は、外國の觀察者が往々に謂ふ如き、從來我國に無かりし所の文明を移植したるに、あらずして、既に存在せる強健なる性格に新奇の教養を加へたるに過ぎざりしなり。而して、當時忠勇義俠の精神を有せる者は、單に上流の士人たるに止まら

ず、謂はゆる平民も亦上流社會の中に流行せる理想の感化を被りしことには、明かなる事實あり。即平民と雖、正直勤勉にして、其隣保の爲に、殊に其郷邑の爲に、自家の利害を犠牲に供するを躊躇せず、溫和從順にして、人生を尊重し、法律を遵守し、且、優美の情操と高尚なる道徳とを理解したりしなり。國民の狀態既に斯の如くなりしを以て、若し之を適當に指導して、近代の世界文明の要求に應ずるを得せしめば、何時にても鞏固なる國民を構成するを得べかりしなり。〔開國五十年史〕

大隈伯爵重信云、今代の我が國是は、一に彼の長を採りて我の短を補ふに存し、一言以て之を蔽は、過去五十年間に於ける發展は、外交を盛んにして、普く世界の文明に接觸したる結果に外ならず。而して、現今我國の社會をして、歐米諸國に比し異彩あらしむるもの、蓋三あり。第一は、家が社會の單位にして、歐米の如く個人主義的傾向甚しからず、家には法定の戸主ありて、家族を督制して家の永續を保持す。第二は、國家の主權圓滿なること是なり、元來、國家に對する我國人の思想は、夫の希臘人、羅馬人と同一



【今代紀述】  
 にして、人は國家の爲に生存するを、無上の光榮となし、人格も亦國家に關連するによりて、始めて完全するものと思考せらる。又國を神聖視するは、我日本の特性にして、維新の改革、及び爾後の發展、一として動機を此に發せざるはなし。第三は、前二者の結果として、各自に其祖先を崇敬し、宗教上に、自他、一視同仁の習慣を養成し得たること是れなり。古來相分てる神、儒、佛も、新渡の基督教も、均く憲法の下にありて、何等區別する所なし。又、急激の變化に遭遇して、社會の組織一旦瓦解するとき、平民の勃興は、往々國民品性の標準を引下ぐる患あり。然るに我國公卿諸侯の特權、及び武士の常職を廢し、穢多非人に至るまで、法律上共に平等の權利を賦與したるに、國民善良の分子は毫も減退せずして、却て滿面に散布し、國民品性全體に昂進したり。維新の變後、士族の墮落したる者少からざれども、平民の上層にある者直ちに之に代りて社會の風紀を維持し、國民一般の品位を向上せしめたり。〔開國五十年史〕

フォン、プラントは、萬延元年より獨逸帝國の外交官として、明治八年まで東京に

在留せし人なれば、英國公使パークスと共に、東洋に最も深き關係を有せり。副島伯は嘗てプラントを評して、當時の外交官中、煮ても焼いても食へぬ唯一人物なりしと云へりと。プラント曰、今や日本は、努めて積極的政略を以て、連に異境の文化を吸收し、杜撰の速断と皮相の推測とを以て、他の黄色人の、三十年を費すべき事を、僅々三箇年を以て能く會得せんと欲す。然も、日本人の氣質、及び生活の程度は如何、假令、泰西の文明を吸收するとも、表面の被衣にして、其内部の情性は、全體を支配する機能なり。則、社會上、政治上、教育上、及び宗教上の諸科學に至りては、日本人の未だ知らざる所なり。且、其の政治家の觀念は、誠に朝夕に動搖して、其主義の永續するあるを見ず、或は指針を定むるも、僚友忽に相争ひて、歸一する處なきが故に、政務の趣旨を了解するの才能なき者なり。或は偶々長者に服従する者あるも、亦服従の範圍を知らず、遂に些少のことに於いても、猶一身を抛ち、屢公益をなみし、國辱をのこすものあり。彼等には、微妙の德義に至りては、哈之を解得するの能力なし、云々。○小泉八雲（ハーン、歸化米國人）曰、予惟ふに、世界未來の希望は、歐羅巴や、亞米利加にあらずして、東方亞細亞にあるごとし、殊に予は之を支那に屬せんと欲す。日本は疑ふべし、是れ他なし、我日本が今後、或は其の質素、剛健、正直にして自然なる生活の風を放棄するに至らんことを恐るればなり。日本の其の質朴を維持する



國は、決して其の強を失ふとばかりなるべきも、もし此國にして、或は過らて西洋奢  
侈の風を採用するに至らんには、其衰頹立どころに脚下に起らん。東洋の聖  
賢、孔子、孟子、及び佛敎の建設者は、皆異口同音に説けり、曰く、國民の幸福は其奢  
侈を避け、只、通常の安樂と精神の愉快とに必要なるだけの物を以て満足する  
にありと。此思想は、やがて西洋哲學者の所説と異ならざるなり、云々。(歐米  
人之日本觀)

**分篇** 本書は、一時代中の小時限を以て編と爲し、以て大  
小事件の本末と、其の曲折出入を觀むとす。故、第三編の國  
勢發展は、第二編の憲法制定の後果にして、第一編の大政維  
新は、憲法制定の前因たりと謂ふに妨げず。而して、斯の今  
代紀は、江戸幕政の近世紀の所生たるべし。又、編中に章を  
立て節を分つ、皆、大綱・細目の統序を爲す所以なり。

## 今代紀第三

### 國勢發展編 總說

#### 國勢の由來

(明治天皇)  
今上陛下

踐祚の初め、内外の形勢、危急不測

の運に方りしに、智勇の公卿・將士、大政復古の廟議を翼賛し、  
遂に七百年來の武家幕府を停廢し、文武統一の端緒を啓き  
たりしも、猶二百數十の封建諸侯ありて、土地人民私占の舊  
勢を破る能はず。陛下が江戸に巡幸ありて、徳川幕府の故  
城を東京と定めたまひ、此に府藩縣の制を正させたまへる  
後も、海内の版籍十之八は、諸侯(大名)の藩封に屬し、東京新政  
府直隸の府縣は幾何もなし。之を舊の徳川氏が、諸侯に霸  
たりしに比するも、新政府の輕重疑ふべかりし。乃、明治四

王政維新の  
後の大勢



年、專薩長土肥の材器を政府に羅致し、遂に力制して藩封撤去を行ひ(武家全滅)維新集權の實務、是より初めて擧がる。外國交際は、幕府衰亡の日に、倉遑として締盟し、爾來内國紛擾、因りて他に乘せられ、我が枉屈する所、前後甚多し。新政府は、速に諸外國との條約を改正することを念慮し、右大臣岩倉、參議木戸、大久保等の特派し、歐米に巡遊せしむ。出使の一行、泰西の政治、文教及び技巧の秀絶なるを觀察し、深く自國の不備不完を悟り、對等締盟の事は暫く之を措き、内治の振興を以て先務と爲さむと欲す。六年、政府留守の參議西郷、板垣、副島以下、征韓論の沸騰に乗じ、外交折衝の方略を以て、東洋の頽勢を振作せむと謀る。此に於いて、内外先後の論争起り、西郷、板垣等引退す。是より岩倉、木戸、大久保は、

内治先務漸次進歩

丁丑の亂

大隈、伊藤、井上等等、内治先務、漸次進歩の廟議を定め、統率周旋する所ありしも、内外變故多く、屢軍隊を用ゐ、之に因り朝野驚動止まず、士論民情、頗官僚に反す。西郷の私兵を養ひ、板垣の民權を唱ふる、隱然として政府の敵國たり。十年西郷の兵暴に發し、官軍苦戰、僅に之に克つを得たり。此丁丑の亂は、謂ゆる第二の維新(第一の戊辰に對稱す)にして、過激急進を事とせる人士に、大打撃を與へたり。然れども、政府の柱石たりし木戸、大久保、此間に逝去す。民間不平の氣焰は、既に筆舌に移り、今や言論、文章の精力を以て干戈に代へ益、政府に刺戟するあらんとす。十四年に至り、國會願望の聲、四方の野に起り、志士奔走、要請止まず、政府頗搖く。大隈、時に内に居て輿論に投合せんと欲す、意速に國會を招集す



るに在り、其議閣僚と合はずして官を罷む。而も聖上親裁、九年の後に國會を開設すべしと勅諭したまひ、以て遲速の競争を絶つ。此に於て、民間には板垣、後藤の自由黨、大隈の改進黨以下、政社結合、以て他日に豫備するあり、政府には、伊藤の大命を奉して、憲法の草案に従ふあり。既にして、在朝の元勳岩倉公薨し、三條公亦老い、伊藤、專事に任し、官制を新定し、宮中府中の政、皆其指揮に待つ。此間、朝鮮、支那に葛藤連起し、邦内の人心、又政府に悦服せざる者ありしかど、外には含忍して激衝を避け、内には窮治して厭伏を力め、幸に無事を得たり。廿二年、憲法發布の比に至りては、伊藤は内閣の總理を、陸軍中將黒田清隆に譲る。黒田は民間政黨の領袖、大隈、後藤をも援きて官に就かしめ、以て官民の疏通を謀

る。而も黒田内閣は、條約改正の事を以て倒れ、陸軍大將山縣有朋繼ぎて其局に當り、國會初集、實に山縣の奉行に係る。本編、專、此廿三年以後の國勢發展の跡を詳にせむとす。

**國勢發展** 明治の盛代は、之を三分編したりと雖、其發展編は、二十有二年に涉り、盛中の盛といふべし。而も又、一編中につきて、時運推移の迹を考ふれば、二大戦役を以て分るゝ所あり。其第一は、國會に於ける官民の論争時代にして、第二は東洋局面の變化時代なり。第三は、やがて日本が世界に於ける地歩の定まらむとする時代なり。開國維新の宏謨が、此明治の盛代を發展せしめたるもの、蓋此に極まる。

中村敬字曰、余聞、畫工畫鬼神易、畫人物難。夫史家亦然、作古史易、作今史難。古史遠而虛、雖事實多、迂錯而世人不能知。至若龍戰虎鬪之雄略、風雲變怪之情形、讀者氣奪魂動、嗟賞弗措。今史則近而實、勿論事蹟少、錯責之者至



矣。乃天下已定、政事就緒、君臣克艱制禮作樂、人多不思其故而徒以為平平無奇。史家苦心其執諒之。是故古今才俊之士、擇取天下事變之最雄快者、最悲愴者、最怪奇荒忽者、驅之于其筆下。或以發其卓犖不羈之才、或以洩其牢騷不平之氣。抑文章與事實二者宜相合而不可相離。然而以文章見長者、事實多錯誤、而以事實為主者、文辭率不足觀。古人已不免此弊、況其他乎。余乃謂近世之史、要在不失事實、而文采則其次也。嗚呼誰謂近世名臣之圖先哲之像、遂不及鍾馗捉鬼、穆王八駿之畫乎。

### 第一章 國會創開

國會初集の政府 明治廿三年西曆一八九〇議會初集の内閣は、政黨の外に立つてと聲言し、世には超然主義の帝室内閣と呼ばれたり。其の總理大臣山縣伯爵公後の議會召集以前に地方官に下し、施政方針に曰ふ、憲法の實施議會召集は方に近きに在り、國家の盛事、日を期して待つ時に當り、他の一方に於て、人心激昂して政論に競争し、黨比して相闘ぐ、亦勢の免れざる所なり。加ふるに、外交事件條約改正の困難を以てし、轉物論洶起の媒を爲すに際したり。官僚の

山縣の帝室内閣

議會に對する超然態度

政黨内閣論

務は、一意に百難を排し、立憲の大事を賛げ、終局の美果を收むるのみ。夫の行政は至尊の大權なり、其の執務の任に當る者、宜く各種政黨の外に立ち、援引附比の習を去り、專公正の方向を取り、以て職任の重きに對ふべきなり。教育、殖産、其他内地の事業は、二十年來の經營に依り、漸くに其の歩を進め、前途駸々として望むべし。今或は、一時政論激動の爲に、挫折停滯せば、忽にして退却せん、是れ亦宜く意を加へ、以て前緒を繼續すべし云々。蓋山縣内閣は固、政黨の援附なくして成立せり、故に政黨以外に超然たるも亦妨ぐる所なし。而も、議會の表決は、毎に多數多衆の賛成に埃つを要す。されば、内閣に議會所援の習なしと雖、今や議會能援の必須あらん。山縣の徳望、力量の能く議會を引き附け得るや否やは、其の開會の日に判知せられんとす。夫の國會は政事公議の場なり、之に列席の士は、其の官僚たると否とを問はず、事の可否、論争辯難すべきに方りては、何等の制限を被むるなし、一に憲法の保障に依るのみ。されば、論争の極、或は與奪の跡に涉らんも、勢の自然のみ。即ち此の自然勢を利導して、政黨内閣の習あるも、亦宜なり。而も我邦憲法初めて



施さるゝの時に方り、古今の變通はもと其の所なりとは云へ、此の政黨内閣は果して君民上下の信望期待に協へりや、是れ當面の大疑なりき。憲法欽定の事に參與したる伊藤伯爵後公は、大典頒布の日に、公衆に説示して、内閣は陛下に對したてまつりて責任あるの外、政黨と何等の直接する莫き旨をいひ、英國の政黨内閣の例を我邦に援くべからずと爲せり、是れ帝室内閣の對稱ある所以なり。

伊藤伯演説曰、我日本は建國以來皇統連綿たる無比の國體なれば、一國統治權の、天皇陛下に在る、固より論を待たず。是れ憲法の開卷に、大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治すと擧示せる所以なり。次に臣民に就きて、憲法第二章に其權利義務を明かにし、法律以内にては十分に其權利を伸張するを得せしめ、天皇統治權の一部と、人民參政權と相合同する所、即謂はゆる帝國議會なり。此國會の組織、權限等は、明文を以て之を規定せられたれど、今其重要なる權限の二三を擧ぐれば、先、法律制定權と財政權と是れなり。此二權に就きては、特に憲法の明文に、國會の協贊云々と

## 國會の性質

## 政治の責任

政黨内閣と  
薩長の勢力と  
維持

いふに考へても、其意義は明ならむ。又天皇陛下が統治權を實施せらるるに就きては、陛下自其の責任に當らせらるべきに非ず、内閣ありて陛下を輔佐し奉り、統治權の施行、一切の責に任するものとす。又政治上に黨派の起るは、固止むを得ざることにして、既に政黨あれば國會議場に其の争あるは、勢の然らしむる所なり。然れども政府内に政黨を引入るゝことは、甚宜からぬことにて、政府は須らく政黨以外に獨立すべし。大臣にして若しも政黨に關係あるものとせむか、勢彼に厚く此に薄きが如きことなしと言ふべからず。夫の英國の如き政黨内閣の害なしと爲す所以のものは、是れ其の國民の習慣の然らしむる所にて、他國の決して模倣すべきに非ず。斯く言へば、人或は目して、薩長の勢力を維持する籠絡手段なりと爲すべけれども、既往二十年間の實施に就き之を觀れば、決して其の然らざるを證するに足るべし。今一例を擧ぐれば、政府は從來教育を盛にし、民智を進むるに汲々たり、若しも或るものゝ言の如く、薩長の勢力を維持せむと欲せば、人民を暗愚にするに如くはなし、何ぞ人智を進めて己れ



に不利なることをせむや。是れ我々が藩閥政府を維持するの本旨なきを證するに足るべし。不肖博文、明治六年始めて内閣に列せしより、今日に至るまで、其の志す所は木戸、大久保、岩倉等、先輩の遺志を継ぎ、力の及ぶだけ、我帝國の隆盛を圖らむとするに外ならず、云々。

因りて惟ふに、憲法頒布當時の黒田内閣に、大隈伯、後藤伯、象二を收容したるは何ぞ。二伯は政黨の大首領なり、大隈の改進黨は言ふまでもなく、後藤の大同團結は、従前の自由、保守、中立及び改進黨の諸派をも、打して一九と爲したる大黨ならずや。蓋、黒田伯は、陽に超然の裝を爲したるにもせよ、陰に政黨の力に假りて時局を濟せんと欲したるや必せり。果然、條約改正の物論洶起に及ぶや、大隈は獨其の官僚間の異議に遇へるに止らず、大同團結黨の、在野の非難攻撃を買ひ、黒田内閣終に傾覆したり。今や、長人山縣は薩人黒田の後を承く、其の政黨に處する道の難きや想ふべし。

官吏に對する民間の宿意

第一期議會は、是れ多年民間に蟄伏して空しく國政に憤慨したる者の、初めて其宿昔の抱懷を伸ぶるの場なり。此を以て、政府反對の地位に立て

前の黒田内閣と政黨の關係

自由黨と改進黨

大同團結

る議員は、各種の問題に逢着する毎に、極力政府と相争はんとす。夫の議會創開以前、官民の衝突は隨所隨時にあり。然れども政府は兵馬、金穀、警察、其他の權力を握り、他の民間黨は身に一片の利器だも有せずして之に應したるを以て、議論如何に正且公なりと雖、空拳事に益なく、且忍び且屈して、以て廿三年に至れり。今や公然參政の權を得て、政府大臣と一堂の下に相見ゆるの機に會す、乃民間黨の、多年の宿志を伸ぶるは此秋に在りと爲し、旗鼓整々として政府の牙城に迫らんとしたるも其の所なり。

政黨分合の事情 自由、改進黨の二黨は、其の主義の上に一致の觀あり、而も結社の由來、並びに履歴は、久しく反目疾視の實を示せり。後藤伯の大同の急を呼號するに當り、各種の流派、識見の人士を網羅し、忽焉として危然たる團結を成すを得ければ、自由、改進黨の小異は此の時を以て棄却せられしに似たり。而も大隈伯條約改正の斷行を務むるに及び、保守黨子爵島尾、谷國權主義者熊本、高知等の諸先起ちて之を妨げ、改進黨を指目して賣國の賊と痛罵しければ、大同團結も亦之に和し、激烈なる大隈反對を表示し、當年廿二の政論界は空前の



大波瀾を湧かしたり。されば、改進黨は已に自由黨に絶ち、かゝる包圍攻撃に遭遇し、遂に政事上の失敗者たりしも猶孤軍死守の操持を以て、第一期の總選舉に臨まんとす。大同團結に至りては如何、本來烏合の衆、たゞく條約案中止の目標あり、雷同鼓舞して之に向ひしも、大隈已に政府を去れば、團結は隨ひて解體す、亦其の勢なり。乃、廿三年七月の總選舉は、實に小黨瓜分の局面に於て之を行へり。

選舉形勢

大同俱樂部(政社派)

五五、大同協和會(非政社派)

一七

愛國公黨(自由派)

三五、以上三派は大同團結の分散の餘に出つといふべし

九州進歩派

二一、改進黨

四六

中立派

六七、自治派(井上伯に連なる者)

一七

保守派

二二、官吏及び無所屬

二〇

當時、大同團結は各種異様の人物が、唯後藤の唱道したる危念存亡論の下に聽せ集りたる團體に過ぎざるが故に、本來政黨として永久的生命あるものに非ざりしは無論なり。況や、其の首領たる後藤は、此大同團結を踏臺として、一躍身を薩長の藩籬に投し、其の野心を遂げたるの述あり。故に、後藤の入閣と共に、其の團

大成會と云ふ官吏黨

在野黨派の合同

體は政社組織を主張する(大同俱樂部)と、非政社意見を持する(大同協和會)との二派に分裂し、協和會は後藤の藩閥内閣に一員たるを喜ばず、板垣を起して自由黨を再興せんと欲し、此に暫く俱樂部結合を存して、他日に待たむとす。然れども、板垣にして自由黨を再興せば、後藤との衝突を免れざるの勢ありしを以て、土佐に退隱し居たる板垣は、別に愛國公黨を組織して兩派を調停せむと欲し、廿二年十二月海南より出て大阪に大會を開きたり。此計畫は大同團結を維持せむとする後藤の直參派(幕下)にも、又自由黨再興を希望する大井派にも賛成せられずして止めり。關東自由派は、舊自由黨中最も急激なる思想を有する團體にして、大井憲太郎は實に之が代表なり、而も大井は此頃より名望を失ひ、星亨之に代ることとなる。政黨界の状態斯くの如く紛紜たるの時に於て、衆議院議員の選舉は執行せられしが故に、往々にして競争は同主義者間に行はれて、相殺の厄を買ひ、従來政黨に關係せざりしもの、當選したるもの頗多し。されば、其の政黨無關係者は、後に相集りて一俱樂部を組織し、名つけて大成會と云ふ。此會は自稱して中立と云ふと雖、實は民黨に對抗するもの、即政府を援助せんとするものにして、其主張は保守的なりし。

かくて、在野の進歩諸派は、合同、以て政府に對するの計畫を爲すに非れば、代議員數の足らざること明白なり。此に於て、在野黨合同の協議は、九州進歩派に



提唱せられたり。而も其の議は、改進黨中に異見熾なりしが爲、成立する能はず。やがて改進黨を除きたる諸派(大同二派、愛國公黨、九州進歩派)の一致となり、立憲自由黨の名稱の下に、一百三十許の員數を得たり、而も總員三百の過半数には達せざるなり。

第一議會の大勢を觀れば、最多數を占めたるものは中立者にして、之に雜種の人を加ふれば、優に百二十五六名の一黨を成立し得べし。是に於て民黨合同の必要、益緊切に感せられ、總選舉の終了するや、九州同志會は、鹿兒島の河島醇、福岡の岡田孤鹿、熊本の山田武甫を上京せしめ、斷然舊團體を解き、改進黨をも解散せしめて、一大政黨を組織し、以て堂々政府と争はむことを期せり。當時、改進黨の多數は、既に合同に傾き、島田三郎、高田早苗等を委員として、屢各派と協議する所あらしめしも、猶合はず。蓋、新政黨の主義に關し、島田等は(原案に單に自由主義と記したるを修正して)自由改進黨主義、若くは、自由の主義を執り、改進黨の政策を行ふと爲さむことを提議したるも、他の各派委員は之に反對したればなり。是に於て、更に改

在野の二黨  
相容れず

進黨を除きたる他の各派は、八月二十五日、芝愛宕館に會して、單に自由主義を標榜したる立憲自由黨を組織することとなる。其の綱領極めて簡單にして、第一、皇室の尊榮を保ち、民權の擴張を期す。第二、内治は干渉の政略を省き、外交は對等の條約を期す。第三、代議政體の實を擧げ、政黨内閣の成立を期すといふに過ぎざるのみ。思ふに、自由の主義と改進黨の政策、文字の上に増減あるのみ、其實質に於て殆ど研究の要なし、同一の軌轍に外ならず。而も二者の確執を免れざりしは、謂はゆる感情の背馳にして、人物相互の好惡する所あるに由れる如し。在野の進歩諸派は、かくの如くにして、國會の劈頭よりして、既に歩武の一致を失へり、亦十餘年來履歴に由る歟、是れより後の數十年の徑路、曲折頗多しと雖、猶涇渭を分つべしと云ふ。

第一乃至第議三會 第一議會は二十三年十一月廿九日に開かれ、陛下親臨、勅語を賜はり、今や卿等と俱に、前を繼ぎ後を啓き、憲法の美果を收めんと庶幾ふと宣らせたまふ。時に衆議院は、自由黨、改進黨の連合に因り、議長に中島信



行(由)を擧げ、民力休養の急務を標榜して、政府提出豫算に削減する所あらんと期したり。即、分科査定の結果、二十四年度歳出豫算の改編を爲し、約八千三百萬圓の歳計要求に向ひ、八百萬圓を削り、軍艦新造、鐵道敷設、電話新設等の費目を除きたり。而も、同盟民黨が百七十の多數を恃み、査定案を政府に回送して憲法第六十七條(條文云、憲法上の大權に基つける既定の歳出、及び法律の結果に由り、又法律上政府の義務に屬する歳出は、政府の同意なくして、帝國議會之を廢除し、又は削減することを得ず)規定の歳出に關し、其の同意を請ふに及び、政府は不同意の覆牒を爲しければ、更に政府と協議することゝ爲る。此の際に、自由黨中の土佐派、林有造以下が、吏黨(民黨に反對せしる者)に名づくに通過する所ありしが爲に、民黨の歩武亂れ、協議委員長安部井磐根(中)が、再調査六百五十萬圓の案を議場に報告したるに、百二十五の反對、百五十七の賛成を以て迎へらる。此削減案、やがて貴族院を通過し、議會は無事に閉院せられたり。蓋、第一議會の無事に終りしは、一に山縣内閣總理の忍讓して、民黨の鋭鋒を避けしに由る。而も民黨は之を視て驕色あり、官僚は之を視て憤情あり、山縣の衷心亦安からず、遂に病に託し職を辭し、薩人大藏大臣松方伯正(義正)之に代る。

帝國議會は、明治二十三年十一月二十九日を以て始めて開會せられしに、多年藩閥政府と抗爭して、幾多の艱難を嘗めたる政黨員は、今や言論集會、出版、結社等の自由を拘束せられたる桎梏を脱し、公然立法機關に據りて政府と對陣するに至れり。憲法政治の運用は、政府に取りても最初の試験なると共に、政黨に取りても亦最初の鹽梅なるが故に、政府も政黨も恰暗模索の状態を以て議會に臨めり。然れども、政黨は唯突進して政府と戦ふを快事として、意氣頗揚り、政府は坐して防禦の地位に立ちたれば、主客の勢に、稍利と不利ありしは言ふを待たず。則、山縣内閣は、前に超然主義を執ると稱して表面に政黨と、何等の關係なきものゝ如くに見せ掛けたれども、いかで反對黨と對抗するが爲には、政府の御方(御方)たるべき黨與を募らで止むべき。已に官吏出身の代議士、及び保守中立の代議士を以て組織せられたる大成會は現はれたり。舊大同派中の、國權主義に傾ける者の相集りて成りたる國民自由黨の如きも、亦大成會と相提携して政府を援助するの位地に立てり。國民自由黨三十五名、大成會七十名、此二



派を合せたる百五名は、是れ實に山縣内閣が率ゐて以て反對黨と戦ふの御方にして、此の外なる無所屬團體約二十五名を悉く政府の黨與とすれば、其の總數百三十名に達せむ。顧みて反對黨の陣を見れば、立憲自由黨は百三十名、之に改進黨の四十名を加ふるときは、百七十名の過半数を有せり。されば激烈なる論戰六十日に涉りしに、俄然高知縣代議士の動搖に由り、形勢一變し、兩軍終に交綏す。

歳計豫算の  
大概

明治政府は五年に至る迄歳計豫算の調製を見るに及ばず、六年始めて歳計豫算に關する規定を設け、七年に至り甲午七月乃至乙未六月を以て一會計年度とし、出納收支の制稍具備す。十四年には、會計法の制定あり、豫算の制度始めて其面目を改めたりしも、國庫困難を極め窮形體を具備するに至らず。十七年、甲午四月より乙未三月に至る迄を一會計年度となせし以後、之に關する法規確立せられ、二十二年憲法發布に至り、豫算は毎年帝國議會の協賛を経べき者となりぬ。第一議會の當時、國債銷却及び紙幣整理の願末、内外國債の總額は、維新以來、四億萬圓の累計に及びたりしが、其既に償還を終りしもの一億五千萬圓にして、差引現在高二億五千萬圓、外國債に屬するもの五百萬圓に過ぎず。抑、經常歳入を以て支辨し難き、臨時の必要に依りて、國債を起すは、國家の

國會開設後  
の歳計

經營上、免がる能はざる所なれば、平素無事の日に於て負債を減却することヲ務むるは、財政上最も注意すべきの原則なり。即、政府は十一年より以來、年々必二千萬圓以上を以て、國債元利の完済に立つべきの議を定め、廿三年に至るまで履行して間斷なかりき。故に今後尙此の主義を確守するときは、二億五千萬圓の國債は、大凡三十個年内に悉皆償還し得べきの割合なり。紙幣の整理は、從來最も困難を極めたりしが、幸ひに國會創開の比には、殆ど完結の望あるに至れり。我政府が維新以來、政治上止むを得ざる必要に迫られ、前後發行せる紙幣の總額は、無慮一億二千萬圓の巨額に達せしも、漸次に整理の實效を擧げ、十九年には已に兌換制度を斷行する事を得たり。而して今や軍備と産業の必要より、軍艦製造費、鐵道敷設費、電話新設費、合計八百萬圓の請求ありと雖、經常歳出を以て支辨するの途なければ、之を臨時の方法に求めざるを得ず。幸ひにして二十一、二十二の兩年度に於て、約八百萬圓の剩餘あり、政府は此に處置の案を立つ（此の剩餘は、工業、貿易、俄に發達の狀を呈し、歳入に意外の増加を生ぜしに因る）。既にして、議會は此案を容れず、臨時歳出を可決せずして止む。是れら剩餘は、歳々累積、廿七年に至り三千萬圓に上り、終に征清役の費用と爲れり。

松方内閣は、第一議會の輿論なる民力休養を、民間より囑望せらるゝの外、人妖

松方内閣の  
人妖天災



天災の連に至るに遭ひ、幾多の困難を加へたり。大津露國太子事變、美濃尾張地震(死者一萬)是れなり。松方は此の間に在りて官制を修正し(二十四年七月)、經費節減の豫約に酬い、二十五年年度の豫算には、軍艦製鋼所等の國防の費目(二百五十萬圓)及び鐵道國有(私設線買收)の計畫を立てて、第二議會に臨みたり。

松方首相は、第一議會の期望に因れる行政整理、經費節減に着手し、官制を改革し、局課の廢合、人員の淘汰を試みたるも、民黨の立てたる査定案を去る猶遠かりしのみならず、別に軍艦製造、砲臺建築、製鋼所設置、鐵道國有等の新計畫を爲したれば、其の豫算案は前年度に比し、歳出六百五十萬圓を増加し、初めより民黨の反對を覺悟したりしもの、如く、盛んに其機關新聞をして、内閣の強硬なるを吹聴せしめ、議會もし政府の施設に反對せば、斷然之に解散を命すべしと威嚇せしめたり。蓋、松方内閣は明かに超然主義の上に一步を進めて、民黨征伐の鋒銜を露はせる者にして、其の機關新聞は、民黨を目するに破壊黨を以てし、國家の急務は、破壊黨の爲に、之を荒廢に附すべからず」と極論するに至れり。【博文館議會史】

國防及び鐵道國有案

露國皇太子の大津の凶變

六月六日、松方首相に任せられし後、五日、湖南の變あり。來遊の露國皇太子(ニコラス二世)といひ、後二十九年に帝位を繼ぐ者是れなり(西伯利鐵道起工の祝禮を爲さん爲に東遊し、大津驛に一巡查の爲に要撃せられて負傷す。上下恐懼、我至尊之を聞き、即刻車駕を命し西に赴き訪問したまふ。青木外務大臣、西郷内務大臣、實實の待遇不届の故を以て免官す、山田司法大臣又病を以て免官す。或は云ふ、湖南の案、閣臣樞要者の中に、凶漢を擬するに、我皇室に對する罪嫌を以てせんと唱ふる者あり、山田亦其一人なりし、而も、大審院長兒島惟謙、並に當廷の執法官、固く本條文を持し、遂に尋常犯、謀殺未遂を以て處斷す、山田之に不平なり、退引し去ると。田中不<sub>二</sub>麻呂<sub>一</sub>は山田に代り司法を統べしが、兒島と松岡(檢事、康)の間に軋轢あり、法曹樹黨の勢を生しければ、田中、兒島、松岡、皆久しからずして罷め去る。

第二議會の解散

二十四年十二月に開かれたる第二議會は、政府と反對黨(民黨)俱に初めより極力決戦の意を以て之を迎へければ、衆議院の査定案は、又豫算に八百萬圓の減削を試み、松方内閣は之を以て國事を破壊するものと爲し、直ちに上奏、解散を乞へり。其疏言に曰く、今や憲法の施行、方に初步に屬するにあたり、衆議院は立法の機關を以て、視て勢力競争の具と爲し、殆慎重の念を缺く。抑、昨年豫



算會議に於て、政府は殊に施行其の第一期なるに注意し、大局に顧慮して、專衆議院に譲歩し、仍省減を行ひたり。而して二十五年年度の豫算は、實に前年省減の餘を承け、行政必要の限りに於て、之を編製したり。又、新設事業に在りては、製鋼所設立、軍艦建造、治水、監獄、鐵道の諸法案の如き、皆國防上及び經濟上、最も急務に屬す。然るに、衆議院は舉りて之を排斥するの意を表す。此の如く、豫算年々削減、相依りて例と爲さば、行政の運轉を妨げ、維新以來の方針たる進歩の事業は、追次退縮に傾かんとす。議會因りて解散せられ、二十五年年度の豫算は不成立に了り、前年度を踏襲執行することとなれり。

第二議會の自由改進兩黨が、政府反對の位地に立つことは、必然の趨勢なりしと雖、從來此の兩黨は感情を異にする所あるが爲に、其の意向明確なるに至らざりしを以て、此の際、板垣大隈の兩黨首を會見せしめ、以て民黨聯合の基礎を一層鞏固ならしむべしと説くものあり。而して最も熱心に之を主張したるものは中江篤介なり。(中江は、佛蘭西學者の泰斗として、ル少年氣銳の士の心を、殊に明治十五年自由黨創立以來、常に藩閥攻撃の作戰計畫者として、板垣を助けたり、第一期議會には、大隈より選出せられて、衆議院に入

板垣大隈の  
會見

中江篤介

り、民黨の參謀と自任して院中に居しが、土佐派が反覆して吏黨と款を通ずるに及び、嗚然として長嘆し、アルコイル中毒と稱して辭表を呈出し、急に議席を棄て去れ)中江は、松方内閣が民黨征伐の鋒鏑を露出するを見て、板垣大隈の間に周旋し、遂に板垣をして大隈を早稻田に訪問し、時事につきて意見の交換を行はしめたり(十一月)。此の會見は、甚大の波動を政界に捲起し、聯合民黨を促進して、益陣容を加へしむるを得たり。やがて、松方内閣は、大隈が板垣と會見したるを以て、官紀を紊亂する者となし、(當時大隈は樞密顧問官たり)旨を諭して其の官を免す。而も是れ民黨征伐の謀略としては、極めて拙劣の手段なり、何となれば、大隈の免官は、たま／＼民黨の奮興を促して、政府反抗の氣焰を煽揚したるに過ぎざればなり。既にして、衆議院には豫算案、海軍所管の討議が日程に上りたる際、薩人子爵樺山海軍大臣(實は、場内紛擾の間に立ち、原案維持の演説を爲し、進みて薩長人の功勳に言及して曰く、現政府は、國家内外の艱難を切り抜けて今日に及べり、世人は薩長政府と稱して之を攻撃するものもあるも、今日國家の治安を保ち、四千萬の生靈の安寧を致したるは、誰れの方ぞ)と。怒罵嘲笑の聲愈起

樺山の薩長  
功勳演説



る、議長之を觀て、樺山の演説を制止し、場内僅に寧靜に復す。改進黨第一の能辯家島田は、直ちに演壇に駆け登りて、海軍豫算の不理不法を反駁し、樺山の失言を咎めていふ、我邦維新の改革より、今日の時世に至らしめたるは、一に神聖なる御盛徳に依る。然るに今、海軍大臣が議會に向ひ薩長政府の功勞を語るは、君主に對し奉りて禮を失するの太甚しきものなり。議會は當に此の言辭を記録して、永く後に傳へ、薩長政府の信用なきことを徵明するを要す云々。抑、内閣が薩長人の功業及び權勢を以て、政府の信任を議會に要求するは、敢て肚裏を披きて、心胸を示すものとも謂ふべし。而も今や、官民の間に水火の相違あり、之を調和するは、豈、言辭の克くし得る所ならんや。樺山此に處して、故さらに議會の反感を喚起するの舉に出でたりしは、是れ初めより解散を敢行せむとする政府の意向を諷告したるに外ならずと爲すべし。

## 國防計畫

第一議會の首相山縣の演説に、國家獨立自衛の道は、一に主權線を守禦し、二に利益線を防護するに在り、何をか主權線と謂ふ國體是なり、何をか利益線と謂

ふ、我が主權線の安全と緊く相關係するの區域是なり。凡、國として主權線を守らざるはなく、又均く其の利益線を保たざるはなし。方今列國の際に立ち、國家の獨立を維持せんと欲せば、獨り主權線を守禦するを以て足れりとせず、必や亦利益線を防護せざる可らず云々とあり。又第二議會に及び、高島陸軍大臣助之は、陸軍現時の編制は、國防上缺くる所なきを以て、之に満足すべきし、海岸防禦、兵器製造、陸地測量等の事業は、未だ整備の域に達せざるを以て、漸次之が完成を期す」と述べたるに止まり、海軍大臣は、大擴張の必要を説きて、如今帝國をして攻守兩つながら優勢を占め、復遺憾なからしめんとせば、勢、軍艦七十五艘、凡二十萬噸の海軍力を要す。但し、是れ民力の堪ふる所にあらずるを以て、姑く其計畫を他日に譲るべしと雖、必や十二萬噸の海軍力を具ふるにあらざれば、我國家を維持するに於いて、頗る危險を感ずるを以て、着々計畫を進め、向後六七年の間に於て、此計畫を完成せんことを期す云々とあり。

かくて代議士臨時總選舉は、二十五年二月を以て行はれしが、官民兩派疾視の情熱は、府縣各處の競争に激發し、内務當局の大臣長人品川子爵次官自根一事は、不法干涉の非難を被むり、元老閣員中に、亦選舉干涉の形迹を疑ふものありて、品川引退の止むを得ざるに至る。松方首相は、やがて品川を罷めしめ、閣僚の調和を謀り、五月を以て臨時議會第三を招集したるに、上院先、干涉不法の善

品川の選舉  
不法干涉



後案を内閣に求めたり。下院の民黨は落選者多しと雖、尙百四十餘の議席を占め、開會劈頭に上奏案を提出したり。其大意、本年の總選舉に際し、府縣所在の官司擅に職權を私し、各管内の人民を誘惑脅迫し、法律其の効を失ひ、紛紜擾亂す。是を以て凶暴の徒横行し、兵器を携へ、人物を殺傷毀壞するを見る。是れ内閣大臣の指揮監督を誤りたるに由る、其の過責正さずんばならずと云ふに在り。此の提案は、三票の比較少數を以て破れしも、更に過半数の決議案を以て留記して曰く、彼れ官吏が其の職權を濫用し、選舉權を侵犯したるは、證迹明確にして、全國人民の俱瞻する所、區々辯疏を以て掩ふべきにあらず、内閣大臣は當に反省其の責に任し、自處決すべし、否らざれば立憲の大綱を失墜せんと。松方は此の決議案を以て誣妄と爲し、又、内閣大臣は議會に進退せらるる者に非ずと陳告し、一週日の停會を命じたりと雖、民黨の氣焰容易に伏し難し、(貴族院にも政府の非法を責めんとするあり)製鋼造艦の重要議案は、再三の拒絶に遭ひたり。されば結局、政府と議會の交綏に終れりとも謂ふべく、遂に決勝するに至らずして止めり。

松方内閣は、已に民黨征伐の目的を以て議會を解散したれば、民黨は之に對し、前にも倍せる多數の議員を選出し、以て解散の無効を天下に明示せむとしたるに因り、自由改進の兩黨は、成るべく同衆打を避くるの方針を立て、府縣の運動を指導し、板垣大隈の兩黨首、互に相往來して措畫する所あり。果然、選舉干涉は、政府の意を迎へる地方官に依りて開始せられ、其の最も猛烈を極めたるは、高知、佐賀の二縣なり。品川内務大臣及び白根次官等は、内訓を地方官に與へ、民黨議員の當選を妨害するが爲には、高手段を執るも亦止むべからざる旨を諷示したれば、地方の大小警吏は、公然郡市を巡りて選舉に干涉し、或は溫言を以て投票を勸誘し、或は威嚇を以て民心を動かさむとし、其甚しきは、選舉人に刃傷を加へたるものあるに至る。官憲の行動既に斯くの如くなれば、不逞の暴徒群を成して、白日所在に横行し、劍を抜き銃を放ち、家を焼き人を殺して憚らず。政府之を視て、各所に豫戒令を布き、保安條例を施し、憲兵を派遣し、名は選舉取締の爲といふと雖、實は皆、民黨征伐の利器に供したるの迹掩ふべからず。







任に關して、民黨と全く其の見解を異にし、凡内閣は君主の信任に依りて立つものたるを以て、議會の彈劾に依りて疏決するものに非ず」と主張し現に之を議會に聲明したり故に衆議院の多數決議も、敢て松方内閣を動かすに足らざりしも、外より倒れずして、内より瓦解したるを奈何せむ。其の瓦解の第一段は副島内務大臣の辭職なり、副島は其の持論たる「王道蕩々、無偏無黨」を旨として、勉めて民間との調和を圖らむとし、殊に震災救恤費の事後承認を求めたるも、次官白根專一は事毎に副島を控制して其の爲す所を妨げたれば、副島は在職僅に三箇月に滿たずして政府を去り、松方首相は河野敏鎌をして内務大臣に轉任せしむ。而も河野は其の轉任に當り、首相に要して選舉に干涉したる地方官を交迭することを條件としたるが故に、長人白根は斯る土人の下に服従するを肯むせず。河野は白根の去るに任せ、更に福岡縣知事安場保和を愛媛縣知事に移し、尋て五六の知事に轉官非職を命じたり、是れ瓦解の第二段也。何となれば、安場は河野内務の命に接するや、急に他の不平知事と相携へて上京し、躍起運

動といふを開始し、遂に高島陸軍大臣、樺山海軍大臣の二人を説破して辭表を呈出せしむ。内閣此の二人を失ふ、是れ松方首相の手足を奪はれたるに均し、故に亦閣下に伏して骸骨を乞ふに至る。之より先、民黨征伐を敢行したる品川は、政府を去りたるも、彼の援助に依りて當選したる代議士は、國民協會と名くる團體を作る。其の首領品川は、更に薩の元老伯爵西郷從道に説き、二人相携へて發會式に臨み、品川の演説、若西郷伯をして其の志を變し、我が協會に謀叛を企つることあらば、余は其の生首を申受くべし、若余にして同一の行動あらば、亦此の生首を献上せむ、是れ我等兩人間に固く相約したる所なり云々。是より二人共に樞密顧問を辭し、協會を率ゐて民黨征伐の初志を繼續せむとす。斯くて二人東西遊説の途に上り、西郷は到る處、唯酒を被むり、俚語を歌ふに過ぎざりしも、品川は常に矯激の調子を以て民黨を罵りて曰く、第二期議會に、破壊主義の徒跋扈して、天皇の大權を侵犯するに至りたるが故に、解散の不幸を見るに至れり。而して總選舉の際、彌二は内務大臣の職に在りければ、再度夫の破



壞主義の徒を當選せしめば、國家の爲に相濟まざる義なり、是を以て出來得るだけの手段を盡して、干涉を行へり。余は獨、既往のみならず、將來も必此の方針を固執して、彼の破壊主義を撲滅するの決心なり云々、博文館議會史、已にして、松方に代れる伊藤の第二次内閣は、舊に依り超然主義を執らんとし、先、府縣知事を召集して曰く、上命は下僚固より奉行すべし、然れども責任を官守に負ふ者は、不合法の命令に對しては、斷然奉行を拒みて命を待つべし、唯上官に盲従するのみを以て、地方官の職任と心得るは誤れり」と宣示し、政府の態度を整ふるを勉めたり。十八年の第一次伊藤内閣に對し第二次伊藤

官民對峙、第四議會、至乃第六 第四議會は、民黨が多年想望したる伊藤伯以

下元老を敵手にするの戰場なりとて、開會以前より、下院議員の行動頗活氣を生したり。廿五年十二月、議場の過半数を制せる民黨は、先、井上臨時總理當時、登院する能はずと、大臣出席の事を以て相争ひ、尋いて豫算歳出の査定に約一割を減し又製艦費を削り、以て内閣の同意を要請す。而も閣員登場して其の主張を固持し、渡邊大藏大臣武國は一錢一厘たりとも減削するを容れずと答ふ

るに及び、院議を以て五日の休會を爲し、内閣の反省を求む。内閣省せず、民黨即奏して叡鑑を乞はんとす。曰く、政府と議會、比年相睨き、官民相軋り、國家の事爲に廢墜せんとす、方今の急務は、上下一途に由る在り、臣等民心の在る所を表明すと雖、内閣は之を峻拒し、臣等をして協贊の任を全うせしめずと、廿六年二月、伊藤之を聞き急に登院し、今や兩者牆壁相對し一步を移す能はざるを憾むとて、聊疏通を試みるの演説を爲ししも、衆議院の大勢は回し難し。上奏案は百八十一票を以て通過し、議長呈亨は參内して之を陛下に奉呈す。一日を越えて、大詔煥發、首に「宇内列國の進勢、日に急なるものあれば、内に紛争して、大計を遺るゝ勿れ」と諭したまひ、豫算費目は、更に審議を加へよ、製艦は一日も之を緩くすべからず、後六年の間、内帑三十萬圓を下附し、又文武俸給十分一を納れしめ、以て其の補足と爲せとあり。官民恐惶、局面之れが爲に一變し、第四議會も因りて無事に終るを得たり。

第四議會の下院豫算委員長河野廣中は、豫算案の審査を報告して曰ふ、經常歳出中、最も多く節減したるは官吏俸給なり。是れ俸給額は民力の程



度に超ゆれば、之を節減するも官吏の體面を汚さず、又事務の滯滞する憂あるを見ざれば也。其他、雜給、廳費等も、適宜節減する所あり。臨時歳出の部に於て、最も注目すべきは、軍艦建造費の全く削除されしこと是なり。委員會は敢て軍艦建造の必要を認めざるにあらず、唯、海軍部内、弊竇累積し、國防の大方針、浮泛して一定する所なきを以て、今之に造艦の大事を托するは、心の安んぜざるを以てなり。他日海軍にして十分の整理を遂げ、方針を確立するあらば、議會は喜びて相當の協賛を與ふべきなり。委員會は此趣意を以て査定案を作り、政府の原案に比し、約八百八十餘萬圓を節減したり云々。此に於て、政府は已に議會に對する處置に就き、其憲法上の運用に堪へず、究苦の餘、殆政事上の常軌を離れ、或は人をして終に國家は憲法の上に位すと放言せしめ、遂に神聖を冒瀆して、詔勅を奏請するに至り、僅に一時の鎮靜を得たり。

河野廣中内閣の反省を促すの演説に、民力休養は天下の希望抱ふべからず、此希望に因りて、本院は第一議會以來、幾回の解散を重ねるも、毎に其豫算査定の方針

を立てたり。然るに政府は、或は我輩政黨を目して破壊主義と云ひ、速に不法の解散を敢てしたり。抑、我輩同志の二三者は、昔時政府の專横暴虐を極めし比に方りては、非常の手段を辭せずして之を行へり。而も憲法發布の今日、誰か尙破壊の舉動を好まんや、唯、國家富強の急務を謀るのみ。今の内閣諸公は、他の政黨を忌みて自超然を標榜するも、實は權を争ひ利を争ふ所の一私黨に外ならず。我輩公黨の、政府を攻撃することあれば、政府は、國家破壊を以て號叫すれど、今の諸公こそ、立憲政治を破壊する私黨なれ。又、世界の形勢に之を觀るに、我邦の境遇は、まさに人民の臥薪嘗膽を要するの秋に際會す、上下協同して富強の實を擧げんには、内閣諸公の猛省して、藩閥の情弊を脱却し、此院議に和衷するの道に途なし云々。

伊藤内閣は既に各部を改正して、政費を節約するの特命を拜し、議會には海軍改革を約しければ、廿六年十月を以て、是れら改正整理を行ひ、以て第五議會に臨む。時に民黨の中堅たりし自由黨は、漸く其の態度を更め、衆議院議長星井びに外務大臣陸奥の指導に因り、稍政府に迎合する所あり。されば、民軍の同盟は、夙く散したる者と謂ふべし。民力休養てふ、第一期以來の標榜は、漸く棄却せられんとす。然れども、人心の離合衆散は、變幻測られず、伊藤内閣は、自由



黨を近づけ得たれど、國民協會に遠ざかれり。西郷伯前の國民協會首領、今海軍大臣也を致すを得しも、山縣伯を失へり。政府反抗の聲は、外交問題、國權問題を擇みて之れを鳴らすこととなりぬ。即ち改進黨、國民協會、及び自由黨の一部は、將に聯合して伊藤内閣の間隙を伺ひ、攻撃する所あらんとす。

第五議會に臨み、自由黨の態度は甚明かならず、もしも依然民黨と同一歩調を取るとせば、其總數二百五六十に達せんとす、中より自由黨を除却するも、民黨の聯合六派は、下院の過半數を失せざるなり。當時自由黨は政府反對を揚言すと雖、陸奥外務大臣に仰ぐ所あるを以て、外政問題に附きては、既に明かに民黨と軌道を異にしたり。然るに、國民協會、其他、從來吏黨の地位に在りたる者は、陸奥に歸服せず、今や民黨と外政問題に一致したるを以て、之を従前の議會に比較すれば、政府反對黨の數は増すありて減するなし。又、伊藤は所謂文治派の首領にして、山縣は所謂武斷派の都督なり、一は進歩主義を持すと稱せられ、一は保守主義を執るを稱せらる、二人の行徑嗜好固より相異なり。唯、今、藩閥軍の殿戰として諸老並び進

むの時に際し、山縣介然として獨其員に漏るべからざるものあり。是れ則、山縣が止むことを得ず暫時内閣に入り、而して故さらに司法の閑職を擇び、而も久しからずして去りし所以ならん。蓋山縣は已に省中、兒島、松岡の二人の互に排擠を事とするを退け了るを以て、任此に盡きたりとする者歟。又、伊藤は其の行政各部の整理、及び特種政務の調査委員に、民間の名士、並びに學藝の諸家を廣く羅致したり。此に於て、伊公の八方美人「委員政略」てふ諺起り、稍官民間の情意を疏通するの路開かれたりと雖、議會の形勢は、未、必しも伊藤に利あらず。

第五議會の劈頭に起れるは、星衆議院議長の不信任問題にして、十餘日論争の末に、自由黨分裂し、星は除名の院議を被る、楠本正隆之に代る。此星非行の連累は、農商務官吏にも有り、傳稱せられければ、彼の政府反對の六派は、更に後藤農商務の亡狀を責め、官紀振肅の上奏案を可決し、之を陛下に以聞したり。此の案件は、樞密院に下問せられ、未、復奏に及ばず、六派は又、軍艦千島の損害訴訟の手續失體を内閣に質問し、尋いで帝國政府が外國法廷に於て、至尊の御名



外國條約の  
履行を速約の  
らして解散せ  
る

を讀したる始末を上奏せんとせしが、未、決せず。更に、各國條約の實際執行上に、我が政府は當に權利抑損せるものを回復して、如法に勵行すべしとの建議案を提出するに方り、十二月廿九日、陸奥外務登壇して、舊條約は、今日の事情に適應し難き者あれば、彼我共に之れを墨守勵行すべからず、且、難きを強ふるも向後の條約改正に資益するなし」と陳辯したれど、衆議院の反抗氣勢は、分疏能く抑ふる所に非ず。翌日、伊藤内閣は解散を奏請して、之を奉行す、故に豫算の成立を見るに及ばりき。貴族院議員、此の形勢に視て、苟に内閣の機略に疑を挟む者多く、近衛公爵萬谷子爵城千等連署して書を伊藤に送り、衆議院は年來豫算削減を是れ事としたりしが、今や謀を改め、官紀の不振を悲み、國權の退縮を憂ふ、宜く彼をして其所論を盡さしむべし、而も内閣諸公は之に顧みず、擁塞を是れ力む、或は益國民の大反抗を招致せんことを恐る云々。伊藤之に答へて「彼の諸黨派は、開會劈頭より一意に排擠爭奪を事とし、遂に外交問題を以て、黨勢誇張の資と爲さんとするに至る、是れ國家大計を玩弄する者のみ」といひて、之に謝したり。蓋、伊藤内閣は深く外交案件に、中外の物議を招ぐを畏るる者、

上院議員と  
伊藤總理の  
論争

故に議會解散と同時に、條約勵行の主張を力めし諸政社にも、解散を嚴命したり。官紀不肅の問題は、樞密院に、農商務の吏僚中、其の行爲疑似に涉る者あり」と判斷せられければ、後藤大臣留任の勅語を賜はりしも、亦安きを待せず、翌年二月に至り引退したり。

貴族院議員近衛、二條公爵等が伊藤首相に復答せる書に曰く、議院既に特立の權能を有し、國家立法の機關たり、而して他の行政機關と相對立す。故に國家の立法、並に豫算の事業は、議院を擱きて、行政府擅に之を定むるを得ざるは言を待たず。而して復論には、乃云く、議院の決議は、實に不肖が取りて以て己れの及ばざる所を補ふの餘師となさんことを樂む所、願ふに立憲の義亦茲に存するを疑はず」と。是れ議院を以て内閣に隸屬する一參事院の類と思惟するに異ならず、何ぞ其議院を藐視するの甚しきや。たま／＼復論の謂はゆる、各自の權域を踰越せんと欲するものを見る。諸公既に議院を視ること彼が如く、夫れ藐乎たり、是に於てか、諸公の議院に求むる所の和協なるもの、其意一に行政府に屬隸せしむるの在る



對外強硬政  
略の上奏に  
よりにて解  
散せらる

や愈明なり、是れ余等の服従する能はざる所以なり、云々。  
二十七年五月第六議會臨時招集の大勢を観るに、自由黨は百二十名、前議會に幾多の攻撃を被りしも、屈して又伸ぶる者に似たり、而も議院の過半数を制する能はず。國民協會三十餘名、前度に半減す、而も改進黨六十名、並びに革新以下の諸派、謂はゆる對外強硬政略を以て、伊藤内閣に反抗せんとする者も、合數して過半に達せず。且、自由黨は政府に好意を有し、欺を通すと云ふと雖、猶其の援引を公示することを憚りたり、故に曖昧の態度に在れば、勝敗の數豫知し難し。伊藤は開會の初めに議院に臨席して、條約改正の着手、其の功の收むべきを聲言して、勵行論の非を鳴らし、若、外交問題につきて、再三争議を挑まれんには、尙解散を憚らずと告げ、且、閣臣は袁龍の御袖に蔽障を求むるの懦夫に非ざることを辯したり。而も政府反抗の氣勢は、毫も減退せず、自由黨は外交案件を避け、第五議會解散の不法、井上内務の舊惡等を擧げて云爲せんとす。既にして自由黨提出の解散不法上奏案の修正に及び、外交の政は儉安苟息、唯外人の歡心を失はんことを畏れ、親疎輕重の辨別を忘れ、云々の字句を挾みけれ

官民對峙の  
情形

ば、黨員其の贊否に迷ひ、遂に百五十三票を以て修正案を通過し、六月一日を以て之を宮中に致したり。翌日上奏は採納せられず、議會は解散を爲すとの大命を被れり。惟ふに、二十三年以來、官民對峙の情形は、第四議會に於て極まり、第五第六に至り稍變し、外交外事を以て最緊急と爲し、上下俱に此に注目しければ、政黨の向背、並びに政府の援引は、頗其の舊態を改めたり。

第六議會下院上奏案に曰く、月前閣臣伊藤博文が、貴族院議員に答ふる書を見るに、擅恣無狀、帝國議會を視て以て單に閣臣諮詢の府となす、是れ憲法を蔑視し、議會を輕侮するものなり。况、又第五議會の豫算の如きは、未、議院に附せざるものを以て、閣臣早く既に議院と和協の望なきものと爲すをや、是れ事實を誣罔し、枉げて口實を作爲するものなり。唯是れのみならず、内治外交共に經紀を失し、百揆日に紛亂し、終に復理むべからざらんとす。然るに閣臣動もすれば、袁龍の御袖に隠れ、以て重責を逃れんとす、立憲の聖旨に背き、補弼の大義に戻る、是れより大且甚しきはなし、云々。而も會議にあたり、修正を経て可決せられし文には、比年閣臣其の施設を

衆議院上奏  
の論旨



誤り、内治外交共に其職責を失し、動もすれば則累を帝室に及ぼすに至る。曩に第四期帝國議會に方り、閣臣の見と臣等の議と相觸れ、臣等内閣と並び立つ能はず、謹みて上奏、以て罪を埃つ。陛下和協の道に由り、以て大事を補翼し、有終の美を濟さんことを望ませ、特に閣臣に命するに行政各般の整理を以てしたまへり。是に於て舉國の民は、陛下が輿論を嘉納したまふを聽き、頼手して第五期帝國議會を埃ち、來蘇の慶あらんことを翹望せり。然るに閣臣の經營、一時を纏繞するに止まり、政綱未、振肅せず、海軍未、釐革せず、惟僅に費途を節し、吏員を沙汰し、以て大事を模稜するに過ぎず。特に外政に至りては、偷安姑息、唯外人の歡心を失はんこと、是れ畏れ、内外親疎輕重の辨別を顛倒するに至る、是れ臣等が偏に聖旨に戻背せんことを恐れ、戰兢自安んする能はざる所なり。臣等區々の微衷、恭く大詔に遵ひ、經綸を劃し、至誠以て天意に奉答せんと欲すと雖、閣臣常に和協の道に背き、臣等をして大政翼贊の重責を全くする能はざらしむ云々。而して伊藤首相の議會解散の奏請に曰く、臣等が微衷、未、衆議院の諒とする

所とならず、内治外交、俱に職責を失ふと爲し、群議益出、以て聖聽を煩はすに至る、臣等恐懼、自措く所を知らず、願ふに國家の大計は放言壯語の能く了する所に非ず、臣等唯、維新の國是は中道にして廢沮すべからず、百年の大計は群議の爲に敗壞すべからざるを信し、專、國家の隆昌、臣民の幸福を重んじ、茲に衆議院解散の命を奏請す云々。ここに維新の國是、百年の大計といふは、畢竟壯語にして、要領を得ずと雖、實は對外強硬といふ政策を指斥するに似たり、陸奥の蹇々録に依りて、之を察知すべし。

蹇々録云、外國條約の改正は、維新以來、國家の宿題に係り、之を完成せざるは、中興の鴻業も尙一半を剩すに均しとは、久く我國朝野歸一の意見たり。(明治五年岩倉大使の着手以後、幾多の計畫を経て、明治十三年、當時の外務大臣井上伯爵が、始めて一の改正條約案を作り、締盟各國と會商の緒を開き、長日月を費せしも、二十年に至り、不幸にして半途に失敗し、其後、大隈伯爵の如きは、權變縱橫の才を揮ひ、當時世論の逆潮に抵抗し、其志望を達せんとしたるも、其結局又失敗に了りぬ。國會開設の後、二十五年四月、朕即位以來、内治百般の事粗其緒に就くも、外政未、舉らざる者あり、惟ふに條約改正は、中興の鴻業に隨伴し、國權の大本に關係す、朕は我臣民と俱に條約改正の成局を望む切なり」との内詔を下し給へるも、松方内閣は



奉行の暇なくして止み、尋いで余の乏を重職に承くるや、聖慮の劉切なるに感激し、更に締盟各國と會商を開くに至れり。蓋、歴任當局の約案は、前後其時期相異なるに從ひ、形式各同じからず、大概後者を以て前者に比すれば、其好の實なきに非ざれども、終に全面的對等條約の範圍を出づる能はず。今や我國は既に立憲の制度確定し、國民亦長足の進歩を爲したる秋に方り、復舊態に居る能はず。必や、全面的對等條約案を以て、各締盟國に提議し、如何に之に應答するやを試むる要す。即、二十六年七月、一の通商航海條約案を草し、之を英國政府に提議す。然るに、此頃我國内に於て、擴張的保守論大に流行し、非内地雜居、或は現行條約勵行と云ふ迂説が、一時議會の多數をも制せんとするの勢力を顯し、且、斯かる場合に常に隨伴する、幾多の瑣事末節まで、一として條約改正の事業に障害を與へざるものなく、彼我の全權委員が、數月の間、鞠躬盡瘁の辛苦も、殆ど畫餅に屬せんとしたるは、尙に一再のみならず。幸に、我政府は維新以來の宿望を成就する爲には、如何なる艱難も避けずと決心し、銳意に世に所謂多數の輿論なるものと抗戦し、之が爲に議會は二回解散せられ、某々の政社は禁止せられ、幾多の新聞紙は停止せられたり。斯の如く百難の中、僅に一條の活路を開きて、進行する間に、漸く彼岸に航すべき時節こそ到来せり。二十七年七月十三日、英國駐在の青木公使は余に電報して曰く、本使は明日を以て新條約に調印することを得べしと。而して余が此電報に接したるは、そも如何なる日ぞ、鷓林八道の危機方に且夕に迫り、余

解散凡二回  
輿論と抗戦  
して談判を  
遂ぐ

官民の軋  
及其調和

が大島公使に向ひ、今は斷然たる處置を施すの必要あり、何等の口實を使用するも差支なし、實際の運動を始むべしと、決絶の電訓を發したる後、僅に二日を隔つるのみ。余が此間の苦心慘愴、經營太忙なりしは、實に名狀すべからざりしなり。開國五十年史(伊藤博文)云、憲法實際の運用に關しては二三の言ふべきものあり、憲法政治の始めて施行せらるゝや、官僚政治と民主的分子との軋轢は、豫期の如く激烈を極めたり。蓋、當時、憲政革新の際なりしかば、政府と國民共に立法行政の兩機關として、互に協力して以て政務を運行するの識量を備へず。加ふるに、當時兩者間の衝突を緩和すべき社會上の素因も亦存せず、政府軍及び民黨軍、ともに其權利を防禦するの念は甚固く、相持して下らず、是れ兩者共に、憲政の運用をなすに必要なる機略、及經驗を缺きたるに職由するものにして、實に止むを得ざりしなり。然れども、其後數年の衝突を重ね、辛苦の經驗を積みたる後、憲法政治の運用を完了せんと欲せば、互に寛容調和の精神に由るべき所以を覺悟し、竟に能く政治の妙用を解するに至りしは、頗我國の誇るに足るべきものとす。實に、



吾人は憲法施行以來の十餘年を回顧して、我憲法政治の實驗が、其種々の缺點あるにも拘はらず、全體に於て成功の域に達せしを感ずるは、最吾人の竊に快心に堪へざる所なり。

## 第二章 援韓討清

朝鮮の危機 朝鮮半島は、其の地理上に於ける位置と、歴史上に於ける因由とに縁り、我が邦と重大無比の交渉を有す。古代の事は暫く之を措き、今代の初めに、善隣の盟約を結びし(明治九年、西曆一八七六)以來の跡に視るも、我は毎に韓國王を扶持して、獨立自主の名實を完くせしめ、以て東洋の頽勢を振起せしめんと期したり。而も韓國君臣の行止は、我の望に副ふことなく、依違彷徨して、徒に擾亂を累ね、清國又宗屬の口實を藉りて、權勢を半島に布かんとす。是を以て、日清兩隣の、韓國に對する意向は、相合ふ能はず。之に加ふるに、比年世界列強の東洋に開拓を務むること、年一年より急なりければ、朝鮮の安危の機は、益迫れりと謂ふべし。清國は近代内外多故、積弱の餘と雖、土地廣遠にし

て人民衆多、大邦を以て自居る。其の直隸總督李鴻章は、久しく重望を負ひ、屢日韓交渉の事局に方りて、世に畏敬せられ、部下の水師、陸軍、共に盛名あり。彼の日本の新興を疑ひ、國會の黨争を疑ひ、心竊に「倭奴折本」と云ひ、藐視する所ありしも、亦必然の數か。

陸奧氏蹇々録曰、日清兩國の朝鮮に於ける權力の争や、由來甚久し。我日本は、明治九年新盟の當初より、朝鮮を以て一個の獨立國と認め、從來清韓兩國の間に存在せし、曖昧なる宗屬の關係を斷絶せしめんとしたり。之に反して、清國は疇昔の關係を根據として、屬邦たることを大方に表白せんとし、實際に於いて清韓の關係は、公法上に必要なる原素を缺くにも拘らず、責めて名義に於いてなりとも、朝鮮を以て其屬邦として維持せんと欲したり。たまく、朝鮮駐在官袁世凱は、近年日本には、政府と議會との間、常に相軋轢するの狀あるを見て、今や日本政府は他國に向ひ軍隊を派するが如き餘地無しと爲し、此機に乘し自家の朝鮮に對する勢力を展さんことを志す。而して我邦駐劄の公使汪鳳藻も、亦我官民の確執日を逐ひ



て劇しきを見て、本國政府に通告し、以て北京、天津の諸王、大臣の意を動したるが如し。又、當時朝鮮の狀勢を顧るに、閔泳駿は王室の外戚として勢道の要職に居り、其權力甚旺熾なりしに拘はらず、東學黨の亂起り、官軍の數々破るに及び、内外の攻撃は一身に集るの際、更に一方の活路を求めて、袁世凱に結托し、軍隊の派出を請ふに至る。又聞く所に據れば、當時國王は、清國の外援を求むるを喜ばざりしも、閔氏黨之を強要せしなりと云ふ。韓國君臣の如き、貧弱にして事大の觀念深き者、如何なる場合にても、倭奴が中朝に勝たんなどは、夢想にだも思はず、平壤、黃海の戰終るまでは、毫も之を覺り得ざりしに似たり。抑この半島宗屬の問題と云ふも、畢竟其本源に溯れば、日清兩國が東洋に於ける權力競争の結果たり。日清兩國が友隣として互に往來交際したるは、年所甚久遠なり。政治、文學、技藝、宗教等、皆其淵源を同一にし、而も彼は先進の地位を占め、我は後進たり。然るに、我國は維新以來、政府も人民も汲々として西歐の文明を採用することとを努め、之に依り百般の改革を遂げ、古日本の面目を一變せしむるに至

りたり。清國に在りては、依然往昔の習套を墨守し、毫も内外の形勢に應じて其舊慣を變改する所なく、却りて我を輕佻躁急の東洋鬼と目し、泰西の皮相を模擬するの小倭奴と嘲り、兩者の感情氷炭相容れず。之に加ふるに、彼の琉球問題、及臺灣問題ありてより以來、嫌疑日に倍し、遂に其競争の焦點を轉して朝鮮に集め、乃今回の内亂を機として、彼我共に其權力を該國に張り、自家の功名心を満足せむとしたるは、事實に於て之を掩ふべからざるなり。

清國政府は、日本が往年、琉球藩を廢して、其前主尚を東京に移し、華族と爲ししを憶み、我邦に平ならず。中にも、北洋大臣李鴻章は、屬事を以て東西使臣に應接し、最時務に通すと稱す。やがて練兵、造船を以て急務と爲し、籌辦多年、定遠、鎮遠等の新艦怡成り、北洋水師の威力は、日本を壓して餘ありければ、提督丁汝昌をして之を率ゐて我邦を來訪せしめ、以て隣人を攝伏せんとするに至る。時に我邦には、官民對峙して、方に一錢一厘を論争するの際なりければ、駐在欽差李經芳は、日本は内に禍あり、外より乘すべしと爲し、之を父翁に告ぐ、北洋大臣の心愈動く。又、朝鮮の形勢は、俄羅斯の漸く迫るありて、清國に不利ならんとす。此に於て、李章の肱股たる袁は、太公李是應、國と策應し、東學黨の蜂起に假りて、事端を開くこ



と、なる。通して之を觀るに、日清の國情に於いて、構隙已に在り、勢の止むを得ざる者歟。又、東學黨蜂起の未、聞えざるの前に、日本流寓の韓人金玉均害に遭ふ。是れ、朝鮮事大黨が、金の日本に倚るを憎める劣情に出で、其の殺害は、清韓兩國の當路者が、日本を忌憚するに由るに非るなし。初め明治十七年甲申韓京の亂に、金玉均、朴泳孝等は、獨立自主の政策を聲言して兵を擧げしも、閔族及びに清兵の擊破する所となり、逃れて我が國に投歸す。翌年、朝鮮政府は、我に亡命者の交附を索む、而も我が政府は、國際公法に、國事犯罪人の引渡の前例なき旨を告げければ、閔氏黨は更に暗殺の計略を爲し、刺客をして金玉均を伺はしむ。日本政府之を覺り、一再無事を謀りしも、韓人陰險、出沒測られず。二十七年一月、刺客李逸植、洪鍾宇の二人、詐りて金玉均の徒と東京に會見し、故國興復の事を談す。李曰ふ、方今の大勢、興復の事、之を佛國もしくは露國に托す可し、洪は曾佛國に遊び、其言語を善くす、又支那は久年の中朝、東洋の大國なり、予は彼の李中堂に親交あり、宜く西航上海に至り謀議すべしと。時に金は流寓十年、日本授韓の宿望、今に其の實効を見ざるを憾みし際なれば、意中稍動き、遂に洪と共に東京を去り、上海に到る。洪乃陳を伺ひ、短銃金を擊殺し、清國官憲に身を寄せければ、北洋大臣は、洪を以て義士と爲し、特に軍艦を派して、洪及び金の屍を朝鮮に送致せしむ、(李逸植は、東京に滞在して朴泳孝を斃さむと謀りしも、遂げず)。此慘事の我が邦に報せらるゝや、朝野悦ばず、諸新聞紙は、皆、清韓二國、宗廟親密の異圖あるを察し、帝國外務が此

る間に處して、太無能無爲なるを咎むるに至れり。

二十七年(西曆一八九四)の夏、たま／＼朝鮮に東學黨の亂起る。我が東京政府は、之を觀て常年の匪徒と爲し、大島公使圭は賜暇歸朝して、韓京の駐館空し。而も、清國使臣(辨理商務委員)袁世凱は、李の旨を承け韓の君臣に諭し、急に大兵を國內に入れ、匪徒を伐ち、以て清韓宗屬の名を實にせんと謀り、其の行動太、速也。東學とは西教の對稱にして、朝鮮儒生の主張に出でたり、而も儒に純ならず、東とは支那に對しても敵意ありと知るべし。この時、全羅道古阜郡の民、其の郡守の苛政に苦み、暴擧して官倉を毀つや、東學の接主(頭領)全琫準、推されて巨帥と爲り、所在の徒弟及凶徒を嘯集し、誓言四事を立つ。曰く人を殺さず、物を傷めず、曰く忠孝兩全にして、濟世安民せん、曰く夷(泰西)倭(日本)を逐滅して、大道を澄清す、曰く長驅入京して、盡く權奸(閔族)を除かんと、二十七年甲午三月なり。連に州郡を陥れ、所在震撼す。五月上旬、清國使臣袁世凱、竊に船兵等を發し、朝鮮兵を援けて、東學黨の招討を爲すも克たず。下旬に至り、全州府治も黨匪に陥され、袁更に謀り、漢陽政府をして、大



援を上國、北洋大臣の衙門に乞はしむ。其の公書に曰ふ、弊邦、全羅道泰仁古阜等の人民、凶悍險詭にして、素より治め難しと稱す、近日來、東學教匪に附申し、衆萬餘人を聚め、縣邑數十所を攻掠し、今北竄して全州省治を陥る、前に既に練軍を選派し、前往して勦撫せしも、該匪敢て拒戦し、官兵の挫敗を致し、砲械多件を失去せり、此くの如き凶頑、久しく擾亂せば、殊に慮るべしと爲す、倘、滋蔓日を彌れば、其の以て憂ひを中朝に貽る所の者尤多からん、査するに、壬午、甲申、弊邦兩次の内亂は、咸く中朝の兵士に頼り、代て戡定を爲したり、茲に前案に援据し、代勦せんことを請はんと擬す、云々。清兵未、悉到らず、而も黨匪は中朝來討の聲勢を聞き、六月六日を以て潰散したり。八日清將提督葉志超、總兵聶士成現兵一千六百(淮勇)を以て、牙山海口に入津し、軍艦平遠、濟遠、揚威の三隻と、海陸留防して後變に備へんとす。蓋、東學黨の起りしに方り、袁は竊に李中堂の旨を奉し、三百餘の變裝將士を匪徒の間に放ちて、形勢を揣摩せしむ、而も袁の權略の本意は、朝鮮政府をして援兵を中朝に請はしむるに在り。已にして、招討の軍屢敗れ、黨匪

の勢熾日を追ひて加ふるや、袁は漢陽の勢道閔泳駿と密議し、招討使に内訓して、上國の代勦を請ふべしとの電奏を發せしめたり。やがて、北洋大臣李が總理衙門に致したる當時の照會は、明かに其の胸中の秘計を伺ふに足る。日曆五月二十五日電報に曰く、韓王未我れの兵を派して援助することを請はず、倭國も亦未派兵せしを聞かず、即未輕々しく動くに便ならざるに似たり、應に續信の如何を俟ちて再酌すべしと。

四十年來大事記曰、李中堂當未發兵之先也、袁世凱屢電稱、亂黨猖獗、其後韓王乞救之咨文、亦袁所指使、乃何以五月初一日始發兵、而初十日已有亂黨悉平之報、其時我軍尙在途中、與亂黨風馬牛不相及、然則該亂之無待於勦伐明矣、無待於代勦、而我無端發兵、安得不動日本之疑耶、故我謂曲在日本、日本不任受也、論者謂袁世凱欲借端以邀戰功、故張大其詞、生此波瀾、而不料日本之蹙、其後也、果爾則是以一念之私、遂至毒十餘萬之生靈、釀千數年之國體、袁固不得辭其責。

東學の蜂起と、國太公大院李中堂の胸秘につきて、種々の臆測あり、菊池氏大院君傳の如きは、下の論述を爲したり。曰く、壬午明治十より乙酉に至る四年間、太公は清廷に拘致せられて、保定客舎に在りしに、甲申明治十の



再變あり、乙酉の春に至り天津協約成り、日清の案暫く定まる。尋いで露韓陸上貿易章程締約せられ、形勢大に移るや、漢陽の實權者王妃閔氏は、昔日中朝の恩誼を忘却し、今や露國の強大に依らんと欲し、ウエベル公使に親善するとの風聞あり。仍て李中堂は、王妃の向背を牽制せんが爲に、其大敵太公を保定より歸還せしめたり。當時清帝の内旨に曰く、「前因朝鮮兵變、幾危宗社、李公太於亂軍索餉、復寔不問、咎爲禍首、命將出師殄厥巨魁、審察該處情勢、若李不離本國、則亂萌尙未有艾、特命安寔、迄今時閱三年。茲復據禮部奏、該國王遣使閔種默、恭賚表文、哀求恩釋、情詞迫切、至於再三。朝廷孝治爲先、於藩屬彌深矜恤。卽著李鴻章委派委員護送回國。此係朕法外施仁、李固應永戴洪慈、慎持晚節。該國王尤當痛懲前車之失、去讒遠佞、親仁善隣、刻々以勵精圖治爲心、庶幾內訌悉除、外侮不作、以無負朝廷覆庇於命、有加無已之至意、實於該國王有厚望焉。是れ亦、北京朝廷の藩屬待遇の意義をも見るべし、而も太公は漢陽に還るも、閉居鬱々、乘すべきの機會も無し。甲午に至り、適ウエベルは本國に歸り、王妃の頼りて以て清國辦理袁の專

横を防制したる露使、漢陽を棄て、去りければ、是れ大院君には好き間隙なり。即之に投して東學黨を教唆し、之に因りて王妃政府を顛覆し、以て露國の關係を制肘し、以て清國の權力を卓越ならしめんとす。而も幾月ならずして東學蜂起の結末が意外にも日本暫時の執權を見るに至りしは、恐らく大院君の夢にだも想到せざる處ならん。又、ウエベルが再び來りて、日本に左袒せんとは、王妃の想像だも及ばざりしなるべし。殊に、大院君を教唆したる袁辨理の目的全く相違し、壬午の歲に大院君を拘送したる前例を襲蹈して、王妃を制止せんと企てたる者、悉く失敗したり。

清兵入韓の偵報、我が政府に達したるは、方に第六議會解散の日にして、尋いて清國政府は、去ぬる十八年天津條約、出兵知照の旨に従ひ、行文を我に致して、朝鮮國王の請求に因り、屬邦保護の舊例を履み、既に出兵せりといふ。大島公使急に歸任し、六月九日を以て仁川に到る。清兵既に來りて牙山に屯し、東學黨やがて其の形影を潜めければ、韓人は日本兵の入境して事を滋すを懼れ、清人と謀り、多方大島に陳謝する所あり。然れども、日本政府は清韓の深く禍心を



藏むるを看破し、大島少將義をして、一旅團の兵を督し航海入境せしめ、龍山に屯して仁川京城の間を扼守せしむ。遂に十六日を以て清國政府に提案して、兩國共同、朝鮮の弊政改革に従事せんことを勸む。清國之を拒みて曰ふ、朝鮮の事は朝鮮をして自行せしむべし、中國の宗主すら尙、其の内政に干預せず、日本は夙く朝鮮の自主を認めて與國と稱す、今に及び何をか爲さんとすと。陸奥外務之を聞き憤激、隣邦の變亂は、帝國自衛の道に於て傍觀する能はずと曰ひ、國交斷絶の公文を北京政府に送れり、廿一日なり、戰機漸く迫る。

蹇々録曰、東學黨とは何ぞ、或は儒教、道學を混合したる一種の結社なりと云ひ、或は一派の政治改革希望の團體なりと云ひ、或は單に亂を好む兇徒の嘯集する者なりと云へり。この亂民は、二十七年四五月の交より、全羅忠清兩道の各處に蔓延蜂起し、所在民舍を劫掠し、終に全羅道の首府を陥れたりとの報我國に達するや、物議爲に騒然、或は朝鮮政府の力、到底之を鎮壓する能はざるべければ、我は隣邦の誼を以て兵を派し之を鎮定すべしと論し、或は東學は暴政の下に苦める人民を塗炭の中より救出さむと

## 國交斷絶

## 諸政黨の觀

## 政府の對清方略

する、眞實の改革黨なれば、宜く之を助けて、其弊政改革の目的を達せしむべしと云ひ、特に平素政府に反對せる政黨者流は、此紛紜に乗して、當局者を困感せしむるを以て、臨機の智略と考へたるにや、頻に輿論を煽動して、戰爭的氣勢を張らむことを勉めたり。之に加ふるに、開會中にある衆議院は、例に依り反對黨多數を占め、種々の紛争を生じたれども、吾等は成るべく黨人を寛容して衝突を避けしに、六月一日に至り、衆議院は内閣の行爲を非難するの上奏案を議決したれば、吾等は止むを得ず最後の手段を執り、議會解散を奏請する事となれり。翌二日、内閣總理大臣の官邸に於て會議を開くや、會、代理公使杉村濤より電信ありて、朝鮮政府は、援兵を清國に乞ひしことを報し來れり。是れ實に容易ならざる事件にして、若も之を黙視するときは、既に偏傾なる日清兩國の朝鮮に於ける權力の干繋をして、尙一層甚しからしめ、我國は從來朝鮮に對し、唯々清國が爲すが儘に任するの外なく、日韓條約の精神もために全く蹂躪せらるゝの虞なきにあらざれば、余は、相當の軍隊を派遣し以て不虞の變に備へ、日清兩國が



朝鮮に對する權力の平均を維持せざるべからずと述べたり。閣僚皆此に賛同したるを以て、伊藤内閣總理大臣は、直に人を派して參謀總長有栖川宮熾仁親王、次長川上陸軍中將六操の臨席を求め、式に依りて聖裁を請ひ、制可の上之を執行せらる。後七日、清國公使汪鳳藻は、朝鮮國王の請求に依り、東學黨鎮壓の爲、若干の軍隊を朝鮮に派出する旨を照會し來り、我政府は直に之に照復し、清國政府が天津條約の第三款に従ひ、行文知照の趣は敬承せり、但し其書中「保護屬邦」の語あれども、帝國政府は年來未曾、朝鮮國を以て清國の屬邦と認めずとの抗議を附言し、即夜、在北京臨時代理公使小村壽太郎に電訓し、朝鮮國現に變亂重大の事件あり、我國より若干の軍隊を派出すと言はしめたり。北京總理衙門は右の照會に對し、本朝の派兵は屬邦を保護するの舊例に依るものなるが故に、内亂平定の上は直に之を撤回すべし、然るに日本政府派兵の理由は、公使館領事館及商民を保護すといふにあれば、必しも要せざるべく、且派兵は朝鮮政府の請求に由るに非ざれば、斷して其境内に入れて該人民を驚駭せしむべからずと

答へ、形勢甚危し。而して吾人の決心、我政府は外交上に於て常に被動者の地位に居り、清國をして主動者たらしめんと期し、又、歐米各國の中、互に向背を生ずることあるべきも、努めて第三國の關係を生ずるを避くべしと云ふに在り、又、一旦平和破るれば、軍事上に於ては總べて機先を制せむと欲すと云ふに在り。大鳥公使は六月五日東京出發、九日仁川に着し、海兵三百餘を引率して京城に歸任するや、清國の軍隊は既に來駐して忠清道の牙山に在り、東學黨は大に氣勢を挫折したれば、朝鮮官吏種々の口實を設けて、大鳥公使の帶兵入京を拒まんとせり。然れども、我邦は十五年濟物浦條約第五款に依り、朝鮮國に軍隊を派出し得べき當然の權利を有するが故に、彼等は更に謀を盡し、遂に清國辨理袁世凱より、日清兩國軍隊の均く朝鮮より退去せんことを、大鳥公使に内談するに至れり。又、翻りて朝鮮駐在の外國官吏、及商民の情況を視るに、彼等は朝鮮は清國の屬邦たることを默認し、京城、仁川の間に於て七千有餘の日本軍隊の滯陣を危懼し、牙山清兵の舉動如何は其視聽に觸れざりしを以て、彼等多くは、日本



【今代國勢發展編】  
七六  
兵は平地に波瀾を起し、時宜に依り朝鮮を侵略せんとす」と妄想したり。即、歐米人は、何時何等の口實を設け容喙し來るべきやも計られず。さればとて、日清兩國の軍隊は、互に稍々離隔の地に駐在し居るが故に、數日の間に衝突すべきの模様もあらず。清韓政府は陰に相結托して、種々の隠謀を企て、暗に歐米強國の援助を干むるに似たるも、亦未、何等の痕跡を顯さず、實に密雲不雨の天候と云ふべし。余は此際、何とか、一種の手段に由るに非ざれば、纏綿紛錯の局面を剖判する能はざるべし」と思料し、伊藤總理に協議し、朝鮮の亂民平定の上は、内政を改革する爲、日清兩國より委員を選任せしむべしと、清國政府に照會し、彼若、我の提案に賛同せざるときは、獨力を以て朝鮮改革の任に當るべし」と決め、乃六月十六日の夜、清國公使汪を招き、速に我提案に同意せんことを求めたり。而も汪が主張する論點は、朝鮮の善後策を講ずる以前に、兩國其軍隊を撤退し、徐に後圖を商定すべし」と云ふに在り。二十一日に至り、汪は本國政府の訓令に依り、光緒二十年五月十八日、我提案に同意する能はざる理由として、三個條の辨

疏をなせり、第一に、朝鮮の内亂は既に平定せり、今や清國の軍隊も之を勦伐するに及ばざるに至れり、此際復日清兩國協力するの必要を見ず。第二に、朝鮮の弊政改革は、朝鮮をして自身之を行はしむべし、中國の宗主すら尙其内政に干渉せず、日本國は素より朝鮮の自主國たるを認めをれり、最も其内政に干預すべきの權利なかるべし。第三に、事變平定すれば、直に撤兵すべきことは、更に議論を容れず」と、以て我提案を拒絶したり。此回答は、蓋、李中堂の意見に出て、李より總理衙門を経て汪に訓令せしや明なり。その、中國すら尙内政に干預せず」と云ひ、高く自家の地歩を占め、日本は素より朝鮮の自主國たるを認むるが故に、最も其内政に干預するの權なし」と云ひ、痛く我を斥けて其言を盡くせり。故に翌十七日、余は公文を汪公使に送り、其趣意、朝鮮半島は、内訌暴徒の淵藪にして、事變の屢々起るは、全く其獨立國たるの責守を全くするの要素に於きて、缺くるあるに由ると確信す。而して、我國と彼國とは、一衣帶の海水を隔て、疆土接近し、種々の利害は、甚緊切重大なるを以て、今日彼慘狀を袖手傍觀し、之を匡



【今代國勢發展編】

救するの謀を施さざるは隣邦の友誼に戻るのみならず、實に我國自衛の道に戻る者とす。假令、貴國政府の所見に違ふことあるも、帝國政府は、斷して現在の朝鮮軍隊撤去を命令すること能はずと、是れ實に第一次絶交書なり。

清人は尙に露に結ぶ

日清の國交斷絶にあたり、清國政府の意圖を探るに、李中堂は汪公使等に電訓し「日本は、我朝が今年西太后の慶典なるを以て、大清爲す無しと推斷し、敢て此強硬に出るものなり。故に速に南北兩洋の艦隊を派し、陸兵を増派して以て之に當らざるべからざるに似たり、而も切に今我より先聲を挑むこと勿れ」と曰ひ、又、俄羅斯公使喀西尼の言を援きて曰ふ「今や日本が重兵を以て脅要す、實は韓の内政に干預し、侵略の謀を爲さんと欲す、華は決して之を允さざるを以て略に告ぐ。並略も亦謂ふ、俄、韓は近隣なり、亦斷して日本の妄りに干預を行ふを允さずと。並びに謂ふ、華に使用する以來、唯此件の交渉、俄國に於て關係甚重し、務めて彼此心を同くして力持せんことを云々。清廷の初めより尙に露人に依頼せる情、最見るべし。而も、清兵の東航は、固、日本に並びて露人も擴ふに在りしに似たり、既にして日本一旦戈を執れば、却りて、尙に露を援かん」とす、其術計や闇なり。

獨力韓を扶く 此に於て、朝鮮改善の責務、一に日本に歸し、日清の係争、將に

露英の干係

戦闘に移らんとす。露國、英國等、東洋に利害を有すること深き者、亦坐視し能はざるや論なし。乃、露英俱に各自の利害に因り、居中調停を試む。其の露國調停の効なきを悟るや、東京駐在公使ヒドログラーをして、特に宣言せしめて「露國皇帝も、亦其の隣國たるの故を以て、朝鮮の事は、之を傍觀する能はず」と云ひ、深意韜晦、固より測られずと雖、暫く拱手して、日清兩者の爲す所を視んとするに似たり、七月十三日なり。十七日、倫敦に於て日英條約の改訂成り、兩全權調印を了るとの電報ありて、我が邦積年の希望、初めて英國政府に容れられ、伊藤、陸奥以下の關係、意想愈強くする所あり。十九日、再び清廷に絶交の公文を致す。(條約改正の事は第一章と第五章の中に詳にす)

露人の居中周旋

蹇々錄曰、六月中旬、北京駐劄の露國公使カシニは、方に歸國の途に就き、天津を過ぎりたる時、李鴻章は之に依頼するに、現今の紛議を調停せんことを以てしたり。カシニは其意を迎へ、之を本國に報告し、本國政府も此機に乘し、清國の歡心を獲んと勉め、在東京公使ヒドログラーに訓令して、我政府に勸告する所あらしめたり。即、六月二十五日、ヒドログラーは

【第二章 援韓討清】



余に面會を乞ひ、本國政府の訓令なりと稱し、清國にして朝鮮派出の軍隊を撤去せば、日本も均く其軍隊を該國より撤去することに同意せらるべきや」と質問せり。余は之に答へ、大體に於て異議なしと雖、如今對峙、頗難事に屬すといふ。然るに、三十日に至り再び來告げて曰く、露國政府は日本政府に向ひ、朝鮮王の請求を容れ撤兵せられんことを勸む、若し日本にして猶清兵と一齊に撤去するを拒まるゝに於ては、日本は重大なる責に任せらるべし」と云ふに在り。露國が斯く嚴厲なる公文を發送し來りたる、其心底容易に測るべからず、而して當時の事態、已に大に局面を變化し、我は何の爲す所もなくして、其軍を撤去し難き感情あり。余は此左右の兩難を排推するに就き、頗商量を費し、伊藤總理に、最期の意見如何を聽かんと乞へるに、總理は一讀の後、沈思良久しくして後、徐に口を開き、吾人は今に及び、如何にして露國の指教に應じ、我軍隊を朝鮮より撤去し得べきやを知らず」と確言せらる。仍て予は答書を草し、七月二日に之を露國公使に送致す、其概要は、朝鮮に軍隊を派出せしは、實に現在の形勢に對し、已む

を得ざるに由る、決して疆土侵略の意を有するものに非ず、故に該國の内亂全く平穩に復し、何等危懼なきに至れば、軍隊を撤去すべきは勿論なり」と云々。十三日に至り、露國公使は余の回答に對し、更に一書を送れり、其概要は、露國皇帝陛下は、其隣國たるの故を以て、朝鮮の事變を傍觀する能はずと雖、今日の場合、全く日清兩國の葛藤を豫防せんとするの希望に出でたるものなることを了解せられたし」と、果然彼は、朝鮮の事變は之を傍觀する能はず」と云ひ、以て何時も容喙し得るの地歩を占むるも、兎に角、一旦其の言出したる故障を暫時たりとも之を撤回したるに由り、予は稍々安堵の思をなしたり。(七月九日、李鴻章が北京衙門への電稟あり、參照すべし)頃日、喀使は巴參贊を遣はし、來り過晤せしめて稱すらく、頃日俄廷の電復に接す曰く、倭韓の事は倭の無理に係る、俄は只友誼を以て倭に勸め兵を撤し、再び華と善後を會商せしめんとするのみ、但未、兵を用ひ倭人に強ふるに便ならず、朝鮮内政の應に革むべきと否とに至りては、俄も亦與り聞くを願はず」と等の語あり、前後の語意符せず、俄別に傍人の間阻を聽き



【今代國勢發展編】  
しならん云々。俄人の傍觀の態度を取りしは、日清兩國の共に疑惑せる所なり。

塞々録又曰、英國は本件發生の初より、毎に清國を庇蔭するの情あり、是れ英清の通商利害、并に歴史關係の然らしむる所にして、亦勢なり。されば、倫敦タイムスは、其紙上に痛言して曰く、眇たる朝鮮は、無事之を占領するも、一の得る所あるを見ず、今や日本國內の士民激昂、敢て戰爭を開かんとするは、別に、伊藤伯が外邦に事端を起し、以て其失ひたる人望を回收せんとするの誘惑に因るや明なり、而も日本は假令初めに幾回の勝利を得るも、其勝利たる到底高價を以て買ひたるものなるべし、何となれば清國は怖るべき忍耐力を有すればなり云云。而して北京駐劄英國公使オコンナルは、李鴻章、カシニーの秘密交渉を窺知するや、六月下旬、總理衙門王大臣に向ひ、日清兩國の間、速に平和的協議を遂げ、最後の衝突を避くるの得策たることを勸告し、在日本英國臨時代理公使バセットと、數回電信往復の後、朝鮮の内政改革の爲、日清兩國より共同委員を派出することを贊

稱したり。然るに、七月に入り、カシニーは急に干涉の手を拱し、露國傍觀の態度を示し、日本又決絶の意を再申しければ、

七月十九日、北京駐在の我小村公使より總理衙門へ送れる國際決絶の書に曰ふ、在北京英國公使は友誼を顧重し、盡力調停せられしも、清國政府は依然撤兵の事のみを主張し、毫も我政府の意に應ずるの色なし、是に由て之を觀れば、清國政府は意ありて事を遂すものにして、則事を好むに非ずして、何ぞや、今後に於きて不測の變を生ずることあるも、我政府は其責に任せず云々、

オコンナル、バセットは、此を機會として、再三、日清兩國に其の翻轉を慫慂する所あり。而も日本政府は、朝鮮事務局決して昔日の比に非ず、共同委員を選派するも、日本政府が既に今日まで獨力を以て着手したる事項に就いては、共同する能はずと答へたり。七月二十一日、バセットより辯駁あり、其概要は、日本政府が今より清國政府をして毫も容喙せしめずと云ふは、實に天津條約の精神に背くものなり、因りて開戦するに至らば、日本は其責に任するの外なしとの意にして、其外形の嚴厲なるは、殆ど露國政府六月三十日の照會と差異なきが如くなれども、英國政府は唯東洋の平和を



維持せんと欲し、熱心之を調停するに盡力するのみにて、兵力を以て干涉すべしと迄の決意を有するものにあらず。乃、二十二日を以て、日本政府は謝絶書を發したるに、翌日バセットは更に、向後、日清兩國の間に開戦するに至るも、上海は英國利益の中心なるを以て、日本政府は同港近傍に戦争を爲さずとの約諾を得んといひ、また、日清兩國の軍隊は、當に各朝鮮を占領し、其間徐に協議を爲すべしといへり。此に共同占領とは、如何なる意味なるや、余が此提案に接したる時は、大鳥公使が既に朝鮮の宮闕を圍み、迫りて、我要求を容れしめたる日なるを以て、固より英國の意を探くるの暇なくして止めり。

韓國日本に依頼す 七月十九日、大鳥は、保護屬邦の名義を冒せる清兵を、境外に驅逐し、且、朝鮮と支那との諸條約を破棄して、日韓攻守同盟の地を爲さんことを韓廷に要求し、諾否五日を限りて聞かんと曰ふ、京城動搖す。清國使臣袁世凱は、北京、天津、觀望依違に似て、後援の大兵迅速到らざるを以て、舉措忽失ひ、倉遑歸國す。韓の君臣遲疑して定まらず。廿三日、大鳥公使、龍山の兵を徐

伐<sup>ウ</sup>羅<sup>ウ</sup>城<sup>ウ</sup>に進め、韓王の宮闕を圍む。王の生父大院君、其間に周旋する所ありて、急に大鳥の參内を乞ひ、前の提議皆之を納れ、一意日本政府に依頼することとはなれり。

蹇々錄曰、六月廿八日、公使大鳥の機密電信東京に達す、其大略は、朝鮮政府、今や只管に日清兩軍の撤退を希ひ、駐在の歐米外交官に依頼し、周旋を求むるに際し、袁世凱は、荐に大言壯語を放ちて、韓廷を脅嚇し、日本を忌避して、清國に倚賴せしめんと謀りつつあれば、最早茲に一衝突を起すに非ざれば、事の進行も亦望むべからず、惟ふに今や、汪公使の公文中の「保護屬邦」<sup>1</sup>、牙山の清將聶士成が檄文中の「愛恤屬國」<sup>2</sup>、又は「保護藩屬」等の文字を摘擧し、朝鮮政府の承認する所なるや否やを詰問し、又此の如き名義を以て派來せし清兵は、朝鮮の獨立を侵害し、併せて日韓條約の明文を蔑視するものなるを以て、速に之を境内より撤退せしむべしと責むるの路ありと云ふにあり。而も我政府は、第三國干涉の端既に現れ、陰晴豫測すべからざる者ありしを以て、暫く時機を待ちしに、七月中旬に至り、露國傍觀の態度は、定



まれるに似たり。此に於て予は大島に電訓し、何等の口實を用ふるも差支なし、速に實行を爲せといひ送れり。大島即十九日を以て朝鮮政府に照會して、第一に、京釜間の軍用電信架設は、日本政府着手すべし。第二に、濟物浦條約に遵由し、速に日本國軍隊の爲に其兵營を建築すべし。第三に、在牙山の清兵は、不正の名義を以て派來したるものなれば、速に之を撤退せしむべし。第四に、清韓水陸貿易章程、其他朝鮮の獨立に抵觸する清韓間の諸條約は、一切廢棄すべしと迫り、回答は二十二日を以て限とすと附言す。時に清國辦理袁は、勢の爲すべからざるを察したるものか、突然歸國し、袁退去の報一たび韓廷に聞こゆるや、滿廷の文武、周章爲す所を知らず。而も邦人岡本柳之助、韓官金嘉鎮、安馴壽等、陰に大院君に説く所あり、計畫頓に熟す。既にして、大島旅團長は、二十三日の拂曉を以て、龍山假營の兵員を急に入京せしめければ、漢陽内外の狼狽は、名狀すべからず。諸閣及び事大黨は何方にか遁逃し、大院君急に入闕して國王に説き、大島公使の參内を求め、大院君は國王に代り公使を引見し、清韓間の諸條約を

廢棄する旨を宣言せり。又、國王は更に公使に向ひ、牙山駐屯の清軍を驅逐する爲に、日本の援助を乞ふことを依頼したり。（清韓通商條約の序文に曰く、朝鮮久く藩封に列す、典禮の關する所、一切均く定制あれば、此次訂する所の水陸貿易章程は、中國が屬邦を優待する意に係る、各與國一體均霑の例に在らず、云々）初め、大島公使の建議、保護屬邦の名を冒せる清軍は、朝鮮の獨立を浸害し、日韓條約の明文に矛盾するを以て、之を驅逐すと云ふ高手政略につき、論難あり。是の策は、第三者たる歐米強國をして、日本無名の戰爭を挑撥すとの非難を起さしむるのみならず、曾、露國政府に對し、清國が何等の舉動あるも日本政府は交戦を挑まざるべしとの言質に背戻するの恐あり。假令、我軍が牙山に在る清軍を進撃するにも、必韓廷の委託を俟たざるべからず、而して韓廷をして此委託を爲さしむるに至る前に、我は強力を以て朝鮮國王を我手中に置かざるべからず。斯の如き横暴の行爲は、日本が朝鮮の自主獨立を確認すと云ふ素論と逕庭し、到底何人の同情をも得べきに非ず。而も余は此危急の際、内閣同僚の意見に従ひ、七月十九日を以て大島公使に電訓し、我軍隊を以て王宮を圍むは、得策に非ずと思考するが故に、



之を決行せざることを望むとの意を以てせり。然れども、韓地の形勢は、余の訓令に従ふ能はざる時機に達し、大院君の入闕とはなれりと。

近日群小壘閉、聰明斥賢用奸、維新之大業、將中道而廢、五百年之宗社、一日而危。

予生子宗親之家、不忍坐視。故今欲入闕、輔翼大君主、逐斥群邪、紹成維新之大業。

扶持五百年之宗社、以安爾等。爾等皆安其堵、守其業、勿敢輕動。若爾百姓、若兵

弁、有阻我行者、則必有大事矣、爾等悔無及。

開國五百四十八年八月 國太公

### 陸海に清兵を撃破す

日清の海陸各艦營は、六月上旬已に朝鮮に游屯し、爾來四五十日、對峙して尙發する所なし。七月下旬に至り、京城の情形一變し、日本政府又最終の決絶を清國政府に呈示したり。即、第一遊撃艦隊吉野、秋津洲、浪速が、朝鮮西海岸防制の令を奉して、佐世保軍港を出てたるは、其廿三日なり。廿五日早天、牙山海口の外、豊島に至り、清艦濟遠、廣乙に遭ふ。濟遠先、轟發、我が三艦應戦し、廣乙我の破る所となり、沙洲に擱坐し、濟遠は白旗を掲げて降を乞ふ。時に二船の更に西より來る者あり、三艦之に應接す、濟遠隙に投して逸去す。二船、一は兵艦操江にして、一は商船と雖、清兵一千二百砲十二尊を搭

豊島の海戦

牙山成歡の接仗

載す。艦隊司令長官坪井少將三航其の操江を捕獲し、商船は抗命の故を以て之を轟沈せしむ、豊島海戦といふ。大島旅團長は、此の日を以て牙山に向ひ南下し、途にして海戦の砲聲を聞き、又、朝鮮外務より清兵撤回代辨の公報を得たり。而も沿道發の人員、我が用を爲さず、行軍頗艱む。廿七日、大島少將振威に至り、清兵の幕營、牙山を去り成歡驛に在るを偵知し、廿八日夜陰、素沙場より進み、雨を犯して敵營に迫る。道途泥濘、安城渡の邊に諸隊路を失ふものありしも、天明に及び、所在敵を敗り、遂に成歡の轟營を拔ぐ。(轟は殘兵を以て天安に走り、友軍棄志超に合ひ、奔竄退避して、平壤に達す)此に於て、大島は四近に敵影の沒せるを探り、軍を還し、八月五日を以て京城に凱旋す、京城、仁川以南、海陸の通路復阻障なし。

清人戰機を覺らず

蹇々録云、清國政府策應の跡に就きて揣摩するに、六月下旬、東京駐在の汪公使は、日本政府は、在野反對黨と軋轢する爲、外國に大兵を増派する能はざるべし、又精銳の後繼なし、患ふるに足らずと電告せりと云ひ、又、七月十五日探偵者の報に據れば、清人曰ふ、過日大島より東京への電報に、朝鮮政府は、渾て日本の要求を納れたり、撤兵しては如何とありたるを以て、伊藤、



川上は速に撤兵すべしと謂ひたれども、陸奥、井上の輩は、自由黨の説を執りて、朝鮮は僅に面従したるのみなれば、今撤兵するは得策に非すと抗議し、伊藤も敢て争はず、前議遂に止みなりと急報せり云々と、推測甚誤れり。尋いて廿二日には、清人より北京へ、倭奴は、中朝大兵を進めしことを聞き、其氣已に沮喪せりと通報せりと云ふに至りて、其妄鹵むしろ憐むべし。但し、李鴻章、袁世凱の一流は、稍老成、觀察之に異なりし如し。事件の初に方り、朝鮮國王より援兵を請求し來りたる時に、李は直に部下の軍隊を該國に派出せるが、其後、事局漸く艱難、大兵を朝鮮に増派すべしとの建議をなしたる頃は、恰、英國公使が、大兵の増發は、因りて以て日清兩國の衝突を速にするの恐れありと、總理衙門王大臣に説き居る場合にして、加ふるに、北京政府の部内に非戰論者を生し、荐に李鴻章の失舉を咎めければ、其の大兵増發の計略も、内部より阻格せられ、日本軍に機先を制せられて、全く敗喪することとなりぬ。○巽氏日清戰役外交史云、七月十四日、日本政府が最後通牒送致の日、即時總理衙門が李鴻章に下したる訓令に、倭の詞意

李鴻章の布  
置平壤を扼  
守せしむ

甚決絶、轉圜の機なきに似たり、本日已に朝廷の命あり、進兵の策を決せよと。李鴻章は之に答電して曰く、倭軍漢城内外に在り、已に布置嚴密にして懈の乘すべきなし、葉軍二千五百、絶地孤危なり、今我兵を進めんには、須、北路よりすべし、平壤は最も要を扼し、進退裕如たりとなす。其の意嚮、北韓を扼守して、南韓を救はんとする如し。十六日具奏して曰く、現に總兵衛汝貴を派し、盛軍馬步六千を従へて平壤に進み、將軍宋慶が所部の提督馬玉崑は、毅軍二千を従へて、義州に進み、均く招商局輪船を備ひ、缺誤なからしめ、並せて盛京將軍に電商して、總兵左寶貴を派して、馬步八營を従へて平壤に進み、各軍と會合し、漢城を救はんことを圖らしむ、葉志超の一軍は、已に該提督に電商して、紮を平壤に移して、厚く其勢を集めしむ、其覆准を俟ちて、丁汝昌を派し、海軍能く戰ふの船を酌帶して、朝鮮の海面に往き、巡護遊弋、以て策應に資せん、是れ目前の布置大略の情形なり、沿海の各口に至ては、旅順、大連灣、威海衛等の如きは、早く布守の嚴整せるを經たり云々。惟ふに、外交と軍機は、日本に於て當初稍不一致の事情ありしと雖、



漸次に契合する所あり、清國に於ては、毎に不一致なり。日本の軍事上の行動は、豫期の如く先制の位地を失はざりしも、清國は全く之に反す。第三國との關係に就ては、清國が毎事依頼に過ぎたると、日本が四圍の顧慮に缺きたるとは、大略同一なり。而して其關係たる、當初の期間に於てさのみ劇甚ならずと雖、後來の觀測を最緊要とす、夫の日清韓國國際の周圍には、露佛同盟の效力、英國固有の外交例、獨乙の豹變、即、露佛獨三國關係の變化等、歷々として指目すべし。歐洲強國の外交政策は、其運用には如何なる問題をも之に供するを辭せず、而も况、歐洲強國が對亞計畫の由來日久之きをや)

蹇々録又云、我政府が東京駐劄英國公使を経て、清國に對し我最終照會を發し、五日を限り回答を要求し、且、其間清國より朝鮮へ兵隊を増派するの舉あらば、日本は直に之を以て脅嚇的運動と認むべし」と宣言したるは七月十九日にして、豐島の海戦は二十五日なり。該戦は清艦より迎頭して我軍艦を襲撃したるに始まり、其勝利の何れに歸するに論なく、其曲直は

既に明白なれば、我は戦時國際公法上、何等の非難を招くべき恐なかりしも、此捷報と同時に、我官民に一驚を喫せしめたるは、軍艦浪速が英國の旗章を掲げたる運送船を砲撃沈没せしめたりとの説これなり。而も之を査するに、該海戦は、午前七時と八時との間に、我軍艦秋津洲、吉野、浪速と、清國軍艦濟遠、廣乙と遭逢し、濟遠先砲火を發し、二三合にして濟遠忽敗走し、廣乙は沙礁に觸坐し、操江遂に我の捕獲する所となるに畢りぬ。而も九時に至り、浪速が濟遠を追跡する途上、シヨバイオル島の近傍に於て、清國軍艦を搭載して英國旗章を掲げたる運送船高陞號に會ふ。此場合に在りて我軍艦は交戦者の權利を行はん爲に、かゝる運送船を捜査し、何等の強制手段をも施し得べきこと勿論なれば、最初に信號を以て停船を命じたるに、高陞號船長は直に之に應じ、其他の要求に對しても、違背する所なかりしが、乗組み居たる清國將官は、該船長を抑制し、浪速の命令に服従せしめず。浪速は之を見て、竟に最後の信號を掲げ、猶該船内の歐人をして、各自活路を求めしむるの便宜を與へたる後、之を砲撃して沈没せしめた



るは、正に午後零時四十分なりと云ふ。是れ以て、該艦長の注意精密周到にして、國際公法上何等失當の所爲なかりしを證すべきなり。(又後に聞く、當時廣乙は自火を放ち、艦長林國祥以下、陸上に逃れ、牙山に到りしに、葉軍已に潰走の後なりしに因り、再びカロリン灣附近に歸り、英國軍艦の救護を得て、艦長以下七十一名へしめず、芝罘港に還れりと云ふ(戰史))

初め葉、蕞の二將、六月上旬を以て、三千兵を帶し、牙山に至りしの後、平壤轉割の驛ありしも果さず。日軍已に漢城に占據するを見て、更に増援を乞ひ、七月廿一日、英國商船二隻を以て、一千三百の増兵を得、白石浦上陸、廿五日又一千二百の増兵を得るの預期なりしに、豐島に於て日軍に要撃せられ、全船覆没、獨國士官ハントケン以下一百餘名、僅に一島に漂到し、後獨逸船に救濟せられて歸國す。又、北洋水師は、六月陸兵駐防の比、總兵林泰曾、鎮遠に坐乗し、濟遠以下六隻を率ゐ、仁川、牙山の洋上を壓せしが、日軍の動靜を伺ひ、威海衛の提督丁汝昌に請ひ、大舉して先制せんと要めしも、決むるを得ず、七月一日空しく威海衛に歸航す。蓋、是れより先(六月二十日)、我が伊東艦隊司令長官が、佐世保に歸航せるあり、兩軍の再來接仗は、彼我俱に豫期する所ありしと謂ふべし。

四十年來大事記曰、濟遠兵船の運船を衛り、日兵船に會ふや、管帶方謙恐惶して、避匿し、繼いで日敵に遭ひ、其舵を毀ち、即高く白旗を懸け、下に日旗を懸けて、逃

れて旅順に圍る。葉志超は日兵に敗られ、牙山の守を棄て、平壤に退回し、勝仗を捏報し、兩日の戦、倭兵五千餘を斃すと稱しければ、賞銀二萬兩を給せられたり、茲より李中堂の水師、淮軍の威望、始めて失墜せり、云々。

### 日清の宣戰及び日韓の攻守同盟

日本滿清の兩國は、同く八月一日清曆光緒二十

年七月を以て宣戰を爲し、各自中外に布告する所あり。其の日本天皇の詔書に曰く、朝鮮は、大日本帝國が其始に啓誘して、列國の伍伴に就かしめたる獨立の一國たり。而して清國は毎に自朝鮮を以て屬邦と稱し、陰に陽に其内政に干涉し、其内亂あるに於て口を屬邦の拯難に藉き兵を出したり。朕は明治十五年の條約に依り兵を出して變に備へしめ、更に朝鮮をして禍亂を永遠に免れ治安を將來に保たしめ、以て東洋全局の平和を維持せむと欲し、先づ清國に告ぐるに協同事に従はむことを以てしたるも、清國翻て種々の辭柄を設け之を拒みたり。是に於て帝國は朝鮮に勸めて其稅政を釐革し、内は治安の基を堅くし、外は獨立の義を全くせむことを以てしたるに、朝鮮は既に之を肯諾したるも、清國は終始陰に居て、百方之を妨碍し、剩さへ辭を左右に托し、時機を緩に



し、以て其水陸の大兵を半島に派し、遂に我艦を韓海に要撃し、殆亡狀を極めたり。則、清國の計圖たる、明に朝鮮國治安の責をして歸する所あらざらしめ、帝國が率先して諸獨立國の列に伍せしめたる朝鮮の地位をば、之を表示する條約と共に、並びに蒙晦に付し去らしめ、以て帝國の權利利益を損傷し、以て東洋の平和をして永く擔保なからしむるに存するや、疑ふべからず。又、熟其爲す所に就きて、深く其謀る所を揣るに、實に始めより非望を遂げむとするもの、謂はざるべからず。事既に茲に至る、朕は平和と相終始し、以て帝國の光榮を中外に宣揚するに專なりと雖、亦公に戰を宣せざるを得ざるなり、<sup>上</sup>以盛旨炳焉なり。又、朝鮮政府は、曩に清兵撤退の一節を、我大島公使に委託して、代辨せしめたりしより以來、日韓兩國は、清國に對し、既に攻守相助くるの地位に立てり。仍て其事實を明著にし、併せて兩國事を共にするの目的を達せんが爲、八月二十六日兩國政府は、日韓攻守同盟の約文を交換し、我國は韓國の獨立主義を鞏固にし、日韓の利益を増進すべき目的を以て、清國に對して、戰爭に任じ、韓國は我兵の行動及給養に關し、可及の便宜を與ふべきことを約し、且、此盟約は日清

間に於ける平和の克復と共に廢罷に屬すべきものとせり。又、我政府は、緊急勅令を以て、特別會計に屬する資金を轉用し、及び公債を募集し、以て軍事費に充用し得ることを公布し、九月二十二日、臨時帝國議會を廣島に召集し、憲法の規定に據り、其事後承諾を求めたるに、滿場一致之を可決したり。

清帝宣戰書曰、朝鮮爲我大清藩屏二百餘年、歲修職貢、爲中外所共知。近十數年、該國時多內亂、朝廷字小爲懷、疊次派兵前往戡定、並派員駐紮該國都城、隨時保護。本年四月間、朝鮮又有土匪變亂、該國王請兵援勸、情詞迫切。管即諭令李鴻章撥兵赴援、甫抵牙山、匪徒星散。乃倭人無故派兵、突入漢城、嗣又增兵萬餘、迫令朝鮮更改國政、種種要挾、難以理喻。我朝撫綏藩服、其國內政事、向令自理。日本與朝鮮立約、係屬與國、更無以重兵欺壓、強令革政之理。各國公論、皆以爲日本師出無名、不合情理、勸令撤兵、和平商辦。乃竟悍然不顧、迄無成說、反更陸續添兵。朝鮮百姓、及中國商民、日加驚擾。是以我朝添兵前往保護、詎意行至中途、突有倭船多隻、乘我不備、在牙山口外海面、開砲轟擊、傷我運船、變詐情形、殊非意料所及、云々。



四十年來大事記曰、當中日戰事之際、李鴻章以一身爲萬矢之的、幾於身無完膚、人皆欲殺。平心論之、李鴻章誠有不能辭咎者、其始誤勸朝鮮、與外國立約、昧於公法、咎一。既許立約、默認其自主、而其後以兵干涉其內亂、授人口實、咎二。日本既調兵、勢固有進無退、而不察先機、輒欲倚賴他國調停、致誤時日、咎三。聶士成請乘日軍未集之時、以兵直擣韓城、以制敵、而不能用、咎四。高陞事未起之前、丁汝昌請以北洋海軍先慶敵艦、而不能用、遂令反客爲主、敵坐大而我愈危、咎五。綜其原因、皆由不欲覺自我開、以爲外交之道、應爾而不知、當五六月間、中日早成敵國、而非友邦矣、誤以交鄰之道、施諸兵機、咎最大。

之より先、九月十三日、大議を廣島縣に進められ、舊城（第五師團司令部）を以て戰時大本營と定められ、出征の機務皆此に集まる。十月二十日、朝鮮王其三子義和宮（李捫）を以て大使と爲し、廣島に到らしめ、拜謝する所あり。我政府又朝鮮の政治改革を實にせんと欲し、井上伯爵を駐劄大使と爲し、以て朝鮮君臣を輔導する所あらんとす。井上赴任、内外大小の時務、頗其の計畫施行を力む。而も彼の君臣の情意、毎事に搖きて治せず、叛亂構陷の隱謀、旦夕に生起し、終に定まる

廣島大本營

井上公使の輔導

所なし。蓋、半島の人心には、我軍を視ること、壬辰役文錄元年の太閤征韓に比するのみ、數年にして撤退せられんと期せる如し、亦以ある哉。

蹇々録云、清國が我提案、朝鮮共同改革を拒絕しけるより、我政府の獨力弊政改革議の世間に表白せらるゝや、朝野翕然一致し、朝鮮は我鄰邦なり、多少の艱難に際會するも、之を扶助するは義俠に出づ、何ぞ避くるを須たんと唱へざるなく、其後兩國已に交戦に及びては、我國は強を押へ弱を扶け、仁義の師を起すものなりと云ひ、俗論滔々、成敗の數を度外視し、政治的必  
要よりも、寧道義上の必要より出でたるものゝ如き見解を下したり。而も斯る議論を爲す人々の中にも、其胸秘を推究すれば、朝鮮を以て全く我領土とし、常に我權力の下に置かんと企圖したるものもあるべし。又、適應の改革を行はしめ、編小ながらも一箇の獨立國たるの體面を具へしめ、他日我國が他國と事あるの時に際しては、中間の保障たらしめんと料したるものもあるべし。又、或は大早計にも、此際列國會議を招集し、朝鮮を以て歐洲大陸の白耳義、瑞西に於けるが如き、列國保障の中立國となすべ

授韓軍勢の意義



しと擬議したるものもあり。而も余は朝鮮内政の改革を以て、機略的必  
 要の外、何等の意味なきものとし、畢竟難局を調停せんが爲に案出したる  
 一箇の謀策とせしが故に、初より遂ぐべきや否やを疑へり、且之を疑ひな  
 がら、漫然改革を試みたるは、或は論者の譏を免れず。余は特に當局者と  
 して思へらく、我對韓の動作は、常に其外面強き程には裡面強からず、厲色  
 嚴語すれども、手腕其後に續かず、(顯露に云へば、我國が朝鮮に對する政略  
 は、常に意料外の事情に制せられ、剛柔張弛意の如くならざること甚多く)  
 公言の條項も、實行する所、幾何もなくして止まん歟と。又朝鮮政府の情  
 形を案ふるに、戰役開始、閔族逃散して、王妃羽翼を戢めたる後は、第一には  
 頑固なる大院君の一派が大權を握り、第二には溫和なる金宏集、魚允中の  
 老輩を以て内閣を組織し、第三には日本黨、寧一知半解なる開化者流を糾  
 合したる合議體の軍國機務處を新設したるも、朝夕徒に坐上の空論に、進  
 退生死を賭して争闘し、實務一も舉る所なかりき。特に彼國君臣の心情  
 を想察すべき一事あり、平壤、黃海の接仗以前に、首鼠兩端を持したる大院

朝鮮政府の  
形情

韓政府切に  
通すに欺を

君、金宏集の輩は、窃に腹心の者を平壤に派遣し、該地に滯陣する清將に欺  
 を通し、或は清軍勝利のとき其詰責を逃るゝの地を爲したるこれなり。  
 平壤掃定後、此輩より清將に贈りたる密書は、我軍の獲得する所となりけ  
 れば、井上伯爵赴任の後、大院君放逐の必要生し、乃此密書を取出し、其不義  
 を詰責したることあり。(三國交涉錄云、九月二十日、我居留の官民、平壤の捷報  
 を傳へざらしめんとす。已にして東學黨所在に蜂起しければ、大院君は大島公  
 使を公使館に訪ひ陳謝す。蓋は是より先、大院君密に東學黨を唆し、其徒三千人  
 を京城近傍に聚集し、百餘人を城内潜伏せしめたり。是れ、我軍平壤に破り  
 るに及べば、則ち噓事を擧げ、清國に應せんと欲し、潜伏消息を待つ者なり。而し  
 て我軍大に勝ち、大院君の奇謀顛倒せんと欲するに於て、今  
 我公使を訪ひ、其形跡を緝得せんと欲するなり。)  
 林氏朝鮮近世史云、韓日の攻守同盟已に成りしも、平壤一帶の韓兵は、皆清  
 軍に與し、大院君も陰に平壤の勝敗を見て其向背を定めんとするが如き  
 情勢なりしかば、同盟も名ありて實なく、東學黨は再蜂起して日本兵を攘  
 斥せんとし、平壤陷落の後に於ても、漢城には朋黨軋轢、弊改革らず。是に  
 於て、日本は内務大臣井上馨を公使として、大島に代らしむ。井上の至る  
 まづ王に告げて大院君の政に與るを罷めしめ、改革の策二十條を王に勸



告せしかば、王は盡く之を容れたりしも、王妃は密に王に勸めて、内務、法務、工務、農商務の協辦四人を更迭して、閔氏の黨を用ひしかば、井上は大に怒り、直に該改革案の撤回を請ふ。王之を聞き、恐惶陳謝し、且王妃をして内政に干らしめざるべきことを誓ひ、深く倚賴を爲し、百般の事悉く其指導に従ひ、まづ冬至の日を以て獨立の基礎を建て、改革の新政を布かん事を、宗廟に警告するに至る。已にして朴泳孝は内務大臣より總理大臣に進みしが、陰に王妃に結びて私を濟さんとし、又大院君の尊奉儀節を定め、頗之を拘束せり。此に於て政府にも朴泳孝、金宏集の兩派あり、宮中大院君と王妃との軋轢も未、滅息するに至らず、内外の紛々は積年の宿弊、容易に之を除くこと能はず。但是時、日清兩國は既に媾和條約を定め、其第一條に於て、清は朝鮮の獨立を確認することを記したれば、日本の力に頼りて、全く清の羈束を離れて獨立國となるに至れり、是れ實に今王三十二年明治廿八年なり。

三國交涉錄云、井上公使漢城に入り、宮中府中の虛實を探り、一日韓王に進謁し

て曰く、曩には大院君の季男李垞、非望を抱き、廢妃の事を大島公使に説きて、拒絕せられければ、苦心更に日本を怨み、大院君をして降書を清軍に送り、又密使を東學黨に遣り、南北相應して以て我兵を逐攘せしめ、世子を斥けて之に代らんと欲するものに似たり」と。韓王駭きて曰く、我は久しく垞を疑へり、彼れ嘗て我に告げ、日本公使廢妃に意あり、今社稷の爲に謀るに、速に欺を清國に通し、之と結託して以て國家を保つに如かず」と、勸誘再三我漸く之を信し、其誤る所と爲りて、終に清將の平壤に在る者に書を送る、今や爾我に隔つ所なし、大幸なり」と。妃亦曰く、吾之を聞く、垞嘗て袁世凱と謀り、我王を廢して自之に代らんとせりと、往年吾は日韓二國の交通を欲し、吾族閔承臨に密旨を下し、慶尙道に至り情を探らしむ、已にして事泄る、日本を嫉む者憤怒措かず、密に謀して吾族を滅せんと謀る、一夜火藥を床下に置き、以て吾父兄を燬殺せり、事既に二十年前の日に在り、今や天運循環、時機漸く熟す、而して爾亦我邦に駐在し、大に盡す所あらんとす、何の幸か之に若かん、王室の安全なる、洵に爾の言の如くんば、則何の要ありてか、復威里の庇護に頼らんや、爾幸に諒せし」と。公使曰く、外臣謹みて尊命を聞く、然れども、殿下疑懼して進退を誤たば、譬へば一女子の媚を數男子に呈するが如し、終に一男子の喜ぶ所とならずして止まん」と。

二十七八年の戰役大略 參謀本部の戰史に據りて討清役の大略を見るに、七月中旬、清國は大兵を北部朝鮮に集中せんとするの狀況ありければ、我政府



日本軍の大  
方略

は十九英國公使を経て最後の警告を清廷に送り、又漢城なる大島旅團長に訓令して、清兵増發到來せば、獨斷事を處するを許す。越えて二日、清國の毅字軍、盛字軍は天津より乘船、共に平壤に向ふの報を得しが、大島旅團長は是の北方の危機迫るに先たちて發動し、二十九日、日來南部朝鮮に駐屯せる清兵を成歡に擊破し、牙山の根營を掃蕩し、やがて八月一日宣戰の詔書出て、尋いて大本營の帷中に、大方略を定めらる。「我軍の目的は、首力を渤海灣頭に輸し、清國と雄を決するに在り、而して此目的を達成し得ると否とは、一に海戰の勝敗に因る。隨ひて作戰の經過は、之を二期に別つ。先づ第五師團をば朝鮮に出して、此に清軍を牽制し、内國に在る陸軍をして要地を守備し、出征を準備せしめ、此間に我艦隊を進めて、敵の水師を掃蕩し、黃海及渤海に於ける制海權の獲得を勉めしむ。第二期作戰は、第一期に於ける海戰の結果に應じて進歩せしむべきものにして、我能く制海權を掌握し得るとき<sup>甲</sup>は、逐次陸軍の首力を渤海灣頭に輸送し、直隸平野に於て大決戰を遂行せん。然れども、清國四水師の艦艇は、其隻數及噸數に於て、共に復に我海軍を凌駕するのみならず、北洋水師の如

第一に制海  
權を争ふ海戰豫期し  
難し

きは、實に我に優るの堅艦を有し、勝敗の數未、遽に逆觀し難きもの有り。故に若し兩國の艦隊交綏し、我力全く渤海を制する能はざるも、尙敵をして我近海を制すること能はざらしむるを得るとき<sup>乙</sup>は、我は陸續其軍を朝鮮に進めて敵兵を擊退し、以て韓國の獨立を扶植するの目的を達することを勉む。而して海戰萬一我に不利にして、制海權全く敵に歸するるとき<sup>丙</sup>は、我は爲し得る限り、在外の第五師團を援け、内國に在ては防備を完整し、敵の來襲を待ちて擊退するの途に出てざる可からず<sup>上</sup>。大本營は此方針に基き、逐次に第五師團<sup>野津道貫</sup>中將を朝鮮に出して、牽制作戰に任せしめ、又我海軍の精銳を黃海に縱ち、清國北洋水師に決戰を求めしめたるも、艦隊は輒敵に遭遇するを得ず。八月中旬、我海軍は長直路<sup>全羅道</sup>の海島道に退き、持重の策を取り、海戰實行の期は殆豫測するを得ざる情況と爲り、今や到底本年<sup>明治十七年</sup>内に於て直隸平野の決戰を實施し得るの望み無きに至れり。蓋、此決戰に用ふべき陸軍の上陸點と豫定せる渤海の北岸は、毎年十一月下旬より翌年三月中旬迄氷結し、縱へ氷結せずと雖、冬季は波浪高くして軍隊の上陸を許さざるを例とす。然るに當時我軍の



平壤を攻陥す

使用し得る輸送力五百噸以上のを以て、四個師團を送らんと欲せば、乘船輸送及揚陸の爲め、約七十五日を要す。故に今日能く制海權を得ること有りとするも、大決戰の實行は、明年氷雪融解の後を待たざる可からず。因りて八月十四日、大本營は先の作戰大方針を乙の場合に準據し、敵を朝鮮半島より驅逐することゝ爲せり。已に半島に於ける牽制的作戰は變して攻勢的作戰と爲りければ、第三師團を發送し、第五師團に添加せられ、大島少將は京城より直に平壤に向ひて進み、別に佐藤大佐の一枝隊は元山津に上陸し、背後より平壤に迫らんとす。其間山嶺重險もと通路なし、而も萬難を排して進行し、遂に九月十六日の包圍攻戰の計畫を完成したり、此兩師團を以て第一軍と爲さんとす。又、後繼軍の冬季作戰の方針を定め、之を各師團長に示さる、其要旨左の如し、八月十三日

目下作戰の大方針、乙の場合に準據して之を進歩せしめ在るも、一旦海戰ありて制海權を掌握するに至れば、大方針の主眼たる直隸平野の大決戰の爲、本年の冬季間に於て、之が準備を整へざる可からず。

準備に二有り、其第一は大決戰に必要な根據地を占領するに在り。今や山海關を上陸地と擬定すれば、之に最も接近し、且有利なる根據地は、旅順半島金州以南のとす。故に我は將來、一部の兵を大連灣附近に送り、以て旅順半島を占領せしめむ。第二準備は、朝鮮より陸路大舉して清國に進入せんとするの狀を示して、渤海地方の敵の兵力を、盛京省地方に牽き、兼て大決戰に於ける輸送を容易ならしめんがため、之に用ふべき軍を、豫、其上陸地に近き所々に輸送するに在り。之が爲には、朝鮮半島の敵を撃退したる後、氣候及兵站の狀況にして之を許せば、第一軍をして進みて盛京省に入り牽制を續行せしめむ。

其他、戰略上の關係に因り、冬季一部の兵を割きて、臺灣を占領せしむること有る可し、云々。

既にして平壤の清軍守りを失し、九月十日尋いて、黃海々戰同日の結果、制海の權殆全く我有に歸す、水陸の勝利豫料の外に出づ。第一軍は直に敵の北ぐるを逐ひて進み、第二軍は旅順口、大連灣の登岸占領を圖る。

水陸二日の勝利



四十年來大事記云、八月初旬、招商局船五艘、兵丁、銀米を載運し、兵艦之を護送して鴨綠江口(大東溝)に至る、中秋日也。鐵甲(定遠、鎮遠、經遠、來遠、巡洋)致遠、靖遠、平遠、濟遠、超勇、揚威、廣甲、廣丙等江外十餘里に止まる。十六日の晨に、南方黒煙の縷々たるを見、日艦の將に至らんとするを知り、提督丁汝昌令を傳へ、人字形の列陣を作さしめ、定遠、鎮遠は字首に居る。日艦漸く近づくや、一字陣に列し、我に向ひ猛撲す。其行船の速率、華船に過ぎたり、忽易へて太極陣と爲り、人字を其中に裏まんとす。華軍先づ開砲、日艦專ら人字の陣脚を攻め、致遠、經遠、超勇、敵に覆没せらる。濟遠は陣を離れ、逃避、誤りて揚威を撞きて之を沈む。是の役、日艦或は重傷を受けたりと雖、一艘をも失はず、彼此鏖戦、五點餘鐘、華船の力闘、敵亦敬を起したり。故に日人云ふ、唯海軍敵手有り」と、後の劉公島威海衛の一役、食盡き援絶え、丁提督殉死す、亦男兒の概あり。但し、陸軍も平壤の役、左寶貴、馬玉崑、一二日の劇戦ありて、敵と死傷相當す、九連城、旅順口等に至りては言ふに足らず。清兵、練勇兩軍は、營を以て單位と爲し、五百人を以て一營を編成するを通

法とす。歩兵砲工兵を含む約八百六十二營、騎兵百九十二營にして、總員四十餘萬に及ぶ。本戦役の始に當り、淮軍、及東三省八旗練軍の一部を出發せしめ、而して一方に於ては大に新兵を召募し、從來の軍隊中に添加編合し、約九十八萬の多きに達したり。然るに此等の兵各省に散在し、運輸交通不便にして、呐嗟の用に供するを得ず。兵器は其種類極めて雜駁にして、甚しきは刀矛旗幟等を携帶するものありて、職員五百名の一營にして、銃三百に過ぎず。海軍は北洋、南洋、福建、及廣東の四水師に分つ。軍艦八十二艘風帆船を除く、水雷艇二十五隻、八萬五千噸に垂んとし、其他武装せる若干の運送船を有す。而して是等水師の直接に本戦役に従事せしは、北洋水師の全部軍艦二十二隻、水雷艇十二隻、及廣東水師の廣甲、廣乙、廣丙の三艦、合四萬四千噸とす。蓋北洋水師は訓練能く到り、戰闘準備整頓し、東洋に於ける列國艦隊をして頗畏敬せしめしが、他の三水師は艦船の威力負に劣り、殆外洋に戦ふ能はざるものたり。又本戦役の初め、七月中旬、清軍の計畫は恐らくは下に列記するが如き者なりけん、



一、海軍は首力を北部黃海に集め、以て渤海の灣口を扼し、併せて陸軍の海路輸送を掩護し、且在韓の陸軍と策應す。

二、陸軍は先づ平壤附近に集中し、後進みて在韓の日本軍を撃攘す。

清國軍は此計畫に基き、海陸兩路を取り、陸續朝鮮に侵入せしも、成歎二十九月平壤六日十の陸戰、豐島十五日二海洋島、長山列島の東嶼七月十の海戰、共に敗虜に歸し、此計畫は全然畫餅に屬したり。是に於て清國軍は更に國境の防禦に關する應急處置を取り、尋いて十月上旬に至り、更に左の如き作戰計畫を立てたり。

一、北洋水師を保全し、以て渤海灣口を扼す。

二、東三省に在る陸軍の大部、及び河南、山西の陸軍の一部を清韓國境に集め、第一線軍(朝鮮より擊退せられたるもの、及び當時國境附近に在りたる部隊を指す)を増加し、以て奉天を掩護す。

三、旅順半島の守兵を増加し、以て旅順口及大連灣の防禦を鞏固にす。

四、大に各省の兵を擧げ、之を天津、太沽間、山海關、秦皇島間、及通州附近に集め、以て北京を掩護す。

既にして、國境鴨綠江の防備全く破れ、下旬尋いて奉天省東南、鴨綠江破れ、遼東五解、す鴨綠江破れ、遼東五解、す

及旅順半島は日本軍の占領に歸し、十一月爾來清國軍は到る處に散亂の殘兵を以て抵抗を試むるに過ぎず、殆ど作戰計畫として看るべきもの無く、北京政府は此間に政略を以て時局を救済するの策を講せんと欲して遂げず。後、山東半島の一角と共に、北洋水師を擧げて皆日本軍の手に委ね、二月上旬遼河口附近の平原、亦其蹂躪する所と爲り、三月上旬遂に和を乞ふの已むを得ざるに至れり。

此に於て、日本軍は前の大方針に依り、着々爾後の作戰を進め、第一軍第一軍、山縣大將統率山縣大將統率は長驅して鴨綠江を絶り、十月廿五日奉天省に侵入し、第二軍第二軍、第一第二第六師第一第二第六師は旅順半島を占領し、十一月二日更に聯合艦隊と協力して威海衛を陥れ、北洋水師を殲滅して、十二月二日全く物海灣口の障蔽を破壊す。此間、海城附近に進出したる第一軍は、遂に第二軍の一部と連合して、牛莊城、田庄臺を掃蕩、三月九日するに及び、遼河口附近復敵の隻影を見ざるに至れり。今や大本營は直隸平野の大決戰に移らんが爲、新に近衛第四の兩師團を大連灣に進め、四月中旬第一第二兩軍の大部と共に、之を征清大總督の指揮に委ねらる。會、媾和の條約成り、五月八日茲に

我軍旅順口より遼河口を掃蕩す



戦局を結び。而して臺灣に關しては、大本營は其占領の第一着手として、曩に聯合艦隊の首力と陸軍の一支隊とを派遣して、澎湖島を占領三月十六日せしめたり。

## 威海衛

北洋水師、黃海敗戦の後、其損傷諸艦は旅順港に歸り修理を竣へ、威海衛に歸航したるに、十月二十五日、二隻の日本軍艦津洲、秋津港外に近く到りしを以て、提督丁汝昌は之を追尾し、諸艦を率ゐて成山角附近を游弋し、二十八日第二軍花間口旅順港を経て三十日大連灣に到り、還り渤海灣内を游弋し、十一月十日太沽に到り、丁汝昌は大臣李鴻章に會ひ、艦隊を以て勝敗を一戦に決せんことを請へりと云ふ。而も丁の請は峻拒せられ、爾來艦隊は全く蟄伏して外海に出ることなく、以て二十八年一月中旬に至れり。一月十八日、第二軍榮城(山東省成山)に上陸し、威海衛、劉公島は海陸兩面より我猛烈なる攻撃を被りければ、兵勇は黨を結び生路を乞はんと揚言し、島中騷擾を極め、雇用外國人も丁に勸むるに、姑く降を乞ひ、衆心を安せんことを強請するに至る。丁は乃殘船を以て港外に突出し、運命を一戦に

## 北洋水師全滅

## 我軍制及兵力

決するを愈れりと爲し、諸將領と之を議せしも、其聽く所とならず。是に於て丁は事の竟に爲すべからざるを見、二月十一日、李鴻章に、今や艦沈み人盡きて、後已まんと決心せしも、衆心潰亂、奈何ともする能はざる旨の電文を書し、衆を仰ぎて自殺す。諸將領駭き降を議し、文書を作り、海軍提督の印を捺し、以て丁の死を秘し、陰山口に在る日本旗艦松島に到らしめ、中將伊東祐亨に就き降服を請ふ。

我國廢藩の後、軍制創新して整はず、僅に舊藩の武士を徵集して、一種の志願兵隊を組織し、近衛當時即親兵及六個の鎮臺に配布し、海軍は幕府及諸藩の所有せし老朽艦を集合したるに過ぎざりき。而して當時人民は、尙軍事を以て士族の常職と爲すの舊套を脱する能はざりしが、明治五年、國民兵役義務の法(徵兵令)を布き、始めて陸海兵員を全國民の壯丁に募れり。爾來屢々軍制の改正を行ひ、全國北海道を除くを六師管に分ち、北海道には屯田兵團明治八年以來、年々少數の兵員を移住せしめしが、二十四年に至り、更に毎年五百戸を移住せしむること定め、二十八年の後一萬人を得ることなりを置き、對馬島には警備隊を置き、沖繩には第六師團より歩兵一中隊



を分屯せしめて其警備に任せり。而して海軍に於ては、全國の海岸を五海軍區に分ち、第一海軍區を横須賀鎮守府、第二海軍區を桑名鎮守府、第三海軍區を佐世保鎮守府に屬したり。軍艦の精強は、常備艦隊に編成して大森に直隸せしめ、他は警備艦練習艦等と爲し、三鎮守府に分屬せしめらる。本戰役の初に當り、軍艦二十八隻、其噸數五萬七千を算し、水雷艇二十四隻あり。役中に、商船四隻を武裝して軍艦に代用し又敵より捕獲したる南北海軍の艦艇は、軍艦十二隻に及ぶ。此他、當時英國工場に於て製造中のもの、一等甲鐵戰艦二隻富士及水雷砲艦、一隻龍田本國に於て製造中のもの、巡洋艦二隻明石磨、報知艦一隻古宮及水雷艇二隻あり。龍田は已に完成し、二十七年八月回航の途中に在りしが、英國政府が局外中立を布告したるの故を以て、アデンに於て其抑留する所となり、本役の海戰に參與するを得ず。

我國の軍隊は、丁丑西南の役を経て、士氣發揚したりと雖、戰爭は一二實驗者の智勇の能く濟すに足らざるを覺知せしめ、連に教育訓練を務むるに際し、清國より朝鮮に加ふる勢力は、帝國の利益と背馳し、早晚大陸に事あるべしと推想せられければ、將校兵卒をして自軍務技術に銳意ならしむるを得たり。然れども軍隊の實際を見れば、猶幼稚劣弱にして、村田歩兵銃の創制ありと雖、其利を收むる能はず、二十年に及んで、始めて新銃を全軍隊に支給するを得たり。歩兵には地物の利用、射撃の効用十分ならず、騎兵の數甚少く、搜索警戒の外は戰闘をなすに適せず。砲兵は材料技術、共に強大精巧を缺きたり。即、日清役に於ても連發銃と機關砲を使用せず、砲碩は黃銅製の後裝式なれども、無煙火藥を使用するに至らず。爾後、諸隊の編制より、兵器彈藥裝具に至るまで刷新を加へ、歩兵銃は改良を重ね、速射砲をも採用す。衛生事業には兵食改良、醫官講習の道を開き、赤十字社も亦發達して、益戰時勤務に貢献を期す。已にして、有坂式速射砲の發明等、造兵の技術大に進歩し、三十五年には十二吋鋼砲を製造するを得、是に於て稍兵器製造の獨立を遂ぐるに至る。製艦の事業は、幕府夙に計畫する所あり、石川島に造船所を設け、慶應二年既に軍艦千代田形（一三八噸）を建造せり、是を内國にて蒸汽軍艦を製造したる祖となす。維新の後、



横須賀造船所、長崎鐵工所も漸次に發達し、明治九年、艦船の大修理及び其製造等一切の事業は、主として本邦人の手により之を能くするに至り、且砲術水雷術の研究、火藥の發明、水路の經營等亦施設せられたりと雖、清艦接仗以前には、猶多く彼に畏懼する所あり。蓋、海軍の勃興は、日清大役の後に屬す。本戰役參與の陸海將校兵卒、合二十四萬人、内渡海せざりし者五萬八千人、雇傭軍夫十萬許とぞ。

### 第三章 遼東還附、臺灣領收

清國和を乞ふ馬關條約（之より先、平壤、黃海の捷後、日本軍は疾風枯葉を捲くの勢を以て進行し、十月二十四日、第二軍の花園口に上陸し、大連灣を襲ふの翌日、第一軍鴨綠を涉り、九連城、安東縣に克つ。十一月、第一軍、鳳凰城、連山關、岫巖城を占取し、第二軍は金州城を陥れ、二十二日遂に旅順口に逼り、一舉之を拔く。此日、清國政府は、北京及東京駐在の米國公使を經由し、朝鮮の獨立を承認し、軍費を賠償するの條件を以て、媾和談判を開始せんことを、日本政府に提議

兩度の乞和使者

し、二十六日天津稅務司デットリング（洋人）は、北洋大臣李鴻章の書を携へ神戸に來る。當時日本政府は、清國の提議を以て未、誠實に和睦を希望するの意あるものと認めざりしに因り、伊藤首相はデットリングに面會を謝絶す。次いで三十日に至り、清國政府は再び米國公使を經由し、日本政府に媾和條件の概要を開示せんことを請へりと雖、我政府は全權委員會合の上に非ざれば、媾和條件を宣言する能はざることを回答す。既にして三たび清國政府は米國公使を經由して、尙書銜張蔭桓、及頭品頂戴邵友濂を全權委員に任命特派せむと告げ來り、やがて二十八年一月三十日、二使廣島に到着したり。而も該使臣は、獨斷專對の權力を有せざりければ、伊藤、陸奥の兩全權大臣は、會商を停止して放還す。時に清國政府は、當局重責の大臣李鴻章を簡派することに決し、李は三月十四日を以て天津を發し、十九日下關（亦馬關）に到着、其の子李經芳は頭等大臣參議として隨行し來る。而して清國全權は、先、休戰の事項を議定せんことを要求せしに、我全權は、休戰を媾和必須の要義と看做す能はずと雖、太沽天津、山海關を日本軍隊に交付せば休戰するも可なり」と聲明しければ、二十四日、清

李全權馬關に至る



國全權は、此の如き條件は到底堪へ得べき所に非ず」として休戦問題を撤回し、我全權は明日を以て媾和條約案を提出すべしと宣言せり。然るに是日、帆樓退出の途上、一兇漢あり短銃を以て李全權を狙撃し、顔頰に輕傷を負はしむ。此遭難の飛報大本營に達するや、詔勅あり、朕惟ふに、清國は我と現に交戦中に在り、然れども已に其の使臣を簡派し、禮を具へ式に依り、以て和を議せしめ、朕亦全權辦理大臣を命し、之と會同商議せしむ。而して不幸、危害を使臣に加ふるの兇徒を出す、朕深く之を憾みとす。百僚臣庶、夫れ亦更に善く朕が意を體し、嚴に不逞を戒め、以て國光を損する勿からんことを努めよ」と。二十七日に至り、清使前日要請の休戦を承允すべき旨を命せられ、我全權は李の客館病床に就き會商結了す。即、日清兩國の政府は、清國北部に駐屯する兩國軍隊に、敏速の方法を以て休戦の命令を爲し、盛京省に駐屯する日本軍は、鞍山站、連山關、賽馬集、寬甸縣、長甸城に亘る折線以外に進出せざるべし」と定約す。蓋、歐米第三國が、日本の戰捷を看て、稍猜忌の情あり、漸く干渉を試みんとせるは、去年十月以來屢これあり。露國の如き其迹頗呈露す、而も我上下多く之を覺らず、偶、

李鴻章の奇

李の奇禍を馬關に被りしより、中外の人心忽然感動する所あり、事局の面目頓に變化す。

日本勝利は  
歐洲の意外  
とする所

有賀氏最近三十年外交史云、日清戰爭の起るや、英國は先以謂らく、此役、清國恐らくは日本に勝たん、而も各國の東洋貿易に、或は不利なる結果を生せん」と。乃、日清間の仲裁を提議せんと欲せしが、獨逸は清國をして十分なる戰勝を得せしめんと欲するに因り、此の提議に應せず。露國は、今にして英國と提携するは、其の他日單獨にて東方政策を遂行するの上、不利なるべきを思ひ、皆提携を拒みたり。然るに、清國の案外薄弱なる、日本が僅に二十四個聯隊の陸兵と、數隻の大砲艦と巡洋艦とを以て、容易に大捷を博したるを見て、歐洲諸強は、始めて支那の與みし易きを知り、之を阿弗利加の如き荒茫に比すれば、氣候順良、天產豐富、人口稠密なれば、此に注目するに如かずと爲し、競ひて極東政策を講ずるに至りたり。陸奧氏蹇々録云、平壤及黃海の戰捷の世界に傳播するや、歐米各國の視聽思想頓に一變し、今や戰捷者に對し嫉妬の念を起すに至れり、即、露國が戒



陸奥の講和案

心して、連に其艦隊を蘇士運河に由り、極東に回航せしめんとするの日なり。十月、英國新任公使トレンチは内訓と稱し、一各強國は朝鮮の獨立を擔保する事、二清國より軍費を日本政府へ償還せしむる事の二條件を以て、戰爭を息止することを承諾せらるべきやと問ひければ、余は其回答として、左の二案を草し、廣島に在る伊藤總理に協議したり。甲案は(一)清國をして朝鮮の獨立を確認せしむる事、(二)清國は永久朝鮮に干涉せざるの擔保として、旅順口及大連灣を日本に割與し、又日本軍費を代償する事、(三)清國は其歐洲各國と締結せる通商條約を基礎とし、更に日本と新條約を締結して、交際の親密を加ふべき事。其乙案は、(一)各強國にて朝鮮の獨立を擔保し、清國は臺灣全島を日本に割與すべき事、其他の條款は甲案と同じ。而も此意向發表は、時會尙早しと覺られければ、英國公使に謝絶する所あり。蓋、英國政府も、此際單獨仲裁を爲すは、列強の猜疑を買ふの恐ありとせる者の如し、其微旨は時の首相ロースベリー伯爵の言説に徴すべきものあり。十一月六日に至り、米國公使ダンが大統領教書の旨を我

歐米代表者の猜疑

政府に致すありて後、清國使臣の來航を見ること、なれり。而も張邵兩使の拒まれて西歸する後、歐米諸國の日清事件に對する視聽は、一層鋭敏を加へ、日本が斯る口實を以て清使を拒絶したるは、其間別に異志陰謀在るなきや」と訝り、其在東京代表者をして、我政府に向ひ、清國に對する要求は成るべきだけ過大に失せず、清國の應從し得べき程度に止め、平和回復の速成を望む」との旨を忠告的に云はしめ、又英國タイムズ新聞が「歐米各國は、日本が清國大陸の寸土たりとも割取することを許諾せざるべし」と云ひし等、皆消息の幾分を洩したるものと謂ふべし。而も我國朝野の期望は、海軍部内には專、臺灣の割取を説き、遼東の不利を諷するに似、陸軍部内の見解は、遼東半島は、我軍流血暴骨の結果、之を略取したるものなり、之を我軍の足跡未及ばざる臺灣に比較するを得ず、且、該半島は、朝鮮の背後を撫し、北京の咽喉を扼し、國家將來の長計上、是非ともに之を領せざるべからず」と云ふに在り。又、財制を管理する局部に在ては、割地に熱心ならざる代りに、償金の鉅額ならんことを希望せり、再任大藏大臣松方伯爵が

我朝野の期望



十億兩の要償説は、此に因れるなり。而して我外交官の中に於ても、獨逸駐在の青木公使は(一)盛京省及露國と境界を直接せざる地域を割讓せしめ(二)償金は英貨一億磅を辨せしむべしと云へり。但し露國駐劄西公使は當初より該任國の形勢を観察するに於きて、最も注意周到なりしが、遼東半島の割取、殊に其朝鮮國境に接近する部分の讓與は、到底露國が默視せざること明白なれば、今や清國に向ひ巨額の償金を要求し、其抵當として該半島を占領する約束を爲さば、露國と雖、之に對し敢て容喙し得ざるべしとの意見を政府に勸告し來れり。斯の如く部内要路にてすら、人々の主張する所、互に出入左右して、大小寬嚴を一にせざる程なれば、國民の間には種々様々の希望ありて、改進黨及革新兩黨は、戦後の愛親覺羅氏、滿洲王(室)其社稷を保つ能はず、自暴自棄、將に主權を放擲する場合に陥らん、我國は四百餘州を分割するの覺悟なかるべからず、其時は山東江蘇福建廣東の四省を我領有と爲すべしと云ひ、又自由黨は、盛京吉林黑龍江の東三省及臺灣を割取すべしと云へり。斯く衆論囂々の中に、二三有識者は、講和要

求の過大は得策に非ずと云ひ、谷子爵の如きは、當時一書を伊藤總理に寄せ、割地の要求は、或は今後日清兩國の親交を阻障すべしと迄極言せり。かゝる間に、一月二十七日、廣島大本營に於て東伏見宮(彰仁親王)殿下、伊藤總理大臣、山縣陸軍大臣、西郷海軍大臣、樺山海軍々令部長、川上參謀本部次長を召され、講和の件に付き、御前會議を開かれければ、余は講和の要領として、前の甲案を奏上したり。既にして李鴻章來航し、馬關春帆樓頭に彼我會見するや、李は開口先説いて曰く、今日東洋諸國が西洋諸國に對する位置如何を洞知し得るは、天下誰か伊藤伯の右に在る者あらんや、西洋の大潮は日夕に我東方に向ひ流注し來る、是れ實に吾人協力同心して之を防制するの策を講し、黄色人種結合して、白哲人種に對抗するの戒備を怠るべからざる秋に非ずや、今回の戦争は實に兩個の好結果を收めたり、其一は日本が歐洲流の海陸軍組織を利用し、其成功顯著なりしは、以て黄色人種も亦確に白哲人種に對し、一步も譲る所なきの實證を示し、其二は今回の戦争に依り、清國は長夜の睡夢を攪破せられたるの僥倖あり、是れ實



に日本が清國の自奮を促し、以て清國將來の進歩を助くるものにして、其利益洪大なり、余は實に日本に對し感荷する多し」と云々。其談論を約略すれば、彼は荐に我國の改革進歩を羨慕し、伊藤總理の功績を贊美し、又東西兩洋の形勢を論し、間々好罵冷評を交へて、戰敗者屈辱の地位を掩はんとす。余は之に對し、其老猾却て敬愛すべく、流石に清國當世の第一人物なりと感したり。

我全權大臣は、四月四日、講和條約案を李の病床に送致し、尋いて提案の全體、若くは毎條に對し、諾否を確答せんことを求め、十日我全權は再修正案を作り、是れ我政府最後の讓歩なるに因り、之に對し速に諾否の決答を得んと迫り、やがて十七日を以て該條約の調印を畢れり。此間に於ける談判の重要事項を列擧すれば、我全權の要求は、朝鮮の獨立に關しては、提案第一條の字句を變改せず、提案第一條、清國に於て朝鮮の完全無缺なる獨立國たることを確認することの字句に對し、清國全權大臣は、朝鮮の獨立は日清兩國に於て之を承認すとの字句に修正せんと、割地は、鴨綠江口より湖ら三叉子に至り、北の方榆樹底下に亘り直線を畫し、榆樹底下より正西に向ひ直線を畫して遼河に達し、該直線と遼河の交

馬關條約案

會點より、該河流に沿ひて下り、北緯四十一度の線に達し、遼河上北緯四十一度の點より、同緯度に沿ひ東經百二十二度の線に達し、北緯四十一度東經百二十二度の點より、同緯度に従ひ遼東灣北岸に至る境界、我政府提案の割地の地方は、上記北岸に在る奉天省に屬する諸島嶼を含むと、遼東灣東岸及黃海定し、清國全權大臣は、割地を奉天省內安東縣寬甸縣鳳凰縣岫巖縣遼寧省瀋陽縣に屬する諸島嶼を含むと修正せ、を、鴨綠江口より該江を溯り、安平河口に至り、該河口より鳳凰城營口に亘り、遼河口に至る折線以南の地、此各城市及び前記奉天省所屬諸島嶼を含むに減し、軍費賠償金三億兩を二億兩とし、清國全權大臣は、軍費賠償金を一億兩に修正せんとしたり、通商の事項に關しては、開市場とす可き北京、沙市、湘潭、重慶、梧州、蘇州、杭州の七個所を沙市、重慶、蘇州、杭州の四個所に減し、其他通商上の要求中、若干の讓歩を爲し、軍費賠償擔保として、一時日本軍隊の占領せんとしたる奉天府、及威海衛を單に威海衛のみに改め、從ひて清國より支拂ふべき此駐兵費を減省したる等なり。同時に本條約批准交換等の爲、休戰期を更に五月八日迄延長したり。是日李全權は下關を發して歸途に就き、我全權は廣島に復命し、二十一日には既に聖上の批准を乞ひ得たり。今や朕清國と和を講し、既に休戰を約し、干戈を戢むる將に近きに在ら

割地案の空  
文批准



んとす、清國淪盟を悔ゆるの誠已に明かにして、按定條件克く朕が旨に副ふ、治平光榮併せて之を獲る、亦文武臣僚の互に相待て全功を收めたるに外ならず云々、上下偏に喜色あり。而も清主の許可未明ならず、越えて三日、三國の強要に會ひ、我政府は忽又割地還附の聲明を爲すの究地に陥り、馬關成案も一半は早くも空文たり。

塞々録曰、俗間或は傳へて、李は出使以前、豫めデットリング、或はフオンブラント等と牒し合せ、日本に派來の前より、露國其他の強國と密謀する所ありしに由り、李は容易に半島の割地讓與を許可せしに非ざるかと疑ひ、其流言の最も甚しき、李は馬關を去るに臨み、哄然一笑、舌を吐いて往けりと云ふに至りては、無根の妄語と云はざるを得ず。何となれば、之を事實に徵驗するに、馬關歸帆の後、芝罘批准交換にあたり、李は未だ日本が三國に割地還附の聲明(五日)を爲ししを知らず。故に總理衙門に電稟して、倭甚倔強、三國兵を動かさずんば、恐らくは敢て聽かず、若し交換期を愆らば、則責言我に及び、兵争又至らんといひ、五月八日に至り、北京始めて割地還附の

李鴻章と露國の密謀

王之春歐洲に遊政す

カシニ一の謀略

聲明を得、即夜を以て交換を了る、(即、日本君主の批准に後る、こと十八日にして、清主の批准を見る、)以て其間の虚實を審にすべし。○巽氏日清戰役外交史云、馬關折衝の事情につき、或は論して、北洋大臣李鴻章は、土地割讓の空文たるべきを知りつゝ、馬關條約に畫押したりとも云はるが、電信住復等に徴するに、李鴻章の土地割讓を争ひたるは、決して第三國の助言に全憑したるにあらず。然りと雖、北京總理衙門が、三月十八日、歐州出使の王之春への電訓、俄國に約し、共同兵力を以て倭を懾壓すれば、事局を定むるに容易にして、賠償割地の事に關し、頗便あらん、三月二十五日又電訓、李相は會議所よりの歸途、兇漢の狙撃を受け、負傷したり、槍子未だ出せず、傷軀危殆なり、此事公法に碍あるべし、希くは即時其外務大臣に照報し、此機を外さず、勸商して倭を詰り、以て速に俄の從來の議を申べんことを望め」とあるに徴して、北京政府の動靜を想ふべし。

有賀氏最近三十年外交史曰、初め李鴻章が講和全權の欽命を帯びて日本に來る前、既にカシニーに因り露國政府に商議を密にし、清國領土の保全



を勉むべきに代へて、清國は軍防上及交通上に於て、露國に利便を與ふべしとの内約は、既に成立したり。之に加ふるに、王之春、北京政府の命を奉し歐洲に赴きたるは、露國皇帝の崩御を弔ひ、新帝の登位を賀し、且日本の朝鮮占領に對し、干涉を請はんとするに在り。此の始末は、王の使俄草に明かなり。而して王之春の比得堡に留まること、二月より三月に及び、三月二十六日英國に到り、李鴻章負傷の事を聞き、急に佛蘭西に回り巴里に還ること五十有六日、此の間頻に故國の南洋大臣張之洞と、電報を以て交通し、其訓旨に依りて佛國政府を動かさんとす。蓋紛議を臺灣に滋し、以て佛國をして日本を脅迫せしめんとす。此等の事實を以て察するとき、は、カシニ―李鴻章の外交と、張之洞、王之春の外交とは相齟齬し、而して佛國政府は中途にして此計畫を止め、露國の主張に従ひ、遼東干涉に決心したるなり。此の如く露佛の協商益堅固ならんとするを見るや、獨逸は之を悦ばず。何となれば、佛蘭西は此に依りて獨逸に七十年役の恨を報い、露西亞は之に依り伯林會議の恥を雪がんとす。此に於て獨逸の取るべ

獨逸も露佛に結ぶ

き方策は、日本及英吉利と結ぶか、露佛同盟に加はるか、の二なり。然れども、日本と結ぶときは、益露佛を激せんとす、即、デットリング、グラント前東洋公使等を使喚して、北京政府を操縦せしめ、終に三國連合して、日本に對して遼東半島の還付を要求するに至りしなり。かくて露國を中心とする三國が、干涉を日本に加へ、其結果を生みたれば、是より後、カシニ―公使は一八六〇年の昔なるイグナチフの故例に倣ひ、日本挫折の報酬を得んと欲す、亦其勢耳。(第二章露國政府の心 底及傍觀の目に參照)

グラント

獨逸前東洋公使フォングラント曰、日本の戰策は、兇戯に同じ、豈勇武と評すべけんや。抑、日本の期望は、實に清國を強壓して其國勢を殺ぐにあり、而して一旦其目的に達し得たらんには、清國は貿易上、財政上、及び政治上に關して、常に日本に歸依伏従し、東亞細亞の事、自身之を理むの主義を取り、堅く相締約する所あらんとす。日本公使がヘルマンにて語る所によれば、假令外國の仲裁ありとも、東亞細亞は東亞細亞の東亞細亞なりとの原則によりて、日本自身處分すべしと云ふに非ずや。此恐るべき黃禍に對し、獨逸國が採るべき方針は、共同の利益の爲には、相擁護せんこと是なり。此趣意をさへ行ふことを得ば、これよりして、歐羅巴の利となること多かるべし、或は他の攻撃する所となるべきも、之を防ぐは又



清國政府は  
依一に俄國に  
頼す

英國人の態  
度

實に歐羅巴の協和によるの外なきなり。〔歐米人之日本觀〕  
 四十年來大事記曰、中日戰時之前、中國先求調停於英俄、此實導人以干渉之漸也。  
 時日人屢言、東方之事、願我東方兩國自行之、無爲使他國參於其間。願我政府、惟欲  
 嗾歐人以力脅日本。俄使喀希尼、乃言、俄必出力、然今尙非其時。蓋其處心積慮、相  
 機以逞、固早有成算矣。乙未三月、李鴻章將使日本、先有所商於各處公使、喀希尼曰、  
 吾俄能以大力拒日本、保全中國疆土、惟中國必須以軍防上及鐵路交通上之利、便舉  
 爲報酬。李乃與喀希尼私相約束、蓋在俄使館密議者、數日夜云、歐力東漸之機、蓋伏  
 於是。當時中國人欲借歐力以拒日者、不獨李鴻章而已、他人殆有甚焉。張之洞時  
 署江督、電奏爭議和曰、若以賂俄者、轉而賂俄、所失不及其半、即可謂敗爲勝。懇請飭  
 總署及出使大臣、與俄國商訂密約、如有肯助我攻倭者、俟倭盡廢全約、酌量劃分新疆省  
 地、以酬之、許推廣商務。如英國肯助我、報酬亦同約云云。當時所謂外交家者、其眼  
 光手段、大率類是、可歎。

日清役にあたり、英國内閣は、近隣無事の主義を執りければ、日本政府が三國干渉  
 に接し、倉遑として英國に援助を求めたるに際し、冷々として之を避け、日本の途  
 に三國忠告に屈從するや、極東案局は之を以て終れりと爲したる者の如し。而  
 も後日、獨逸が突然膠州灣を占奪し、續きて露艦陸續旅順に入るに方り、英國の輿  
 論は覺めたるが如く、駭くが如く、群起紛囂を極め、其論者或は自家の失敗を掩ひ、  
 一に日本外交の拙陋に起因するものなりと云ふに至りたり。〔英人曰く、今や世

界平和を危くする諸禍害は、日本政治家の淺慮に因りて、實效的に挑撥せられた  
 り。彼馬關條約が他強國の干渉を招ぐは、是れ數の最も觀易きもの、また徐伐羅  
 に於ける不當行爲の結果は、其反動として露國保護權の包圍内に朝鮮を陥らし  
 むべきこと、是れ亦理勢の最も觀易きものとす、云々亦以て、英國外交の失敗を  
 反證するにあらずや。

三國連盟干渉して東洋を壓伏す 日本軍隊は連戰連捷向ふ所支ふるなき

の概ありしと雖、或は窃に歐米の來り干渉して事を滋すを恐れたれば、一意時  
 日を遷引せずして効果を收得せんと勉めたり。而も南方作戰の如き、二十七  
 年の冬季迅速出兵して臺灣を占領すべしと決せられしが、當時北洋水師は黃  
 海に敗れたるも、殘艦猶威海衛軍港内に在り、其勢力侮るべからず、爲に我艦隊  
 の力を南方に割く能はず。二十八年三月、艦隊の威海衛に克ちて歸航するを  
 待ち、直に南航せしめ、以て澎湖島を占領して根據と爲し、馬鞍群島、揚子以南の  
 海面を制せんとす。此月二十三日、一舉して澎湖を占領し、艦隊は海上を巡警  
 して策應する所あり。時に北方の直隸平野作戰の準備は、二月略整ひ大本營  
 轉進の議ありしも、大元帥陛下の御健康は、遠征に聊懸念し奉るべきもの有り

澎湖を占領す



しを以て、文武の群臣は齊く請ひて其の御決心を翻へし奉らんことを勉め、陛下は遂に其請を容れたまひ、三月十六日、參謀總長彰仁親王一月二十四日、前參謀總長に任す。を征清大總督に命せらる。當時、清國は已に李鴻章を日本に派遣するに決し、局面或は將に一轉せんとの形勢ありしを以て、軍人は皆氣を作し、直隸平野の決戦を速ならしめんと欲しければ、四月十三日、征清大總督府は廣島宇品の新港を出發し、十八日旅順口に到着せしが、會、媾和條約の調印を畢れりとの電報あり。尋いて二十三日の夜、三國連合して事局に干涉すること確實なり、澎湖島に傳令船を遣し、我艦隊を佐世保に招還集合せしめ警戒すべしとの電命又到達し、海陸の策戰一時に停止す。

戰史云、三月廿三日艦隊は陸軍枝隊と協力し澎湖の馬公城を取る、而も護送船中に生したる虎列拉病は、上陸以來益其勢を逞くし、二十六日頃よりは日々の新患者二百名以上に達せり。四月一日、伊東司令長官は、臺灣近傍を除くの外、清國各地に於て二十一日間休戰の約成れりとの報を、來航の英國東洋艦隊より得、當時、内地と澎湖島間に、直接の電線連絡なく、大本營より發する電報は、長崎若しくは佐世保より船便

此時未だ公報に接せざりしを以て、二十二日、媾和條約の調印成れりとの上海電報を見、是日、時知、獨逸、英、米、日、露、佛、三國、新聞に記載し、在り。二十九日に至り、忽又、露佛獨三國同盟干涉を試みんとす、因て之に對する準備の爲、艦隊は水雷艇隊、及母艦を遣し、速に佐世保軍港に回航すべしとの命令に接し、此命令は、四月、旅順口を發せしものにして、軍艦龍田之を齎し、二十八日、五月五日、佐世保に歸着す。此間、混成旅團に生したる虎列刺病は、熄滅したりと雖、我死亡已に一千名に及べりと。

是より先、露獨佛の三國政府は漸く干涉の鋒鏑を現ししが、四月二十三日、在東京の露獨佛三國公使は、我外務省を訪ひ、媾和條約中、日本の奉天半島占領は、極東永遠の平和に障害を與ふるものなるに因り、日本政府の其永久占領權を拋棄せんことを忠告すと提議し、次いで清國政府も此干涉を口實とし、批准交換の延期を我に請求し來れり。我政府驚惶、或は局勢の旋轉を希求し、或は列國の會議を想へりと雖、露國の艦隊は既に我諸港を壓して控制する所あり、陸奥外務の對應も其効少し。



蹇々録曰、馬關條約調印の後、我皇上は不日京都まで還幸あるべき旨仰出され、廣島滞在の閣臣先發して京都に赴きたる者あり。余は養病の爲、直に暇を賜はり、播州舞子濱に湯浴散居し、居ると兩日(二十三日)、在東京露獨佛公使異議を提起すとの急報あり。又、日來の情報を湊合するに、昨今の形勢、我東西諸港に碇泊する露國艦隊は、何時にても戦闘し得べき準備を爲せりとの一事は、其實あるが如しと云ふ。二十四日大本營に御前會議を開かる、伊藤總理、山縣、西郷陸海二大臣提議の要領は、第一、假令新に敵國増加の不幸に遭遇するも、此際斷然露獨佛の勸告を拒絶する乎。第二、玆に列國會議を招請し、遼東半島の問題を、該會議に於て處理する乎。第三、此際寧ろ三國の勸告は、全然之を聽容する乎の三策の中、其一を選むべしと云ふに在り。而も文武各臣討論、第一策に就きては、目下全國の精銳を悉して遼東半島に駐屯し、艦隊は擧げて澎湖島に派出し、内國海陸軍備は殆ど空虚なるのみならず、我艦隊は三國聯合の海軍に論なく、露國艦隊のみと抗戦するも、亦甚覺束なき次第なり。次に第三策は、意氣寬宏なるを示す

大本營の内

陸奥の對策

に足る如きも、餘りに言ひ甲斐なき嫌ありとす。遂に其第二策、列國會議を招請して本問題を處理すべしと云ふに、廟議も粗協定したり。伊藤總理は即夜廣島を發し、翌二十五日曉天、余を舞子に訪ひ、意見あらば之を聽かんと云はる。余、兎も角、露獨佛三國の勸告は、一應之を拒絶し、彼等が如何なる運動を爲すやを視察して、此間に外交上一轉の策を講すべしと云ひければ、總理之を聽き、更に上聞に達し、裁可を得たり。是より、余は先づ干渉の張本たる露國の意向を確知せんが爲、直に聖比得の西公使に向ひ、一の電訓を發す、曰く、既に我皇上の批准を了りたる今日に及び、遼東半島を拋棄するは、頗至難とする所なり、是を以て貴官は露國政府の再考を要求せらるべしと。又、龍動の加藤公使に電訓し、此事に關し、英國の利害は決して他の歐洲各國と同一ならざるものあるを認め、目下の形勢切迫の際、日本は如何なる程度迄に、英國の助力を希望し得べきか、との内密意見を聞くべしといふ。二十七日、西公使の回電に、露國皇帝は日本の請求を容納せられず、目下、政府は運漕船をオデッサに派遣し、軍隊廻漕に急なりと



風聞す云々。又加藤公使の答報あり、英國政府は既に一切干渉せざることに決したれば、今にして日本に協力することは、抑亦一の干渉に外ならず云々。三十日、又西公使へ再度の電訓、貴國の言に従ひ、日本政府は、金州廳を除く外、總べての地を拋棄す、但し日本國は清國と商議の上、其拋棄したる領土に對し、其報酬として相當の金額を定むることあるべしとの一案を以て、露國政府に問ふ所あらしむ。而も、五月三日、西公使の回電に、「露國政府は、徹頭徹尾、日本が旅順口を領有するを障害なりと認むる故に、當初の勸告を主張して動かざるべしとの旨を決議し、露國皇帝の裁可を経たり」といふに至り、局勢復旋轉すべからず。四日、余京都の旅寓に在り、來會者は伊藤總理の外、松方大藏大臣、西郷海軍大臣、野村内務大臣、樺山海軍々令部長なりし。余曰ふ、今日の場合、我より復之に抗議する能はざるべし、故に三國に對する回答は、奇麗に全く其忠告を納るゝ一事に止め、遼東半島還附の條件有無に言ひ及ばさず、以て他日外交上自由の餘地を遺し置く方、然らんと述べ、遂に其一決を聖慮を仰ぎ、之を三國に通知したり。

局勢轉すべからず

陸奥の述懐

之より先、四月二十七日、皇上は廣島より京都に遷らせられ、山縣大將は直に旅順口に急行して、小松總督宮初め帷幕の宿將に向ひて、内外の情形と勅命を傳達せんとす。回顧するに、二月十四日露使ヒドログラーは、余を外務省に訪ひ、前に貴政府宣言せられたる如く、朝鮮國の獨立を障害せずとの一事確然たるに於ては、他に敢て言ふべき者なし、臺灣の割地は、露國に於ても固より異存なし、然れども日本が島國の位地を易へて、大陸に版圖を擴張するは、決して日本の得策に非ざるべし」と云へることあり。因て又憶ふに、當時我より一層を進めて胸襟を披き、協議の端緒を啓きたらんには、或は局勢上の好結果を得たるべき乎、或は彼我の利害早くも衝突して變を速めたる乎、ともに未知るべからざることなれども、葬後の醫評に類する感を免れず。當時、余は專既定の廟議に従ひ、成るべく事局を日清兩國の外に逸出せしめざる主義を持し、露國の政略をば、唯、其外交の後援たるべき強力を、漫に極東に集合することをのみ是れ急とすと思へるのみ。其後四月十一日、西公使の來電、今や、露國其陸海軍を以て、日本軍の北



京に進入することを防止し得るやとの疑問起り、該委員會は、之を陸上に防止する能はざるも、露佛兩國の艦隊を聯合すれば、之を海上に於て防止するを得べしと決議すと聞きしも已に晚し。遂に二十三日、佛獨を連合して異議を提起するや、前日の姿勢頓に一變し、其節や短に、其勢や險にして、最傍若無人也。日本各港に滯泊する露國軍艦は、孰も晝夜共に汽罐に着火し、其乗組員の上陸を禁し、恰戰鬪刻下に起るが如き形勢を示す。浦鹽に於きては、急に豫備兵を召集し、商賈農民を論せず驅りて之を軍伍に服役せしめ、東部西伯利亞總督の管下に、五萬の出師準備整へりと云ひ、特に同港軍務知事は、急に我貿易事務官に通牒して、臨戰地境と看做さると云へり、形情想ふべし。

直に遼東の割地を還附す 我日本政府は、遂に三國の勸告を容るゝに決したるも、猶體面に依り、清國政府に對し、批准交換を延長するの必要を見ず、若し露獨佛三國政府より勸告の結果として、媾和條約を變更するの要ありとせば、批准交換後に至り、別に修正を議することあらんと回答し、陽に之を斥け、内閣書記

官長伊藤已代治を清國に派遣し、御批准書交換として、五月六日を以て芝罘に到着す。而して、清國政府は露獨佛三國より、清帝の批准を延期せんことを勸告せらるゝの由を説き、其交換を拒まんとす。然れども、我政府は是より先に四日の夜、既に三國の勸告は全然之を聽容することに決し、陰に三國政府に向ひ、奉天半島を永久に所領すとの前約條文を拋棄するの旨、回答したる後なりしに因り、清國政府にも之を通知し、七日の夜半に御書交換を畢り、日清兩國は茲に平和を克復したり。其遼東還附の詔勅に曰く、

朕曩に清國皇帝の請に依り、講和の條約を締結せしめたり、然るに露西亞獨逸兩帝國、及法朗西共和國の政府は、日本帝國が遼東半島の壤地を、永久の所領とするを以て、東洋の平和に利あらずとし、交々朕が政府に慫慂するに、其の地域の保有を永久にする勿らんとを以てす。願ふに朕が恒に平和に眷々たるもの、洵に斯の目的に外ならず、而して三國政府の友誼を以て切憊する所、其の意亦茲に存す。朕平和の爲に計る、素より之を容るゝに吝ならざるのみならず、更に事端を滋し時局を艱し、治平の回復を遲滯せしめ、以て民生



の疾苦を醸し、國運の伸張を沮むは、眞に朕が意に非ず。且、清國は講和條約の訂結に依り、既に淪盟を悔ゆるの誠を致し、我交戰の理由及目的をして、天下に炳焉たらしむ。今に及び大局に顧み、寬洪以て事を處するも、帝國の光榮と威嚴とに於て、毀損する所あるを見ず。朕乃友邦の忠言を容れ、朕が政府に命じて、三國政府に照覆するに、其意を以てせしむ。百僚臣庶、其れ能く朕が意を體し、深く時勢の大局に視、微を慎み、漸を戒め、邦家の大計を誤ることなきを期せよ。

此に於て、前に(今年二月第七議會)衆議院が内閣大臣に警告せるものは、却りて凶讖を爲し、全局の大捷を奏せず、中道の沮滯に已む。

衆議院が帝國臣民の代表者として、敢て輔弼の重任ある内閣大臣に望む所は、清國を膺懲し、之をして改悛悔悟、自禍心を杜絶せしめ、而して我國は他の干涉の爲に、終局の大目的を廢止することなく、以て威信と利益を完うするに在り。而も前途を思料すれば、局面愈大に、事端愈滋からむとす、若し或は意外の障礙に觸著し、中道にして交戰の目的を沮滯するが如きあらば、實に國

中道の沮滯  
に止む

遼東附地の保  
全誓約せざる

家の大事を誤るものなり。故に茲に内閣大臣に告げ、能く外政の機務を操縦し、漸を防ぎ、微を杜ぎ、誓ひて上は征清の聖旨を對揚し、下は國民の輿論を貫徹せしめんことを切望す。

殊に當路大臣が、遼東遼東附の收局にあたり、三國をして、他日、自家も亦滿洲の地を侵略し、若くは租借せざることを宣誓せしむる機會を逸し、累に狼狽失計して、戒愼を完くせざりしは、千秋の遺憾なり。

蹇々録曰、二十八年の春、海陸大勝の當時、國民一般は論なく、政府部内に在りてすら、現に廣島御前會議に於て、請和條約案を視て、山東省の大部分を添加せんことを希望すと演べたる人あり。大轟を金州半島に進め、皇師北京城を陥るゝ迄は、決して和議を許すべからずと主張せし者さへあり。斯く、内外の形勢互に相容れずして、之を調和すること甚難く、若し強ひて之を調和せんとせば、必然國內に發する憤怒激動は、其危害却りて他日或は外來すべしと推度せらるる事變よりも大ならんとす。余は實に此内外形勢の難きに處し、時局の緩急輕重を較量し、常に其重く且急なるものゝ



爲に、軽く且緩なるものを後にし、而も内難は成るたけ之を融和し、外難は成るたけ之を制限し、全く之を制限する能はざるにもせよ、尙其禍機を一日も遅からしめんことを努めたるは、蹇々難を渉る外交の能事亦盡さざるに非ず。されば還附宣言の如きも、事後の今日に於てこそ、政府は外國に屈從したるが如き姿あれども、事前の大勢に於ては、其實、内に顧慮する所ありて、暫く割地條約を爲し、以て此に至りたるなりと云ふを以て、寧事態の真相を得たりとすべし。今や平素、政府に反對を力むる黨派は、總ての屈辱總ての失錯を以て、一に政府の措置に出づるものと爲し、戰爭に於ける勝利は、外交に於て失敗せりと云へる喊聲は、四方に反響す。然りと雖、夫の軍機戰略の得失、固より茲に論するの限りに在らず、但し、當時軍人武官の氣餒は、何人もこれを抑制する能はざりしは實なり。即、二月乃至五月四日の御前會議は、實に此形勢の下に決定せられたる者にして、割地も還土も、特に何人にも之が功名、過失を歸すべからず。(大意)○蹇々録無名評言云、著者軍人の氣餒は何人も制する能はず、即、自家の本意に反す

る方向にまで、軍人に誘はれたり」と云ふ、是れ還遼の責任を遁れん爲、の伏線に供せんとして、此説を爲すが如し、亦憫むべし。則、著者も識見無く、力量無き政治家と斥けられざるべからず。又此書、遼東還附の已むを得ざるを辯疏するを以て、全篇の骨子と爲す、然れども、如何に辯疏するも、當局の失敗は失敗なり、日本の國辱は國辱なり。清國と講和條約を議定するの際、我國の當に取るべき方針は、清國の陸地を要求するにつきて、他國の故障を提起するの虞ある部分を避くる事、何れの土地にせよ、收めて我有と爲すに當りては、他日外國より故障を提起するも、斷乎拒絶して、保全するの決心と成算あるべき事、以上二條の外に出づべからず。然るに本著者等は曰ふ、他國の故障を提起するの虞なきにあらざりしかども、當時軍人の激昂と國民の不平を鎮制するの力なく、不本意ながらも遼東の地を要求したりと、是れ内國の氣焰を恐れて、而して外國の動靜を忘れたるにあらずや。故に一旦、三國の威力干涉起るに及びて、俄に狼狽し、且聲言して、遼東還附は外交の罪にあらず、責軍人に在り」と云ふ、前後撞着、自語相違



も亦甚しからずや。夫の外交上の失錯たるや、當局者の較量到らざる所あり、手段盡さざる所ありしに由るや明白なり。抑、彼等は常に功績を以て自家に歸し、失錯を他に嫁せんとす、則是れ惑へるものにあらずんば、狡なるものに非ずして何ぞや。當局者は内部より制せられて、已むを得ず遼東を取り、外部より迫られて狼狽を極め、輕々之を棄て、僅に二旬の間に前後相反するの詔勅を奏請發布するに至りては、彼等の國家に對するの罪咎亦深しと謂ふべし。若、彼等に於て一點の良心あらば、宜く速に責を引き、陛下に對し國民に對して罪を謝すべかりしなり、昔時に在りては當に切腹すべき所ならんぞかし。

日清戰役外交史云、我當局者は、四月十七日割地條約畫押の後、二十三日に至りては、露佛獨の干涉同盟、急遽に出顯し、忽内外の形勢に制せられて、下手如何ともすべからざりしと曰ふも、是れ天變地異に由るにあらず。此の如き形勢は、月日を數へて、坐ながら馴致したるものなり。夫の事實は神聖なり、事實自身の生ずる判斷は、何人も干犯すべからず。日本政府の

對手以外の  
第三國の打  
算を誤る

對清外交は、終始能く一貫したり、但し對第三國への外交は、若干籌算の疎漏ありしを免れず。何となれば、露國は三月下旬より四月上旬に亘り、已に強大なる艦隊を以て近海を壓迫し來りたるに非ずや、露艦は猶獨力を以て日本の海軍を威伏する成算なきも、佛國艦隊の援助を得つつ、四月下旬に至れば、神戸長崎等に入泊する二國軍艦は、一齊に東京駐劄公使の命令次第、十二時間内に發し得べく、其準備を爲したり」と傳へられし程なれば、是れら形勢の遷移、模索し難きに非ず。而も已に究地に陥りしの後、及び、驟に呼號して援を求め、漫に何等の親契なき強國に訴へ、殊に英國の自衛利益の打算以外に、何等の政策なきことを知りながら、又米國の筆舌手段の外に、強勢の實力を應用せざるを知らながら、是れらに向ひ突如として援助を要求したるは、外交上の方略、掛引とは云へ、確に狼狽の痕を認む。當局者が此際に於ける處置の苦心、以て想見すべしと雖、後の史家は其經過因由を叙し、之を論評する上に於きて、豫備策定の疎漏なりしを惜み、また此干涉の場合に狼狽の痕を印したるを憾みとす。



島人抵抗

臺灣領收 前に馬關條約に因り、臺灣及澎湖列島は我帝國の主權に歸することゝ爲りければ、五月十日、海軍大將樺山子爵新に總督に任せられ、近衛師團及常備艦隊を引率して之に赴く。然るに臺灣の人民は、其山川の割讓を憤慨する者多く、又清國南方の二三督撫の後援を期し、遂に共和國を建設するの謀を爲し、二十五日、舊官唐景崧を推して大統領とし、老將劉永福を軍務總統とし、歐米各國に照會し、各海口を守備し、大に衆庶を煽動す。されば、我艦隊の偵察艇は、淡水港に於て暴徒の射撃を蒙り、三貂灣に上陸せる近衛師團も、亦島人の抵抗に遭遇せり。是に於てか、樺山總督は、清國全權委員李經芳と、船を以て三貂灣外に會同し、六月二日授受の禮を完了せしは、唯形式に止まり、實際は征討を行ふの已むを得ざるに至る。是より征臺に従事するもの約二師團半を算し、翌年三月に至る、此間に近衛師團長能久親王(北白川宮)は、臺北登岸より、櫛風沐雨軍務に盡瘁せられ、遂に嘉義より南進の途上に於いて、風土病に罹られしも、尙銳意掃蕩を圖り、轎中に在りて指揮を執られ、以て全島平定の時に及びしが、病漸く革まり、十月二十八日遂に臺南に薨せられたり。

北白川宮の南征

兵勇紳民の自立共和國

日清戰役の當初、福建水師提督楊岐珍、廣東南鎮總兵劉永福は、其所部數營を率ゐ、相尋ぎて渡臺し、楊は臺北に在りて北路の守備に任し、兼て全臺の軍務を總統し、臺灣巡撫唐景崧は、民勇の糾合、及金穀の徵集に努力する等、百方防備の策を講せしが、二十八年三月下旬、澎湖島は我軍の占領に歸し、尋ぎて兩國和を議し、臺灣を割讓する事と爲りしを以て、紳民林維源、邱逢甲、林朝、陳之が首たり、は日夜、臺北籌防局に集議し、遂に共和國を建設するに決し、母國後援の頼るべく、列國干涉の期すべきを稱へたり、故に解隊歸散せし者は、僅に楊の所部數營に過ぎざりき。當時臺灣に在りし成規軍是れ練勇、兩軍に別、別に綠營十數營ありて、驛遞、驛務、盤金、保甲等の局務に任し、又隘勇と稱し、番界に在りて、生蕃に對し、警備に任する者、及び屯丁と稱し、歸化蕃を以て隘勇と同一の任を有するものあり、其の兵力は百五十餘營、其兵員約五萬に達し、又土豪林維源を全臺團練大臣に推舉し、團練局を設け、大に民勇を糾合せしむ。此民勇は、臺北陷落前後を以て解散せしが、後劉永福等の蠢惑煽動、其兵器糧餉は各自の支辨に屬し、旗幟軍裝整はずと雖、所在に起伏し、機に臨み、嘯聚頑迷、眞に成規軍の右に出て、各地の戰鬪に於て、常に賊の首動力となれり。



この他、所在に自衛の目的を以て、戦備を修めし街庄の勇丁を列擧するときは、全島皆兵の觀ありて、今其數を詳にせずと雖、實際我と接仗したる民勇のみにても、數萬に達するならん。當時臺灣の全住民は、二百八十萬人を算し、内蕃人約十萬ありと云ふ。此蕃人は峻山幽谷中に占居し、常に漢人と交通せず、故に王師の進討に方り局外の位置に立てり。漢人は閩(福建地方)粵(廣東地方)の二族に屬する者多く、閩人は三四百年前移住開墾の祖にして、沿海一帶樞要の地に占居し、其數最も多し、粵人は後れて移住せしを以て、大概蕃界に接して居住す。此關係上、前者は後者を目して客家と稱へ、其部落を指して客庄と呼び、兩者の間、常に反目相容れず。其閩族中にも漳州、泉州等の別あり、各々類を分ち黨を結び、動もすれば相軋し干戈を弄し、街庄争鬪絶えず。又土匪と稱する一種遊食の無頼漢あり、平素は賭博奸盜を事とし、機の投すべきあれば挺を把て起ち、各處呼應して亂を爲す。是を以て、人民は其良否を問はず皆兵器を秘藏し、富豪に至りては多方給養して兵丁を蓄ひ、儼然封建時代に於ける小諸侯の觀を爲す

ものあり。人民の情態此の如くなるを以て、民勇又は成規軍中にも、無頼の徒多く混入し、軍律風紀も無く、所在奪掠を事とし、時としては勢の非なると見れば、忽然戈を倒にし、其首長を戕ひ、友軍を脅し、搶劫する者あり。六月二日、我軍の三貂灣に上陸するや、唐景崧は臺北に在りて抵抗を力めしも、基隆翌日を以て陥り、敗報荐に到り、臺北城内大に動搖す。唐の左右には、速に新竹に退き、劉永福に就き再擧を圖るべきを説く者ありしも、聽かず、滬尾街に走り、幸にして獨國軍艦の保護に依り、厦門に向ひ解纜するを得たり。劉は所部を勸し各所に出沒し、速に我軍の征定を沮碍せんとせしかば、樺山總督其頑迷を憫み、一書を裁して、其撤去を勸告せるに方り、傲然之を排斥し、爾來海陸の險隘に依り、百有餘日を支持せしが、劉林等の夢想せる列國の干涉は遂に其端を開かず、南清地方に仰ぎし軍需品の供給も漸く絶え、林以下の郷紳土豪、前後皆降る。加ふるに、濁水溪に駐まれる皇軍近衛は、已に水を渡りて南進し、破竹の勢を以て將に嘉義城に逼らんとし、又強大なる増援兵第二師團は澎湖島に集合せんとするの飛報、劉の許に



至り、劉も大勢の如何ともすべからざるを察し、又逃意あり。十月十二日我軍艦の安平港に至るや、劉は打狗砲臺上に日章旗及白旗を掲揚せしめ、委員を旗艦吉野に派して會商を乞ひ、挺身遁逃の機會を獲んが爲、日子を遷延せしめ、十九日臺南城を出て安平に赴き、竊に我艦隊の監視を脱し、獨國商船に塔乗し、厦門に去る。かくて敗餘の凶徒の、臺南附近に麇集せる萬餘の者は、頭領を失ひて四散し、其本島在籍者は、郷里に屏息し、渡來兵勇は大抵投降し、又所在小船に依りて遁逃し去れり。

臺灣の言語は、支那土人中に三種類あり、生熟蕃語には凡二十種類ありと云ふ。故に布政の初め、人民に直接接觸する警察官に土語(支那語)を教習せしめ、又土人の化服を厚くせんが爲に國語學校を起し、交通、殖産の發展を圖らんが爲に築港、鐵道の計畫をなし、土地の所屬權を明かにせんが爲に調査局を設置せらる。殊に速急解決を要するは土匪に在り、土匪は合一萬許にして、三十四年の平民の匪害に死せし者二千五百に及べり。臺南の匪首林小捕の如き、一城を保有して、四五百人の兵を養ひ、隱然王公の如く、其附近の村落數里を籠蓋し、在仕の人民及び來往の旅客より金錢物貨を徵收し、之を拒絶するものには必慘害を加へたりと。然れども匪徒の鎮壓に專にして、良民の

撫育に怠るを得ず、六年を経て全く化服するを得たり。又土人を巡查補に採用し(隘勇と稱す)、蕃界警察を創め、平素銃を肩にし、劍を帯び、生蕃の來襲にあへば直に戦闘をなさしむ。此隘勇線は、步哨線に外ならず、該線は次第に延長し(三十二年には)全く蕃地を圍み、出入動靜を監視す。即、生蕃邊界に於ける樟腦採造及び開墾事業の安全を得るは、職として此步哨線の効力に由る。又保甲の壯丁團あり、是れ固より前代の遺制なりしが、之を再興改良して、壯丁の數實に十二萬。蕃界附近の地に在りては、亦以て隘勇を補佐せしめ、官治と自治と相須ちて共同鎮壓の効果を收むるを期す。而して全島の主兵力は、師團派遣の守備隊に在るや論なし。行政は總督府の下に三縣三廳あり、更に二十の地方行政區を置き、其下には街庄社と云ふが如き團體を置く、即町村なり。街庄に保甲制あり、其制十戸を甲と爲し、百戸を保となし、各其長を置きて自治し、以て艱難相救はしむ。該制は土匪の鎮壓郷黨の保安に頗有効なり、是れ周官の遺風にて、支那の地方行政を研究するに方りて留意すべき者とす。(後、三縣を停め二十餘廳を列置す)産物の主なる者は、茶、米、樟腦、砂糖なり。國庫の歳入、初



年には二百餘萬圓、第二年に五百餘萬圓に過ぎざれば、到底六七萬圓の補助を免れざりしに、年を逐ひ、阿片、樟腦、鹽の專賣制度を起し、糖業又勃興しければ、遂に十年の後、一千七百萬圓餘の歳入を得、自治自營するに至れり。

臺灣は征伏の當初、樺山、乃木、兒玉等の將軍に依りて治化を布かる、而して其効果の擧がりしは、三十一年兒玉總督が赴任し、後藤新平を民政長官に居ゑし後の事とす、十年の後にして自營の計立つといふ者即是なり。

#### 第四章 日清役後の東洋變局

清廷列國に要挾せらる 甲午、乙未の争戦は、支那薄弱の實を暴露したりければ、露國は弱を扶くと稱して日本を抑へ、其干涉の餘威を以て、遂に清國の後見人たるの位置に着席したり。即、露佛は相一致して其政略を運用し、暗に清國の戦費賠償公債を我手に引きうけんことを約せしが、忽之を恩に被せ、更に清廷をして、佛國領の安南境界に於て土地を割かしめ、廣東、廣西、雲南に於ても、陸路貿易、鑛山採掘、鐵道布設等の種々なる特權を獲たり。又露帝加冕の大禮を

露佛先清國に要求す

遼東代索の義に酬ゆ

行ふや、年二十九露公使カシニーは、北京政府の王之春を欽差せらるるを悦ばず、説きて李鴻章を推す。李因りて簡派せられて聖比得城に至り、又墨斯科モスコに赴き、則彼の君臣と會見し、遼東代索の義に酬いて、協力侮敵の方略を議す。遂に大臣ウキツテと假りに訂盟の案文を立て、之を北京に回附す。時に日本よりは山縣大將露國に至り、別に朝鮮の保護につきて露廷と協商する所あり。九月に至り、露清の密約は、カシニーの奔走に因り、北京朝廷の批准を得て更に條約する所あり。而も外間はその明文を得ず、嫌疑百出す、謂はゆるカシニー密約是なり。

カシニー公使は、李鴻章の露國より未歸にあたり、二十九年八月、李の腹心の内閣大臣をして、北京朝廷の實權者西太后に説かしめ、日英聯合、以て再び清國に寇せんとす、今にして墨斯科密約に背き、信を露西亞に失ふときは、清國は累卵の危を免れざるべしと云ひ、脅迫百方、遂に九月下旬を以て、該密約も清國皇帝の批准を得たり。而も李鴻章は歸國の後、朝野の衆怒に會ひ、事に托して京外に斥けらる。但し、露國皇帝は密約に基づき、東



部鐵道會社に認可狀を下し、速に東三省の鐵道を起工せしめて憚る所なし。當時世間にカシニ一條約として傳へし所のもの外、又ウキツアの原條約あり、此別本は數年の後に至りて始めて露顯す、殆攻守同盟の實を備ふ。

俄清密約別本(德署名)

第一款、日本國如侵佔俄國亞洲東方土地、或中國土地、或朝鮮土地、即牽礙此約、應立即照約辦理。如有此事、兩國約明、應將所有水陸各軍、屆時所能調遣者、盡行派出、互相援助、至軍火糧食、亦盡力互相接濟。第二款、中俄兩國現經協力禦敵、非由兩國公商、一國不能獨自與敵議立和約。第三款、當開戰時、如遇緊要之事、中國所有口岸、均准俄國兵船駛入、如有所需、地方官應盡力幫助。第四款、今俄國為將來轉運俄兵禦敵、並接濟軍火糧食、以期妥速起見、中國國家允於黑龍江、吉林地方、接造鐵路、以達海參崴。惟此項接造鐵路之事、不得藉端侵佔中國土地、亦不得有礙大清國大皇帝應有權利、其事可由中國國家、交華俄銀行承辦經理、至合同條款、由中國駐俄使臣與銀行、就近商訂。第五

ウキツアの  
俄清密約

カシニ一  
密約

款、俄國於第一款禦敵時、可用第四款所開之鐵路、運兵糧軍械。平常無事、俄國亦可在此鐵路、運過境兵糧、除因轉運暫停外、不得借地故停留。第六款、此約由第四款合同批准舉行之日、算起照辦、以十五年為限、屆期六箇月以前、由兩國再行商辦、展限。大俄國欽差全權大臣、外務尚書內閣大臣、上議院大臣、實任樞密院大臣、王爵羅拔諾甫畫押印。大清國欽差頭等全權大臣、太子太傅文華殿大學士、一等肅毅伯爵李鴻章畫押印。大俄國欽差全權大臣、戶部尚書內閣大臣、樞密院大臣、德畫押印。光緒二十二年四月二十二日(我明治二十九年六月三日)訂於莫斯科、俄曆一千八百九十六年五月二十二日。

喀希尼密約流布本

大清國大皇帝、前於中日肇釁之後、因奉大俄羅斯國大皇帝仗義各節、並願將兩國邊疆及通商等事、於兩國互有益者、商定妥協、以固格外和好。是以特派大清欽命督辦軍務處王大臣、為全權大臣、會同大俄羅斯國欽差出使中國全權大臣一等伯爵喀、在北京商定。將中國之東三省火車道、接連俄國西卑里亞省之火車道、以冀兩國通商往來迅速、沿海邊防堅固、並議專條、以答代索遼



東等處之義。

第一條 近因俄國之西卑里亞火車道竣工在即，中國允准俄國將該火車道，一由俄國海參崴續造至中國吉林琿春城，又向西北續至吉林省城止。一由俄國境某城之火車站續造至中國黑龍江愛琿城，又向西北續造至齊齊哈爾省城，又至吉林伯都訥地方，又向東南續造至吉林省城止。第二條 凡續造進中國境內黑龍江及吉林各火車道，均由俄國自行籌備資本。車道一切章程，亦均依俄國火車章程。中國不得與聞。至其管理權，亦暫行均歸俄國。以三十年為期。過期後，准由中國籌備資本，估價將該火車道並一切火車機器廠房屋等贖回。惟如何贖法，容後再行妥酌。第三條 中國現有火車路，擬自山海關續造至奉天盛京城，由盛京接續至吉林。倘中國日後不便，即時造此鐵路，准由俄國備資，由吉林城代造，以十年為期贖回。至鐵路應由何路造，均照中國已勘定之道，接續至盛京並牛莊等處地方止。第四條 中國所擬續造之火車道，由奉天至山海關，至牛莊至金州，至旅順口，大連灣等處地方，均應仿照俄國火車道，以期中俄彼此往來通商之便。第五條 以上俄國自造之火車道，所經各地

滿洲鐵道をシベリア線に連接して代辦す

方，應得中國文武官照常保護，並應優待火車道各站之俄國文武官員以及一切工匠人等。惟由該火車道所經之地，大半荒僻，猶恐中國官員不能隨時保護周詳，應准俄國專派馬步各兵數隊，駐紮各要站，以期妥護商務。第六條 自造成各火車道後，兩國彼此運進之貨，其納稅章程，均准同治元年中俄陸路通商條約完納。第七條 黑龍江及吉林、長白山等處地方，所產五金之礦，向有禁例，不准開挖。自此約定後，俄國以及本國商民，隨時開採，惟須應先行稟報中國地方官，具領護照，並按中國內地礦務章程，方准開挖。第八條 東三省雖有練軍，惟大半軍營，仍係照古制辦理。倘日後中國欲將各省全行改做西法，准向俄國借請熟悉營務之武員，來中國整頓一切。其章程則與兩江所請德國武員條程，辦理無異。第九條 俄國向來在亞細亞洲，無周年不凍之海口，一時該洲若有軍務，俄國東海以及太平洋水師，出入不便，不得隨時駛行。今中國因鑑於此，是以情願將山東省之膠州地方，暫行租與俄國，以十五年為限。其俄國所造之營房、棧房、機器、船塢等類，准中國於期滿後，估價備資買入。但如無軍務之危，俄國不得即此屯兵據要，以免他國嫌疑。其賃租之款，應得如何辦理，

膠州旅順等を賃與す



日後另有附條酌議。第十條遼東之旅順口以及大連灣等處地方原係險要之處中國極應速爲整頓各事以及修理各礮臺等諸要務以備不虞。既立此約則俄國允准將此二處相爲保護不准他國侵犯。中國亦允准將來永不能讓與他國占踞。惟日後如俄國忽有軍務中國准將旅順口及大連灣等處地方暫行讓與俄國水陸軍營泊屯於此以期俄軍攻守之便。

此カシニ一條約の擧ぐる所は、東三省滿洲地方の海陸を俄に附與するに止まらず、膠州灣をも合せて之に附する者とす。多くは實施に及ばずして中變したりと雖、俄の大計圖は、此條文に因りて摸索すべし。

カシニ一密約は、當初其虚實に關して世論囂々たり、而れども二十九年の一月早くも露清華俄銀行は建ち、清國內に於ける租稅上納金の取扱、鐵道布設の用として、已に上海及漢口に開舖され、又其八月には東三省鐵道を允可せられければ、他方より望み視るも、其形迹掩ふべからず。而も獨逸は前に干涉同盟に加入し、露をして其志を遂げしめながら、當時未、清國に向ひ要求する所あらず、偏に時機を伺ひしが、十一月急に山東者膠州灣に占據して、稍飽足を取る。當

獨逸膠州灣を據す

露國旅順口に據る

時、獨帝は宣言して曰く、獨逸現在の海軍威力は、帝國の須要に應ずるに足らず、今獨逸兵を膠州灣に上陸せしめたるは、我二名の獨逸臣民殺戮に對して、其賠償を得、今後慘事の再び起るを防がん爲なり」と、蓋海軍擴張と東洋索取の二策を並合して之を行へる者とす。かくして、露艦は獨の成例を蹈む如く、忽、旅順口に入り、俄清密約は愈事實として發現し來る。又露國は清國債務代償の機に乗し、總稅務司の英國官吏を悉く解僱し、換ふるに露國人を以てせんとす、十二月也。事是に至りて、久しく沈滞したる英國たるものも黙すべきに非ず、英國艦隊は威力運動を開始し、清國政府は英露何れに據るべきかに迷ひしが、遂に英國に傾向し、露佛の債款代償全く失敗したり。而も既に密約を手にせる露國は、餘地尙廣し、旅順口及び大連灣の經營に着手し、速に連接の鐵路をも起し、東三省を其掌中に運用することゝなりぬ。抑、前に日本が遼東を請求したるに方り、半島の永久據有は、東洋平和の危害を爲すとの口實を以て、之に抗抵したる露獨は、此の如くにして自家之を占得し、併せて諸種の特權を獲たり、之を傍觀せる米國は言を爲して曰く、斯の如き專權の隴斷は、清國と外國との